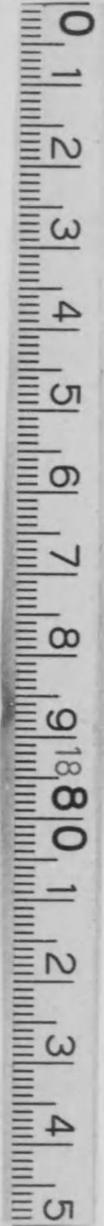


275.6
16



始



275
16

和歌山縣社會教育要覽

第二輯

275-16

詔書

朕惟フニ今次ノ大戦亂ハ兵戈五年ニ彌リ世界ヲ聳動セシメタルモ我カ聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈ニ頼リ戰氛一掃平和全ク復スルニ至リタルハ朕ノ甚タ懌フ所ナリ今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ安寧ヲ將來ニ規ルハ固ヨリ諸友邦ノ協同變理ニ須タサルヘカラス嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ朕亦全權委員ヲ簡派シ其ノ商議ニシテ平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ

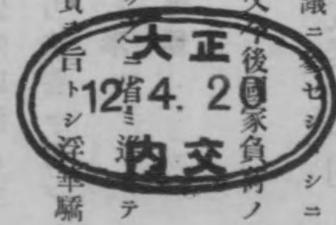
今ヤ世運一展シ時局不ニ變ス宜シク奮勵自強隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ヲ思フハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ學ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ニ旨トシ深平驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ努メサルヘカラス

朕ハ永ク友邦ト偕ニ和平ノ慶ニ頼リ休明ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化ヲ廣敷シ益々祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

大正九年一月十日

各大臣副署



令 旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須
ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ
顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力
以テ所期ノ目的ヲ達スルニ励メム

コトヲ望ム

大正九年十一月二十二日

奉 答 文

畏クモ 皇太子殿下本日全國青年團員ニ
對シ特ニ優渥ナル令旨ヲ賜ハリ青年ノ橋
フヘキ所ヲ示シ給ヘリ一同恐懼感激ノ至
リニ堪ヘス爾今益々協心戮力修養ニ努メ
以テ令旨ニ副ハムコトヲ誓ヒ奉ル
右執奏方可然御取計相成度候

大正九年十一月二十二日

全國青年團明治神宮代參者一同

內務大臣 床次竹二郎殿
文部大臣 中橋徳五郎殿

社 會 教 育 要 覽

平和ニ關スル詔書
皇太子殿下令旨
奉 答 文
行啓ニ關スル告諭

(大正十一年 第一號 第三號 第四號)
(大正十二年 第一號)

目 次

一、社會教育振興ニ關スル訓令	五
社會教育事業要目	
二、社會教育主事職務規程	七
三、青年會綱領	八
四、青年團關係令達	一三
五、處女會綱領	一七
六、青年會、處女會等ノ狀況報告等ニ關スル件	一九
社會教育施設狀況及調査	
一、社會教育費	二二
二、社會教育吏員設置狀況	二三
三、學校ヲ中心トスル社會教育施設	二三
四、青年團體ニ關スル狀況調査	二八
五、處女會ニ關スル狀況調査	三一

附 録

六、視察參考縣內優良青年會等調	三三
優良實業補習學校	
七、少年團體ニ關スル調査	三五
八、不良兒童調	三八
九、薄資秀才兒童調	三九
一〇、社會奉仕日ニ關スル調	四二
一一、教育後援團體ニ關スル調査	四九
一二、圖書館ニ關スル調査	五三
附 最近文部省調査 五拾圖又ハ百 青年團處女會文庫 圖位ヲ出來ル	五九
一三、被傭者ニ對スル修養施設等ニ關スル調	六一
一四、民衆娯樂ニ關スル調	六三
一五、興行關係者懇談會ノ施設	六四
一六、文化講座施設	六九
一七、常置教育的觀覽施設ニ關スル調査	七〇
一八、縣下寺院教會ノ開放ニ關スル調査	七一
一九、社會教育一斑	
皇太子殿下ノ御盛徳に就いて	小原知事講話 七九
東宮殿下御上陸より還啓まで	小原知事講話 八七

○和歌山縣告諭第一號

皇太子殿下 畏クモ今次

攝政ヲ以テ陸軍特別大演習ヲ四國平野ニ統監セサセ給ヒ次テ

皇太子ヲ以テ四國巡啓ノ御途次本縣行啓ノ儀御治定在ラセテ近ク鶴駕ヲ進メサセ給フ、定ニ斯レ聖代ノ惠澤ニシテ亦實ニ本縣無上ノ光榮ナリ、本縣民タル者深ク盛旨ヲ畏ミ至誠ヲ致シ以テ奉迎ノ意ヲ表シ奉ラサルヘカラス、恭シク願フニ

今上陛下 明治三十六年十月 皇太子ヲ以テ本縣ニ行啓アラセ給ヒ、備サニ縣勢ヲ察シ、至仁蒼生ヲ憐撫

シ、至德自治教育産業ヲ獎メサセ給フ、皇恩滋雨ノ如ク定ニ感激ニ禁ヘス、殿下今ヤ攝政ノ大任ニ在シマシ萬機ヲ統ヘ庶政ヲ裁シ夙夜國事ニ勞サセ給フ

此ノ時ニ當リ特ニ鶴駕ヲ本縣ニ進メ給フ、懿旨深遠、盛德宏大洵ニ疆ナシ、縣民ノ歡天喜地至誠至善ヲ悉シテ 憂慮ニ酬井奉ルヘキハ至衷ノ溢ルル所ナリ、

謹テ惟ミルニ、縣政民治ノ事、戦後ノ時運ニ伴ヒ、拮据經營益々其ノ實ヲ充タシ、彌々其ノ力ヲ養フヲ急務トスルノ秋ナラスムハアラス、縣民宜シク此ノ盛事

ニ奮起シ、和衷一致、淬勵ノ誠ヲ致シ以テ縣勢紀運ノ一新ヲ劃シ、宜ク立國ノ大義ニ則リ、中正健實ノ思想ヲ練リ殉公犧牲ノ精神ヲ培養シ自治公共ノ觀念ヲ陶冶シ、進テハ文化ノ振興ヲ資ケ、退テハ民力ノ涵養ニ努メ一意忠誠以テ 懿旨ニ奉答セサルヘカラス

殿下 至仁至慈深ク、國民生活ノ安定ニ軫念アラセテレ今次 行啓ニ際シテモ極メテ簡易質素ヲ旨トシ給フ 洵ニ誠恐誠懼ニ勝ヘス、縣民深ク 聖旨ヲ奉戴シ恭敬ヲ主トシ粉飾ヲ避ケ以テ奉迎ノ至誠ヲ表スヘキナリ 右告諭ス

大正十一年十一月二十二日

和歌山縣知事 小原新三

○和歌山縣告諭第三號

皇太子殿下 畏クモ今回陸軍特別大演習御統監ノ御途次 鶴駕ヲ本縣ニ進メサセ給ハムトス、定ニ斯レ聖代ノ惠澤ニシテ本縣無上ノ光榮ナリ 恭ク惟ルニ 殿下 天資英明國民ノ敬仰ヲ御一身ニ集メサセ給ヒ、

山間僻陬ノ小童ニ至ルマテ威ナ御英姿ヲ想望シ奉リ瞻仰措カス、加フルニ曩ニ海外御巡遊ノ事アルヤ歐洲諸國民亦 殿下ノ御神性ヲ歎賞シ奉レリ、今圖ヲスモ 殿下 親シク本縣ニ台臨アラセラレ更ニ青年諸子ノ爲ニ親闕ノ光榮ヲ賜ハラムトス、盛意深遠眞ニ感激ニ堪ヘス、願フニ

殿下 大正九年十一月全國青年團代表者ヲ高輪御殿ニ召サセラレ特ニ、優渥ナル令旨ヲ下シ給ヒ、國運發展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト大ナルヲ宣示シ、其ノ奮勵協力ヲ望マセ給フ、帝國青年タル者夙夜淬勵ノ誠ヲ致シ以テ 聖旨ニ背カサラムコトヲ期スヘキナリ、諸子夫レ此ノ千載ノ一遇ニ際會シ熱慮 臺旨ノ存スル所ヲ稽ヘ、立國ノ本義ト世界ノ大勢トニ鑑ミ、其ノ適順スル所ヲ諷ルコトヲ忠誠事ニ從ヒ粉骨碎身以テ 聖恩ノ萬一ニ報キンコトヲ期スヘシ

右告諭ス

和歌山縣知事 小原 新三

聽ニ達シ 臺覽ニ觸レ給フトコロノ事細大トナク御心ヲ注カセ給ヒ、縣民ヲシテ感奮興起偏ニ 懿旨ノ深遠ト臺慮ノ 優渥トニ感泣セシメ給フ、更ニ惟ルニ畏クモ史實ノ據ルトココヲ悞ハセ給ヒ、特ニ官幣中社伊太祈曾神社境内ニ覓メタル樟樹ノ種子ヲ親シク御播種遊サレタルハ、獨リ青年啓培ノ上ニ深慮ヲ寄セ給ヒシノミナラス、又産業上ニ高遠ナル御趣旨ヲ含マセ給フコトヲ拜察シ定ニ誠恐誠懼措クトコロヲ知ラス、縣民タル者宜シク今次 行啓ニ際シ垂示シ給ヒタル深遠ナル臺慮ノ存スルトコロヲ奉體シ、感激奮勵眞ニ告諭シタル所ニ依リ益々國體ヲ闡明シ國民性ヲ發揮シ、一心協力、進ミテハ宇内ノ大勢ニ順應シテ文化ノ惠澤ヲ擴充シ、退イテハ各々業ニ勵ミ職ニ勉メ公ニ奉シ義ニ殉ヘ剛毅醇厚ノ民風ヲ作興シ以テ大ニ本縣ノ發達ヲ期セサルヘカラス、若シ夫レ千載一遇ノ盛事ヲ畏ミ既ニ施設經營ノ策ヲ立テタル各種記念事業ハ、元ト是レ衆智ヲ蒐メ熱慮百考ノ末ニ成リタルモノ必スヤ挫折スルコトナキヲ信スルモ、更ニ思テ教シ精ヲ勵シ拮据經營以テ健實ナル發達ヲ遂ケシメ有終ノ美果ヲ收ムルニ努ムヘシ。斯ノ如キハ實ニ是レ今次 殿下行啓ノ恩光ヲ永

○和歌山縣告諭第四號
皇太子殿下ニハ畏クモ曩ニ 鶴駕ヲ四國ニ進メ給ヒ攝政ヲ以テ軍旅ノ統帥ニ

皇太子ヲ以テ地方ノ巡啓ニ寧處在ラセラレス宵衣旰食ノ御勞拜察ニ餘リアル時ニ方リ、更ニ本縣ニ 行啓アラセラレ縣民ヲシテ等シク盛德ヲ仰キ仁風慈雨ニ浴スルヲ得セシメ給フ、洵ニ是レ千載一遇ノ光榮ニシテ縣民歡天喜地其ノ極ニ達シ 惠澤ノ光被スルトコロ遠近衷ヲ披キ 仁慈治キトコロ遐邇誠ヲ捧ケ、衆庶仰イテ至德ヲ景慕シ、伏シテ 至仁ニ感泣シ、坐ロニ君臣ノ大義父子ノ親誼ヲ體感シ奉ル、實ニ是レ國體ノ精華、國民性ノ發露ニシテ臣下ノ分素ヨリ當ニ然ルヘキトコロナルニ、殿下至仁至慈畏クモ 臺覽ヲ垂レサセ給ヒ 還啓ニ際シ御召列車内ニ於テ特ニ拜謁ヲ賜ヒ、今回縣民ノ盛大ナル歡迎ヲ受クルヲ欣フ、知事ヨリヨク縣民ニ傳ヘヨトノ優渥ナル 御沙汰ヲ拜シタルハ 恩慈肺腑ニ徹シ只管感激恐懼ニ勝エサル所ナリ 恭シク惟ルニ 殿下聰明睿智深ク縣勢ニ軫念ヲ垂レサセ給ヒ、産業、教育、自治、社會事業其ノ他各般ノ施設ヲ始トシテ山川草木、風物景勝ニ至ルマテ苟クモ尊

遠ニ記念シ鴻恩ノ萬一ニ答ヘ奉ルノ途ナリ、希クハ縣民相誓ヒテ敢テ怠ルコトナキヲ

右告諭ス

大正十一年十二月十四日

和歌山縣知事 小原 新三

○和歌山縣告諭第一號
恭シク惟ミルニ、昨冬

皇太子殿下畏クモ 鶴駕ヲ本縣ニ進メ、親シク縣勢民情ヲ台鑑アラセ給フヤ、縣民齊シク 盛德ヲ瞻仰シ、遠近洽ク恩光ニ感激シ、民風著シク緊張ノ實ヲ示セリ。此ノ時ニ方リ、更ニ體感ヲ深クシ、至誠ヲ披キ、縣民互ニ一心戮力、苟クモ從來ノ因襲ニシテ誤レルモノアラハ、速ニ之ヲ改メ、諧和融睦以テ人道ノ彝倫ヲ明ニシ、相率イテ共ニ偕ニ縣勢ノ振興、國家ノ安寧ヲ企圖スヘキハ、即チ 盛旨ニ副ヒ奉ル所以ノ途ナルヲ信シ、爰ニ重ネテ告諭ヲ發ス

抑々四民平等ノ制ハ 先帝陛下至仁至慈ノ 聖旨ニ基クトコロニシテ、明治維新宏謨ノ淵源亦實ニ此ニ存ス。謹ンテ按スルニ、五箇條ノ御誓文ヲ始メ、屢次煥

發セラレタル 詔勅ヲ拜シ奉ルニ、四民平等、上下一心ヲ望マセ給ハサルハナク、又 御製ヲ拜シ 御偉績ヲ俾ヒ奉ルニ、天下ノ蒼生ヲ等シク赤子ト見ツナハス 聖慮洵ニ感激ノ外アラス。然ルニ積年因襲ノ餘弊ハ國民ヲシテ或ハ之ヲ悟ルニ尙遺憾ノ点アラシメ、知ラズ識ラスノ裡、深遠ナル 聖旨ニ悖リ、同シク 陛下ノ赤子タルニ拘ラス同胞ノ間ニ類ヲ分チ、溝渠ヲ作リ、融合諸和ノ實ヲ擧クルニ、缺クルトコロアラハ寔ニ是レ恐懼ニ堪ヘサルトコロナリ。畏クモ冀ニ、皇太子殿下 本縣行啓ニ際シ、動モスレハ或ハ不幸ノ境遇ニ在ラムトスル村落ノ中、地方改善ノ跡顯著ナルモノノ代表者及之カ啓發誘導ニ盡力セル者ヲ御泊所ニ召サレ、親ク優渥ナル御會釋ヲ賜ハリタルノミナラス、侍從長ヲ經テ御下問ニ奉答スルノ光榮ヲ荷ハシメ給ヒシハ、獨リ至仁至愛ノ恩德ヲ是等一部ノ臣子ニノミ垂レサセ給ヒタルニアラスシテ、周ク縣民ニ對シ其ノ擧フヘキトコロヲ示シ給ヘルニ外ナラサルヲ感銘シ、誠恐誠懼措クトコロヲ知ラサルナリ。縣民タルモノ深ク 台慮ノ存スルトコロヲ拜察シ奉リ、切ニ自ラ相省ミ、宜シク天下ニ率先シテ斯ノ陋習ヲ打破シ、溝

渠ヲ撤廢シ、以テ速ニ縣民同和ノ實ヲ擧ケ、相倚リ相扶ケテ、平和ト文化トヲ促シ進シ推テ範ヲ全國ニ示スニ至ラムコトヲ期スヘシ。同時ニ、或ハ差別的待遇ノ不幸ニ逢ヒ、陋習ノ境遇ニ平ナラサラムトスル一部縣民ニ在リテハ、固ヨリ當サニ 台慮ノ至仁至慈ナルニ感奮シ、益々忠君愛國ノ精神ヲ旺盛ニスルト共ニ、深ク自ラ重シク、一意德ヲ進メ、智ヲ研キ、業ヲ勵ミ、産ヲ治メ、以テ速ニ地位ノ向上ヲ圖ルニ努ムヘシ。若夫レ濫リニ世ヲ憤リ、徒ラニ焦慮シテ事ニ急ナラムカ、却テ相互ノ間ニ乖離ヲ生シ、自ラ溝渠ヲ深クスルニ至リ、自繩自縛ノ悔ヲ貽スコトナキヲ保セス。特ニ萬一思慮ニ周密ヲ缺キ、舉措ニ慎重ヲ忽ニスルコトアラハ、誤ラレテ遂ニ 皇恩ニ答ヘ奉ルノ途ヲ失ヒ、殿下ノ盛旨ト違ク相悖ルノ結果ヲ見ルニ至ラム。恐レテモ尙恐レ、慎ミテモ尙慎ムヘキハ實ニ此ノ一事ニ在リ。要スルニ、縣民一般ハ皆其ノ心ヲ一ニシ、和衷協同相互救援、以テ共存共榮ノ途ヲ講スヘキコト固ヨリ當サニ然ラサルヘカラスト雖、特ニ陋習ヲ打破シ徹底シ、誤

レル差別觀念ヲ脱却スルハ、 聖旨 台慮ニ副ヒ奉ル急務中ノ急務ニシテ、而シテ之ヲ進メ、之ヲ行フノ時機方ニ此ノ時ニ存ス。希クハ縣民齊シク思ヲ致シ、之ヲ實現スル途ニ於テ苟クモ遺策ナカラムコトヲ右告諭ス。

大正十二年二月七日

和歌山縣知事 小原新三

○和歌山縣訓令甲第二二號

郡市役所 警察官署 青年會 處女會 教育會

時運ノ進展ニ伴ヒ各般ノ事象彌複雜トナリ之カ刷新改善ヲ要スルモノ益多キヲ加フ今之ヲ教育施設ノ範圍ニ就キテ數フルニ家庭教育及學校教育ノ充實完成ノ重要ナルハ固ヨリ其ノ所ナリト雖更ニ進ミテ一般社會ヲ對象トシ之カ教養ニ資スヘキ社會教育ニ關スル方針ヲ樹

立シ之カ施設ノ策勵ヲ期スルハ洵ニ緊要ノ時務タラスムハアラス 社會教育ノ内容ハ頗ル廣汎ナリト雖之ヲ要スルニ一般民衆ニ對シ其ノ思想ヲ善導シ健全ナル國民的自覺ヲ與ヘ美風良俗ヲ助長シ處世ニ必要ナル智識技能ヲ修得セシメ體育衛生ノ改善進歩ヲ圖リ高尚ナル趣味ヲ涵養シ以テ文化生活ノ完成ヲ期スルニ在リ、左ニ社會教育事業要目ヲ發布シ其ノ範圍ヲ明ニス、局ニ當ル者宜シク地方ノ狀勢ニ鑑ミ取捨選擇以テ適當ナル施設方針ヲ定メ官公署學校團體及篤志家等ヲ策勵シテ其ノ施設ヲ勸奨シ且ツ相互ノ連絡統一ヲ圖ルニ努ム以テ斯教育ノ振興ヲ期スヘシ、特ニ學校ニ在リテハ其ノ教育ヲシテ社會化セシムルノ方策ヲ講シ其ノ設備ヲ利用シテ適切ナル施設ヲ爲シ以テ學校ヲシテ社會教化ノ中心タラシムルト共ニ學校教育ノ効果ヲシテ益深厚ナラシムムコトヲ要ス

大正十年八月十二日

和歌山縣知事 小原新三

社會教育事業要目 甲、學校教育ノ社會化ニ關スル施設

- 一、校內ニ於ケル社會教育的施設
- 二、校外ニ於ケル社會教育的施設
 - イ、校舍校地及校具ノ開放利用
 - ロ、校外教育
 - ハ、學校事業ノ擴張
- 乙、學校教育ノ助勢ニ關スル施設
 - 一、教育後援會
 - 二、育英事業
- 丙、兒童保護ニ關スル施設
 - 一、兒童生徒ノ教育相談及職業ノ指導
 - 二、貧困兒童ノ就學獎勵並保護
 - 三、保護兒童低能兒童及發育不良兒童ノ教育及保護
 - 四、幼兒ノ保育施設及託兒所
 - 五、臨海學校及林間學校
- 丁、徳性ノ涵養並智能ノ啓發ニ關スル施設
 - 一、思想ノ啓發及善導
 - 二、生活改善ノ研究及實行
 - 三、矯風薰化運動
 - 四、補習教育ノ助勢
 - 五、圖書館及巡回文庫

- 六、自治會
- 七、青年會
- 八、主婦會
- 九、處女會
- 十、講習會講演會及講話會
- 十一、教育的觀覽施設
- 十二、セツトルメンツ
- 十三、通信教育
- 十四、揭示教育
- 十五、職業指導
- 十六、職工、徒弟、店員及僕婢ノ修養
- 十七、神職會及宗教家團體ノ活動獎勵
- 十八、部落改善
- 十九、文藝及美術ノ獎勵
- 戊、體育及衛生ニ關スル施設
 - 一、民衆體育ノ普及獎勵
 - 二、公衆衛生思想ノ啓發
 - 三、小公園及運動場ノ設置
 - 四、公休日ノ利用並指導
 - 五、國民運動會

己、民衆娛樂ニ關スル施設

- 一、寄席演劇活動寫真觀物興行ノ改善
- 二、通俗音樂ノ普及改善
- 三、飄詠趣味ノ善導
- 四、盆踊及祭典催物ノ改善
- 五、室内娛樂ノ改善
- 六、通俗娛樂會

備考

本要目ハ社會教育事業ノ梗概ヲ示シタルニ止マリ或ハ目的ニ關スルモノ或ハ方法ニ據ルモノ併立セシメ又其ノ區分モ便宜ニ出テタルモノ多シ、之カ實施ニ當リテハ各項各目相互ニ聯繫統合スルヲ要ス

○和歌山縣訓令甲第二三號

廳	中	一	般
郡	役	所	
市	役	所	
町	村	役	場
學	校	校	場
圖	書	館	

社會教育主事職務規程左ノ通制定シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 大正十年八月十二日
 和歌山縣知事 小原新三

社會教育主事職務規程
 第一條 社會教育主事內務部ニ屬シ上司ノ命ヲ承ケ左ノ職務ニ從事ス

- 一、青年會處女會ニ關スル事項
- 二、兒童保護ニ關スル事項
- 三、圖書館並巡回文庫ニ關スル事項
- 四、教化事業ニ關スル事項
- 五、民衆娛樂並國民體育ニ關スル事項
- 六、教育的觀覽事業ニ關スル事項
- 七、其ノ他社會教育ニ關係アル事項
- 第二條 社會教育主事社會教育ニ關スル事項ニ付知事ニ意見ヲ申述スルコトヲ得
- 第三條 社會教育主事ハ補習學校青年會處女會等ノ視察ニ當リ社會教育上必要ト認ムルトキハ當事者ニ意

見テ揭示スルコトヲ得
第四條 社會教育主事ハ視察ノ顛末及調査ノ要領ヲ知
事ニ申告スヘシ

○和歌山縣訓令第二號

郡	役	所
警察	官	署
市	役	所
町	村	役
學	校	場
青	年	會

義務教育ヲ終了シ若ハ終了セシテ直ニ實務ニ從事シ
或ハ家庭ニ在ル青年カ徵兵適齡ニ達スル迄ノ間七、八
年ノ歲月ハ實ニ青年ノ修養上一日モ忽諸ニ付スヘカラ
サルハ言テ俟タス若之レカ修養ヲ怠ラン乎當ニ個人將
來ノ發達ニ障害ヲ來スノミナラス義務教育ノ効果漸ク
減退シテ國家ノ隆昌ト社會ノ康福トハ之レナ期スルニ
難カラントス
從來各地ニ青年團體ノ設置漸ク治ク是カ施設經營ニ努
メツ、アルハ欣フヘシト雖國運ノ伸暢ト地方ノ開發ト

意スルヲ要ス

市ニ在リテハ小學校通學區域ヲ以テ各支會ヲ組織シ
更ニ市トシテ之レヲ統一スヘシ

二、目的

本會ハ青年修養ノ機關タリ其本旨トスル所ハ教育ニ
關スル勅語、戊申詔書、並ニ軍人ニ下賜セラレタル
勅諭ノ御趣旨ヲ奉體シ忠良ナル國民及健全ナル公民
タル素質ヲ養成スルニアリ
會員ハ正直ニシテ偽ラス深ク虚言ヲ戒メ互ニ禮儀ヲ
守リテ相親睦シ勤勉質素ニシテ淫逸懦弱ノ風ニ染マ
サランコトヲ期シ常ニ忠孝ノ大義ヲ體シ品性ノ向上
ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知能ヲ研キ
克ク人格ノ完成ニ努メ兼テ共同自治ノ精神ヲ養フヘ
シ

三、會員

本會ハ主トシテ正會員ヲ以テ組織シ場合ニヨリテハ
客員ヲ加フルコトヲ得
當該市町村ニ現住スル尋常小學卒業者、若ハ滿十二
歳以上ノ男子ニシテ滿二十歳以下ノ者ヲ以テ正會員
トス若會員中年長者ト年少者ト區別スルヲ適當ナリ

ニ顧ルニ尙一段ノ發展ヲ望マサルヲ得ス方今列強國ヲ
舉ケテ相爭フ凡國家ノ事綱上リ目張り百事悉皆緊張シ
全部悉皆振起センコトヲ要ス乃チ將ニ國家ノ負擔ニ任
シ自治ノ運用ニ當ラントスル青年ヲシテ其精神ヲ鍛鍊
シ其智能ヲ啓發シ其身體ヲ強健ニセシムルカ如キ實ニ
緊要ニ屬ス故ニ爾今一層青年ノ修養ニ努メ義務教育ノ
終了後又適當ノ青年教育ヲ授ケ以テ國民ノ智識道德體
格ニ十分ノ發達ヲ遂ケシムコトヲ要ス仍テ茲ニ青年
會綱領ヲ發布ス其局ニ當ル者之レカ趣旨ヲ體シ地方實
際ノ情況ニ應ジ最モ適實ナル指導ヲ與ヘ以テ團體ヲシ
テ健全ナル發達ヲ遂ケシムコトヲ期スヘシ
大正五年一月二十七日

和歌山縣知事 小原新三

青年會綱領

一、設置區域

設置區域ハ可成當該町村ノ區域ニ依ルヘシ若土地ノ
事情ニヨリ部落又ハ小學校通學區域等ヲ區域トシテ
組織スル方適當ナル場合ニ於テハ之レヲ支會ト爲ス
コトヲ得ルモ支會ハ常ニ本會トノ聯絡ヲ密接ナラシ
メ町村青年會トシテ緊實ナル發達ヲ遂クルコトニ注

トスル時ハ凡滿十五歳ヲ限度トシ二部ニ區別スルコ
トヲ得、高等小學校以上ノ程度ノ學校ニ在學スル者
(實業補習學校ノ類ハ除ク)ハ正會員タラサルヲ常例
トス

客員ハ滿二十歳以上滿二十五歳以下ノ男子ニシテ會
長ノ許可ヲ得タル者タルヘシ

四、修養ノ方法

第二項ノ目的ヲ達スル爲メ其修養ノ方法トシテ行フ
モノ概畧左ノ如シ

甲、智徳ノ修養

イ、教育ニ關スル勅語、戊申詔書、軍人ニ下賜セ
ラレタル勅諭ノ服膺ニ就キテハ勅語奉讀會、其
他式會等在ラユル機會ヲ利用シテ聖旨ノ普及及徹
底ニ努ムヘシ

ロ、補習教育ハ主トシテ小學教師之レニ當リ(實

科ハ農會技術員等適當ナル者ヲ得レハ更ニ可ナ
リ)小學校トノ聯絡ヲ密接ナラシムヘシ若土地
ノ情況ニヨリ一所ニ集メ難キ場合ニ於テハ各支
會ニ於テ之レヲ開キ此場合ニ於テハ可成教員ノ
部落在住ノ計ヲナシ十分普及セシムルコトヲ期

スヘシ

ハ、講習會講話會談話會ヲ開キ比較的閑散ナル時期又ハ休日等ヲ利用シテ適當ナル講師ヲ聘シ簡易ナル講習、講話會ヲ開催シ或ハ談話會ヲ開キテ會員相互ノ經驗談又ハ修養談ヲ交換シ或ハ土地ノ老農、名望家ノ談話ヲ聞キ會員ノ修養ニ資セシムヘシ

ニ、讀書趣味ノ涵養ニ努メ巡回圖書ノ利用、圖書館、文庫ノ設置、圖書雜誌新聞ノ購讀閱覽ノ設備ヲナシ平易ニシテ趣味アル書籍ヲ選ヒ常識ヲ養フニ資セシムヘシ

ホ、自治ノ精神ヲ涵養シ其他日公權ヲ行使スルニ當リテ遺憾ナカラシムルハ一ニ青年會ノ訓練ニ俟タサル可ラス故ニ常ニ自治ノ何モノタルカヲ切ニ説示シ自己ノ人格ヲ尊重スルト共ニ他人ノ人格ヲ尊重シ私利ヲ輕ンシ公益ヲ重ンシ情實ヲ去リ正義ニ循フノ觀念ヲ養成スヘシ

乙、身體ノ鍛鍊
相撲、擊劍、柔道等ノ武道、登山、遠足、運動會體操、水泳、操舟等ノ諸目ヲ選ヒ常ニ體力ノ増進

市町村及學校基本財産ノ設置増殖ノ幫助等ハ會員ノ公共心ヲ養成スルノ一端タルヘシ

戊、慈 善

軍人軍屬其他公共的事業ニ盡力シタル者ノ遺族又ハ鰥寡孤獨、貧窮者ニ對スル金員又ハ勞力ノ幫助ヲナスコトアルヘシ

己、貯 蓄

本會基本財産ノ蓄積、會員各自ノ貯蓄ヲ爲サシメ以テ會員ニ貯蓄ノ美風ヲ養フヘシ

庚、風紀ノ矯正

規約ヲ定メ陋習ヲ打破シ惡風ヲ矯正シ兒童少年ヲ保護善導シ一面良習慣ノ助長ニ努メシムヘシ

五、表 彰

本會ノ爲メニ特ニ功勞アル者又ハ會員中品行方正、勤勉力行ニシテ以テ衆ノ模範トナス者ニ對シテハ表彰ヲ行ヒ以テ之レカ獎勵ニ努ムヘシ

六、役 員

本會ニハ會長、副會長各一名並ニ幹事若干名ヲ置クヘシ
會長ハ市ニ在リテハ市長、町村ニ在リテハ小學校長

一〇

ヲ計ルト共ニ剛健尙武ノ氣風ヲ養ヒ兼テ禮節及紀律ノ訓練ヲナスヘシ、例ハ擊劍ノ如キ攻撃的精神ノ鍛鍊ヲ主トシ兼テ禮節ヲ教ヘ品格ヲ重ンシ徒ニ勝負ノ末ニ走ルコトヲキチ要ス

丙、産業上ノ智能ノ習得

植林、開墾、養魚、稚蠶共同飼育、共同苗代、品評會、實業視察等ノ諸項ヲ選ヒ産業ニ關スル實際上ノ智能ヲ習得セシムヘシ

丁、公共心ノ養成

市町村若ハ其部落ニ於ケル教育、衛生、納稅及勸業等ニ關スル事項ノ見學、水難、火災、風害等ノ際ニ於ケル救急事業ノ幫助、道路、公用又ハ公共ノ用ニ供スル建築物ノ築造修繕ノ幫助並ニ請負、

又ハ其町村内ニ於ケル德望家ヲ推戴スルヲ常例トシ副會長ハ會長之レヲ囑託ス幹事ハ會員中ヨリ會長之レヲ囑託シ又ハ會員ノ互選トス

會長ハ會ヲ指導統督シ會議ノ際ニハ議長トナリ副會長ハ會長ヲ扶ケ會務ヲ處理シ會長事故アルトキハ之レニ代ハリ幹事ハ會長、副會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ執掌スヘシ

役員ハ凡チ名譽職トシ其任期ハ各會ニ於テ一年以上ヲ一任期トシテ之レヲ定ムルヲ要ス
本會ノ目的ヲ贊助シ之レカ指導誘掖ニ當ラシムル爲メ名譽顧問、名譽贊助員等ヲ置クコトヲ得

七、會 合

毎年二回以上總會ヲ開キ毎月一回役員會ヲ開クヘシ但シ會長ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時ニ總會又ハ役員會ヲ開クヘシ

八、經 費

經費ハ基本金ノ收益及會員ノ勤勞ニヨリテ生スル收益ヲ以テ充ツヘシ但シ不足ノ場合ハ會員ノ釀出金品寄附金及其他ノ收入ヲ以テ之レニ充ツルコトヲ得ルモ他ヨリ寄附ヲ受クル場合ニ於テハ獨立自治ノ精神

一一

ナ損傷セサル様願慮スルヲ要ス而シテ經費ノ殘餘ハ
基本金トシテ蓄積スヘシ會計年度ハ毎年四月一日ニ
始マリ翌年三月三十一日ニ終ハル
經費ノ收入支出ハ役員ノ決議ニヨリ豫算ヲ以テ之レ
ヲ定メ收支決算ハ次年度ノ六月迄ニ會長ヨリ會員ニ
報告スヘシ

九、會員心得
收入支出ハ會計主任ニ於テ會長ノ決裁ヲ經會長名ヲ
以テ執行スヘシ會計主任ハ幹事中心ヨリ會長之ヲ命ス
ヘシ

十、會員心得
會長ハ會員平素ノ行爲ノ心得、地方風習ノ改良、會
員相互ノ規約等地方ニ適切ナル事項ニツキテ別ニ會
員心得ヲ定ムヘシ

十一、支會
退會セントスル者ハ事由ヲ具シ會長ニ届出ヘシ會員
ニシテ不都合ノ行爲アルトキハ總會ノ決議ヲ經テ除
名スルコトヲ得

支會ヲ設クル場合ニ於テハ支會長一名及幹事若干名
ヲ置クヘシ

青年團關係令達

(其一一一其七)

○内務 兩省訓令

訓令 (其の一)

(北海道府縣)

青年團體の設置は今や漸く全國に洽く其の振否は國運の伸暢地方の開發
に影響する所殊に大なるものなり此の際一層青年團體の指導に努め以て
完全なる發達を遂げしむるは内外現時の情勢に照し最も喫緊の一要務た
るべきを信す。

抑青年團體は青年修養の機關たり本旨とする所は青年をして健全なる國
民善良なる公民たるの素養を得しむるに在り隨て團體員をして忠孝の本
義を體し品性の向上を圖り體力を増進し實際生活に適切なる知能を研き
剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質とを養成せしむるは刻
下最も緊切のことに屬す。其の之をして事業に當り實務に従ひ以て練習
を積ましむるもの又固より修養に資せしむる所以に外ならず若し夫れ團
體にして其の營ふ所を誤り施設其の宜しきを得ざることあらむか當に所
期の成績を擧げざるのみならず其の弊の及ぶ所測り知るべからざるもの
あらむ故に地方當局者は須く此に留意し地方實際の情況に應じ最も適宜
なる指導を與へ以て團體をして健全なる發達を遂げしむることを期すべ
し。

大正四年九月十五日

内務大臣 法學博士 一木喜徳郎
文部大臣 法學博士 高田早苗

一二

支會長ハ會長之レヲ囑託ス幹事ハ會長之レヲ囑託シ
又ハ會員ノ互選トス
支會長ハ會長ノ指揮ヲ受ケ支會ノ會務ヲ處理シ幹事
ノ職務ハ本會幹事ノ職務ニ準ス
支會ノ會計ニ關シテハ支會長ヲ以テ會長ト看做シ第
八項ヲ準用ス

十二、會則ノ更改
本會ノ會則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ在ラサレハ變更ス
ルコトヲ得ス

十三、郡青年會
郡内各町村ノ青年會ヲ以テ郡青年會ヲ組織シ事務所
ハ郡役所内ニ置クヘシ

本會ニハ會長一名、副會長一名、幹事若干名ヲ置キ
會長ニハ郡長ヲ推戴シ副會長ハ會長ノ囑託ニヨリ幹
事ハ會長ノ命ニヨリ夫々會務ニ従事スヘシ

本會ニハ評議員ヲ置クヘシ評議員ハ各町村青年會長
ヲ以テ之レニ充テ本會ノ經費並ニ重大ナル事項ハ評
議員會ノ決議ニヨリ會長之レヲ定ムヘシ
評議員會ノ決議ヲ要セサル事項ニ關シテハ會長別ニ
之レヲ定ムヘシ

訓令 (其の二)

(北海道府縣)

青年團體は青年修養の機關たり其の本旨の存する所を訓令し更に其
の依違すべき所を通牒せしめたり爾來時勢の進展は益々之が振興の機運
を促進し經營並指導亦漸く真摯を加へたりと雖も組織の井然たるものあ
るに比し内容往々にして之に伴はず其の多くは尙點睛を缺く憾なきこ
せず

今や世界戦亂の衝動は汎く精神上並經濟上の各方面を振盪し殊に國民思
想上の剝蝕に至りては一層深甚なるものあらむと願ふに此の曠古の變
局に處して營ふ所を誤らず更に戦後激甚ならむとする國際の競争に應じ
て帝國の基礎を堅實にし毅然として其の重きを中外に爲さしむるもの國
家活力の源泉たる青年の努力に待つ所多し之をして益々團體の精華を尊
重し心身を研磨して將來更に規模の大を加ふべき實務の負擔に堪ふるの
力を涵養せしむるは刻下最要の先務たり青年團體の指導を以て任す爲す
者は宜しく立國の本義と世界の趨勢とに徹して其の適期する所を闡明し
能く青年の心理を諒解して理之を誨へ情之を接げ身を以て範を示し苟も
其の歸趨を誤らしめざらむことを期すべし若し夫れ經濟の變調に伴ひて
華靡頹唐漸く其の風を成すが如きに至りては國家の健全なる進運を茶毒
するに比し恐るべき青年の教養亦宜しく此に留意して其の操守を堅うせ
しめ益々篤實剛健の氣風を興さしむるに務むべし

今青年團體の現狀に顧み之が健全なる發達に資すべき當今の要項を左に
條舉し以て地方の實況に照し參酌其の宜しきを制せしめむことを期す
一、青年をして實地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し
之が施設に勉め相率ゐて學に就かしめ以て其の普及と徹底とを圖らむ

ことを要す

一、公共の精神を養ひ公民たるの性格を陶冶するは青年の修養に於て關
くべからざる要綱たり補習教育の施設其の他適切なる方法を講じ以て
其の目的を達成せむことを要す

一、方今圖書の刊行せらるゝもの多く之に伴ふて青年の讀書趣味を増進
するもの夥しとせす能く其の選擇を慎み青年をして健全なる識見を廣
くせしめむことを要す

一、青年の身體を鍛鍊して其の體力を増進するは國家の活力を養ふの要
素たり心身共に堅實なる素質を大成せしめ平時並有事の秋に處し其の
本分を盡すに於て遺憾なからしめんことを要す

一、青年の修養は各自の自覺を以て本とす而も之が指導の任に當る者並
其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て適切なる方法
に依り之が善導を養成せしめむことを要す

一、青年團體の指導方法に關し先進者の所見時に抵牾矛盾に涉り之が實
行爲めに阻礙を見ることなきにあらざる能く其の間の連絡を圖り其の果
を成し實を收むるに於て遺憾なからしむることを要す

方今内外の情勢を稽ふるに根柢あり活力ある青年團體は帝國の殊に要求
して已まざる所なり地方當局者は深く此に顧み今後一段の精采を加へて
之が啓發進進に努力し各團體をして其の目標を齊くし其の歩調を一にし
相互に督勵して能く其の形體實質共に一貫せる鍛成の美を濟さしむべし
大正七年五月三日

内務大臣 法學博士 水野 練太郎
文部大臣 岡田 良平

訓令 (其の三)

(北海道府縣)

一四

青年團體の實績近來漸く見るべきものあるは邦家の爲洵に喜ぶべき所な
り然れども益々其の内容を整理し實質を改善して健全なる發達を遂げし
むるには今後尙施設すべき事項夥しとせす特に自主自立以て大に其の力
を展べしむるは團體の本旨に顧みて頗る緊要の事に屬す隨て其の組織は
之を自治的ならしむるに努め團體の力を統ふる者は之を團體員の中よ
り推舉せしむるを本則とすべく其の官公署學校との關係に至りては互に
氣脈を通じ連絡を圖り相提携して之が發達を助成せむことを要す今や平
和克復して 大詔煥發せらるる國家正に重要な時期なり此の時に際して國
民の奮勵努力を要する殊に切なるものあり青年團體は思を茲に致し益々
堅實の俗を興し剛健の風を養ひ其の使命の重きに副はむことを期すべし
各位能く此の趣旨を體し地方の實情に鑑みて策勵宜しきを制し以て其の
貫徹を期せむことを望む
大正九年一月十六日

内務大臣 床次竹二郎
文部大臣 中橋徳五郎

○内務 兩次官通牒

通牒 (其の四)

青年團體に關し今後内務文部兩大臣より訓令の次第も有之候處右團體の
組織設置區域其の他に關しては大體左記標準に依り指導相成候様致度尤
も此の際強て速に該標準に據らしめむとする儀には無之候に付其の邊に

就ては十分御留意の上深く地方實際の情況に鑑み其の宜しきを制せしむ
る様御指導相成度此段及通牒候也
大正四年九月十五日

青年團體の設置に關する標準

一、青年團體の組織

青年團體は市町村内に於ける義務教育を了へたる者若くは之と同年齢
以上の者を以て組織し其の最高年齢は二十年を常例とする

二、青年團體の設置區域

青年團體は市町村を區域として組織す但し土地の狀況に依り部落又は
小學校通學區域等を區域として組織し若くは支部を置くことを得るこ
と

三、青年團體の指導者援助者

青年團體の指導者には小學校長又は市町村長其の他名望ある者の中に
就き最も適當と認めたる者をして之に當らしめ市町村吏員、學校職員
警察官、在郷軍人、神職、僧侶、其の他篤志者中適當と認むる者をして
協力指導の任に當らしむること

青年團體に關し青年團體たるの年齢を過ぎたる者は團體の援助者として其
の力を竭さしむること

青年團體に要する經費は努めて團體員の勤勞に依る収入を以て之を支
辨すること

通牒 (其の五)

青年團體の件に關し今回内務文部兩大臣訓令の次第も有之候處右に現時

の情勢益々繁實剛健の風を作興するの要あるのみならず此の際自主自奮
の風を奨めて自治的經營の下に其の力を展べしむるは特に最も緊切のこ
と、被認候に付團體の首腦として直接其の衝に當る者は成るべく適材を
團體員の裡に求めしむること、小學校長市町村長其の他官公の職司に
在る者並地方郷黨の間に重望を有する篤志者有力家等は今後は顧問等の
地位に在りて専ら之が指導に竭し若くは外に在りて之が援助に勉むる等
内外力を戮せて其の健全なる發達を促進する様致度尤も地方の事情に依
り急激なる變更の爲却て團體に動搖を來すが如きことは勉めて之を避く
るを要すべきに付其の邊に就ては團體の事情等に鑑み可然御措置相成度
尙團體員最高年齢に付て從來二十歳を以て常例とせざるも之を二十五歳に
進むるは別に妨無之候に付地方實情に依り宜しきに從はしめ候様致度
大正九年一月十六日

○和歌山縣訓令第三三號 (其の六)

郡 役 所
市 役 所
學 校
警 察 署
町 村 役 場
青 年 會

並ニ大正五年一月青年會綱領ヲ發布シ青年會ヲシテ其ノ據ル所ヲ明ニセ
シメ爾來青年團體ハ其ノ組織及内容ノ整善等ニ於テ成績見ルヘキモノア
リ然レトモ時勢ノ進展ト團體發達ノ狀況等トニ鑑ミ今後尙施設ヲ要スル
事項夥シトセス特ニ青年團體ノ本旨ニ顧ミ其ノ組織ヲ自治的ナラシメ關

一五

体ヲ統フル者へ成ルヘク其ノ團體員中ヨリ推舉セシメ從來統率ノ任ニ在リシ者ハ顧問トシテ之ヲ誘導ニ懈ラス提攜蕭陶ニ努メシメ又土地ノ事情ニ應ジ正會員ノ最高年齢ヲ滿二十五歳ニ延長シ公民トシテ一層ノ修練ヲ積マシムルハ現下ニ於ケル適當ノ施設ナルヘキヲ信ス 但シ此ノ際強テ速ニ之ヲ變更テ一率ニセムトスル儀ニハ非サルモ地方ノ實況ニ應ジ緩急宜キヲ制シ以テ益團體ノ健全ナル發達ヲ期スヘシ
大正九年八月十日

和歌山縣告知事 小原 新三

本縣青年の守るべき要綱に付ては從來之を宣明する所ありと雖も國家内外の情勢は益其倫安を許さざるものあり、依て茲に其の服膺すべき時下切要の事項を示す
大正九年八月一日

地方青年に對する告諭 和歌山縣告知事 小原 新三

「我に青年を示せ、我は其の國の運命をトはん」。是は蓋によく青年の國家に對する使命の重大なることを喝破したる古人の語なり。青年相互に切磋琢磨の修練を積むべく設けられたるものは我が青年團なり今や世界の列強概ね青年團を組織し、青年の指導激勵に銳意せざるはなし、然るに記せよ、是等諸國の青年團は實に初め模範を我が國に取りたるものなることを。即ち英國は先づ之を我が國に學び、次て米國は之を英國より移し、而して獨逸は日露戰役の際に我が青年團が軍隊の後援勤務に成功せるを觀て速に之を獎勵するに至りしなり。是により

沛にもよく此の信念を確せりやを自ら顧念せよ。而して先づ自己完成の爲に補習教育に勵み心を鍛へ體を鍊り、世界の大事に留意して銳意日新の修養を積み以て有爲の材たらんことを期すべし。本縣補習學校の男子就學歩合六十一パーセント同出席六十六パーセントを示せる如きは未だ決して満足すべき計數には非ず、殊に近年壯丁検査に於ける成績に徴するに體格の向上を除きては本縣青年の面目の爲に惜まざるを得ざるもの多し。是れ深く考ふべきなり。
更に又青年たるものは法治國民の本務を解し自治の本義を辨へざるべからず。我が國の憲法制定せられ自治制施行せられてより既に三十年を経過したり、然るに今日尙立憲の大義を解せざるものあり、自治體の成績亦悉く佳良なりとは謂ふべからず。思ふに公民に必要な要件は公共心を涵養し犧牲の精神を旺盛にするに在り蓋し國家の興隆は地方自治體の堅實なる發達に候つべく、而して自治體の充實は畢竟團體員たる國民個々の品性の陶冶に候たざるべからず。故に青年たるものは極力自己の修養に努め人格の向上を期すると共に勤儉力行の美風を作興し生産の資金を増殖し以て一は生活の安定を期し、一は國家富強の基を成さざるべからず。之と同時に社會の一員として共濟諸和の實を擧げんことを期すべし、徒らに自己の利益のみを主張し、動もすれば親和共同の美風を破らんとするもの、如きは、生物の原理に生存競争の一面あるを知て未だ他の一面に相互扶助の眞理あることを解せざるものなり。特に戦近戰慄すべき世界思潮の跳梁は、頻に輕進妄作の徒を驅りて其の渦中に投せんとし、爲に歐米の諸國多くは其の慘害を蒙らざるなく、近來東亞にも殺倒し來りて我が國亦漸く觀望の焦點たらんとし、寸時も警戒を緩ゆることを許さず。いかで戒心せざ

て觀るに我が青年團は諸國青年團の祖なりと謂ふべく、從ひて日本の青年は世界の青年に模範を示すの意氣なるべからず。特に世界大戰亂の後を承け我が國民は平和克復の詔勅を奉戴し、所謂大正維新の完成に粉骨碎身すべき秋にあたり、青年たるもの、いかで尋常一様の覺悟を以て足れりませんや。
元印度大守カーン卿は、東洋の研究に造詣深き人なり。曾てグラスゴウ大學に於て、日本人の國民性を説いて曰く。日本國民には三の特性あり、第一實業、第二愛國心、第三節制是なり、然るに近年に至り是等の特性も或は危機に瀕しつゝ、あるに非ざるやを疑ふ。蓋し是れ他山の石として猛省すべきなり。

抑も我が國は、三千年の古き歴史を有し、萬世一系の皇統を戴き、立國體制の尊嚴世界に比なし。列聖は、臣民を重し慈ませ給ひ、畏くも之を呼ぶに大御寶を以て給ひ、民罪あらは朕を告めよと祈らせ給へり。又民の瘼の賑ふをみそなはせては、朕富めりと笑ませ給ひ、寒夜に御衣を脱かせては、民の疾苦を憐み給へり。國民又忠孝の念厚く、祖先以來君國を奉護する爲には、己が身を草薙す屍、水漬く屍となすことを厭はず、義は泰山よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟して報國盡忠の誠を竭せり。是れ洵に我が國體の精華なり。斯くて我が國運は天壤と與に窮りなく、又此の國民精神は、子々孫々に傳へて渝はるべくもあらず。明治天皇陛下は「國といふ國のかゝみなるはかりみかけますら大和魂」と詠みさせ給へり。日本男兒たるものは實に此の精神を砲彈彈雨の間に發露するのみならず、又實に日常業務の上にも之を體現するの覺悟なかるべからず。
我が國の青年たるものは須らく造次にもよく此の自覺を有せりや、顧

和歌山縣訓令甲第一六號

之を要するに、今や我が帝國は實に空前の重大時機に遭遇し國民は正に國家興隆に對する一大試練に際會せるものなり。我が青年たるものは宜しく渾身の努力を傾倒して、國家の急務に應ずるの覺悟なかるべからず。而して我が國の現狀に照し喫緊の要務となす所のもの、國民各個の明確なる國家觀念の自覺立憲及自治觀念の獲得、互誼及犧牲精神の涵養、日新の修養並に勤儉力行を徹底するに在り。
夫れ神明は上に照鑑を垂れさせ給ひ、子孫は成を仰て運命を國民に託せり。世界に範たるべき我が帝國の青年が大和魂を深く丹田に藏めて大國民たるの修養を實現せしむるに邁進すべきは實に今日を措きて、古往今來又他に比すべき秋のなきことを銘せよ。

郡 市 役 所
警 察 官 署
町 村 役 場
學 校

卅局不ニ變シ帝國ノ負荷頓ニ加ハリ百般ノ事舊套ニ甘
ンスルヲ許サス時勢ハ婦人ノ覺醒ヲ促スコト愈切ニシ
テ帝國ノ青年子女ニ對スル期待亦重キヲ加フ乃チ茲ニ
處女會綱領ヲ發布シ其綱ヲ處ニ示ス
處女會ハ青年子女ノ修養團體ヲラシメンカ爲ニ二十歳以

下ノ處女ヲ以テ組織スルヲ本則トス然レドモ若シ處女會ヲ特立セシムルニ困難ナルトキ或ハ從來ノ婦人會ヲ存置スルノ要アルトキハ地方ノ狀況ニ應ジ處女ヲ中心トシテ計畫組織其ノ宜シキヲ得セシムルニ努ムヘシ又會員ニ對シテハ常ニ立國ノ大義ヲ體シ婦德ヲ修メ社會ニ於ケル婦人ノ地位ヲ自覺シ日新ノ修養ヲ積ミ我國固有ノ美風良俗ヲ助長スルニ努メ以テ男子ト共ニ國家ノ扶持ニ任スヘキ資質ヲ陶冶セシムルヲ要ス
局ニ當ル者宜シク之ヲ趣旨ヲ體シ以テ劃策上遺憾ナキヲ期スヘシ

大正十年五月二十四日

和歌山縣知事 小原 新三

處女會綱領

一、設置區域

設置區域ハ當該町村ノ區域ニ依ル
市ニ在リテハ尋常小學校通學區域ニ依ルヲ得
會員タリ得ヘキ者二十名以上ヲ有スル官公署、銀行會社及工場等ニ在リテハ獨立シテ一會ヲ設立スルコトヲ得

二、目的

本會ハ會員ヲシテ教育ニ關スル勅語並申詔書ノ御趣旨ヲ奉體シ婦人ノ地位及任務ヲ自覺セシメ以テ將來時運ニ順應スル資質ヲ備フル婦人タルノ修養ヲ積マシムルニ在リ

三、會員

當該設置區域内ニ現住スル年齡十二歳以上二十歳以下ノ處女ニシテ學校(實業補習學校及裁縫學校等ヲ除ク)ニ在學セサル者ヲ以テ正會員トス
土地ノ事情ニ依リ前項以外ノ女子ヲ贊助會員又ハ准會員トナスコトヲ得

四、修養ノ方法

第二項ノ目的ヲ達スル爲メ女子實業補習學校ニ就學セシムル外修養ノ手段トシテ大要左記各項ニ付キ適當ナル方法ヲ講スヘシ
甲、智德ノ修養
一、教育勅語並申詔書ノ趣旨徹底
二、婦德ノ涵養
三、補習教育ノ獎勵
四、圖書館及巡回文庫ノ利用
五、職業的智識技能ノ習得

六、講習會、講話會、實習會及展覽會ノ開催

乙、身體ノ鍛練及衛生思想ノ向上

丙、社會奉仕事業

丁、生活改善ノ研究、遂行

戊、美風良俗ノ助長

己、娛樂ノ改善普及及趣味ノ向上

五、役員

役員ハ會員又ハ其ノ他ノ婦人中ヨリ選フヲ常例トシ止ムヲ得サル場合ニ於テハ男子ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得輔導誘掖上必要アルトキハ顧問ヲ置クヘシ

六、經費

經費ハ會員ノ勤勞ニ依ル所得及基本金ヨリ生スル收益ヲ以テ之ニ充ツ 但シ尙不足ノ場合ニ於テハ會費寄附其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

基本金ノ造成ハ會員ノ勤勞所得ヲ積立ツルヲ以テ第一義トス

七、會員綱領

會ニハ會員ノ服膺スヘキ綱領ヲ定メ其ノ實踐躬行ヲ期スヘシ

八、除名

會員ニシテ會ノ體面ヲ瀆シ又ハ女子トシテノ品性ヲ失墜スルノ行爲アル者ハ總會ノ決議ヲ經テ除名スルコトヲ得
九、支會
部落、小學校通學區域、官公署、銀行、會社又ハ工場等ヲ以テ支會ヲ設クルコトヲ得
十、郡市處女會
各郡市内ノ處女會ヲ聯合シ郡市處女會ヲ設クルコトヲ得
十一、他ノ團體トノ聯絡
處女會ハ青年會、主婦會、同窓會、教育會、愛國婦人會其ノ他各種團體ト氣脈ヲ通シ互ニ援助スルコトヲ要ス

學第七二三號通牒 (例規)

青年會處女會等ノ狀況報告

ニ關スル件

大正十年三月二十五日

各郡市長殿

內務部長

貴管下ニ於ケル青年會處女會等ノ狀況報告ニ付キテハ從來區々ニ相成居候處爾今特別ノ事項ニ關スルモノ、外ハ左記各項ニ依リ毎年度調査報告相成度此段及通牒候也

追テ明治四十二年五月十八日內三第三四四九號通牒及明治四十三年十月二十五日內三第六四一五號ハ之ヲ廢止ス

記

一、郡青年會ノ狀況調 每年度三月末日現在調査

四月末日限報告

別紙市町村青年會一覽表ヲ準用シ左記ノ通り改訂シ記載スヘシ

イ、設置區域欄ハ〇〇郡、〇〇町村、〇〇會ト記スヘシ

ロ、支會欄ハ「所屬町村青年會ノ概況」ト改メ優良町村青年會及一般町村青年會ノ狀況等ヲ摘記スヘシ

一覽表ニハ左記各項ニ就キ參考書類ヲ添付スヘシ

1、町村青年會ノ指導ニ關スル施設ノ大要

2、郡青年會ノ施設ニ係ル會員ノ修養ニ關スル事業ノ大要

3、郡青年會ノ經費(歳入歳出共決算額)

4、所屬優良青年會ノ狀況

5、青年會ニ對スル公費(郡費、市町費ニ分チ)支出額及其ノ使用ノ目的

6、郡青年會ノ會則及役員

7、5及6項以外ニ就キテハ次年度ノ豫定ヲモ記スヘシ

二、市町村青年會ノ狀況調

別紙様式ノ一覽表ニ依リ毎年三月末日現在ヲ調査シ四月三十日限報告スヘシ

ヘシ

一覽表記載上ノ注意
 イ、沿革欄ニハ會ノ設置、廢合、會則ノ改定、會長ノ更迭及重大ナル會ノ施設等ニ就キ其ノ要領ヲ記スヘシ
 ロ、位置欄ニハ會務ヲ取扱フヘキ生ナル場所ヲ記スヘシ
 ハ、役員欄中 會長、副會長ハ氏名ヲ記載シ其ノ種別及年齢ヲ左ノ如ク記スヘシ會長、副會長種別ハ小學校長、市町村長、會員、名望家等ニ分ツヘシ
 會長 村野國民(村長) 三十八年
 副會長ノ次欄ニハ幹事又ハ理事等ノ氏名又ハ員數ヲ記スヘシ
 ニ、會員欄中 會員數ハ正會員及其ノ他ノ會員(名稱ヲ記ス)ニ分チ其ノ規定年齢ヲ併記スヘシ
 區域内ノ青年中在學者トハ小學校、補習學校以外ノ學校在學者ヲ指ス
 ホ、經費欄中 歳出ノ項ハ總額ヲ記シ重要ノ費目ニ就キ内譯ヲ記スヘシ
 シ、資産欄中 現金及有價証券以外ノモノハ數量及見積價格ヲ記スヘシ
 ト、施設欄中會ノ統制ノ項ニハ會ノ統率上必要ナル施設ニシテ總會、大會、役員會、教育召集、會館設置等ニ關スル事項ヲ記スヘシ
 チ、設置區域内ノ狀況欄中 主ナル職業ハ設置區域内ノ職業狀態ノ梗概ヲ記スヘシ
 地勢ハ設置區域内ノ山河ノ形勢、山岳平野及交通等ノ概要ヲ記スヘシ
 青年會以外ノ修養團體ハ團體名及團員數ヲ記スヘシ

シ

リ、支會欄ハ支會ノ數、名稱、支會長名、支會ノ主ナル事業及本會トノ關係等ニ就キ記スヘシ
 ヌ、備考欄ニハ前各項ニ涉リテ特ニ重要ナリト認ムル事項ノ説明ノ外會ノ長所缺點將來ノ計劃模範青年等ニ就キ記スヘシ
 ル、用紙ハ美濃版ヲ用フヘシ
 三、左記ノ場合ニ於テハ其都度主催者ヨリ報告スヘシ
 1、郡市青年會大會
 2、二箇以上ノ町村青年會ノ聯合會
 3、郡市青年會主催ノ講習會、巡回講演會、展覽會、見學旅行等
 以上三項ニ就キテハ事前事後共ニ報告スヘシ
 4、郡市青年會カ表彰ヲ行ヒタル時
 5、町村青年會ニ於テ著シキ變改アリタル時
 6、會誌ヲ發行シタル時
 四、處女會(婦人會ヲ含ム)ノ狀況ニ關シテモ前三項ニ準シ報告スヘシ

〇〇〇青年會一覽表
 (大正 年三月末日調)

沿革	創立	年月日	位置	設置區域
	役員會長	副會長	市町村大字	郡市町村一區

考備	支會	設置區域ノ狀況	施設	經費		員會		會區內ノ青年正會員年齡別補習教育廿才以下
				出	入	正會員	補習教育	
		口戸 人戸 女男口數	智德ノ 衛生及 自治公民 美風民俗 助長娛樂 會ノ統制	總額	總額	正會員 年一 年一 年一	補習教育 者 者 者	現在就學 者 者 者
		人々人戸 ルナ主職	育生ノ 訓練 助長娛樂 會ノ統制	基本金 會費 附費 其他	現金 有價証券 土地 建物 反坪 圓計	三年一 二年一 一年一	現在未就 者 者 者	現在就學 者 者 者
		地勢	育生及 訓練 助長娛樂 會ノ統制	其他	圓	二〇一 一五二 一〇五	補習教育 者 者 者	現在就學 者 者 者
		青外團 會修 以養休	育生及 訓練 助長娛樂 會ノ統制	其他	圓	二〇一 一五二 一〇五	補習教育 者 者 者	現在就學 者 者 者

社會教育費

一、教育資金
 社會教育費 一、八五四(主事年俸 一、八〇〇圓 一人 惠) 與 五四圓
 一、教育費

社會教育費 一、二二八
 旅費 九〇〇圓
 印刷費 九〇〇圓
 圖書費 一〇〇圓
 雜費 三八圓
 外ニ教育資金豫算中ニテ毎年一千圓ヲ縣教育會ニ
 交附シ社會教育ノ振興ニ努力セシメツ、アリ尙社
 會事業費及教育資金中ニモ講習會展覽會等ニ關ス
 ル費用ヲ計上セリ

社會教育吏員設置狀況

縣 郡 市	設置年度	俸	給	經 歴	職 氏 名
和歌山縣	大正九年度年	一、六〇〇圓		縣視學 縣屬託	社會教育主事 關 谷 善 雄
海草郡	大正十年度	一、二〇〇		郡視學 商業學校長	教育主事 山 本 龍 三
那賀郡	同	一、二〇〇		詮 衡	社會主事 林 茂 富
伊都郡	同	一、〇八〇		小學學校訓導	社會主事 松 島 治 兵 衛
有田郡	大正八年度	九六〇		元東牟婁郡社會主事	社會主事 菅 谷 美 輝 夫
日高郡	大正九年度	一、〇二〇		小學 校長	社會主事 王 置 喜 代 作
西牟婁郡	大正十年度	一、〇二〇		新聞 記者	社會主事 室 井 嚴
東牟婁郡	大正九年度	一、〇二〇		小學校 校長	社會主事 岩 城 熊 七

學校ヲ中心トスル社會教育設施

緒 言

本縣ニ於テハ社會教育ノ進展上學校ヲ中心トスル社會教育ヲ勸奨スルヲ認メ大正九年十二月縣教育會ニ於ケル教育調査委員會ニ對シ諮問案ヲ提出シ其ノ調査答申ニ基キ各郡市長及中等學校長ニ對シテ其ノ施設ヲ獎勵セリ本年度ニ入りテ着々此方面ノ施設計畫ヲ見ルニ至リタリト雖本調査ニ於テハ尙未ダ其ノ具體的成績ヲ徵スルヲ得ズ單ニ從來ノ此種施設ノ稍社會化セラレタル現況ヲ報告スルニ止ムノ感アリ

一、小學校ヲ中心トスル社會教育設施ノ狀況

(一)設備利用
 1、校地校舍ノ開放
 休日、放課後ニ於テ兒童、青年等ノ爲ニ運動場ヲ解放セルモノ多ク特ニ其ノ指導監督者トシテ教師ヲ配屬セシムルモノアリ又校舍ハ各種團體ノ會合ニ利用

セシムルノ外最近社會教育ノ立場ヨリ考察シテ講堂教室又ハ青年會館等ヲ設計建築セシモノ少カラズ
 2、校具及圖書ノ利用
 運動用具其ノ他器械器具及圖書ヲ一般公衆ノ爲ニ利用セシムル計畫ヲ立テ實施シツツアルモノ多シ

(二)教員ノ立場ヨリ
 1、學校教員ハ各任地ニ於ケル各種教化團體ノ幹部又ハ輔導者トシテ盡瘁シ地方教化ノ中心タルノ地位ヲ保テハ論ナキ所ナリ近時女教員ノ婦人團體ノ幹部トナレル者多ク其ノ活動見ルヘキモノアリ
 2、補習學校裁縫學校ノ教員ハ概ネ小學校教員ノ兼務トス、本縣ニ於テハ特ニ實業補習學校教員養成所ヲ大正八年度ヨリ設ケ其ノ卒業生ノ多クハ補習學校教員トシテ將又青年會指導者トシテ民衆教化ノ爲ニ盡瘁シツ、アリ
 3、各種團體ノ講習會講話會ノ講師トシテ相當ノ實績ヲ收メツツアリ
 4、近時小學校職員ハ從來度外視サレタル方面ニ於テモ頗ル重要視セラレルニ至レリ即チ自治會、戶主會主婦會等ノ役員ニ推薦セラレル者多クナ加ヘタリ

(三)一般教育施設

或ハ宣傳ニ或ハ實行ニ學校ガ兒童ヲ通シテ一般社會民衆ノ教化ニ努メツツアルノ傍學校教育自体ヲシテ社會化セシムルノ用意ニ於テハ最近大ニ着眼セラルルニ至レリ、サレド之等ニ就キテハ茲ニ細説セズ社會教育ヲ主目的トスル施設ニ就キ述ブベシ

1、教育後援會

別項ニ於テ之ヲ述ブ

2、通俗講演會

從來小學校ニ於テ開カレタル講演會ハ單ニ學校ト家庭ノ連絡ヲ密接ナラシムル爲メ施設ニ過ギザリシモ今ヤ學校職員及區内篤志者ノ聯合ヲ以テ講演隊ヲ組織シ一定ノ目的ヲ以テ計畫ヲ立テ組織的ニ巡回講演會ヲ開ケルモノ多シ

3、講習會

町村處女會又ハ青年會等ノ主催ニ係ル講習會ノ多クハ小學校ノ後援ニ俟ツコト大ナリトス最近開會セルモノ、中最モ多キ科目ハ料理、染色、農事ニ關スルモノニシテ女子ニ對スルモノ多キカ如シ又縣農會ニ於ケル女子農事講習會ノ如キ中等學校ニ於ケル校外

學校神社又ハ青年會館等ヲ利用シテ角力、擊劍、徒歩等ノ練習ヲナス爲會團ヲ設ケルモノアリ

3、博物館的施設

理科教室ヲ改造又ハ新設シテ一般民衆ノ爲ニ開放セルモノアリ管内西牟婁郡潮岬出雲小學校ノ南洋館ノ如キコレナリ

4、農業實習地ノ利用

農業實習地ヲ利用シテ縣獎勵ノ米麥品種並蔬菜ノ栽培等ヲ試ミ農事改良ノ一助ヲラシム特ニ實業補習學校ニ於テハ此ノ点ニツキ優良ナル成績ヲ舉ケツ、アルモノアリ

5、兒童保護施設

學校ニ於テハ職員ノ部落分住及兒童通學班ノ組織ヲナセルモノ亦尠カラズ兒童保護ノ施設ニ就キテハ青年會、處女會、戶主會等ト協力シテ或ハ就學獎勵、學用品給與、兒童通學路ノ修理、通學途上ノ救護等ノ施設ヲナセルモノ多シ

6、兒童ノ教育相談及職業指導施設

各學校ニ於テハ在學中ノ兒童ニ對シ卒業後相當ノ計畫ヲナセルモノ多ク卒業後ノ兒童ニ對シテハ卒業生

教場ノ如キモ其ノ施設經營ニハ當該町村小學校ノ助勢ニ俟ツモノ多シ

4、揭示板

校門前又ハ校下敷ケ所ニ揭示板ヲ設ケ時事問題、農事、社交、衛生、教育、法令等ニ關スル記事ヲ登載ス

5、圖書館文庫ノ利用

郡立圖書館ノ設ケアル所ニテハ之ト連絡シテ學校備付ノ圖書及青年會文庫等ヲ活用シテ讀書熱ノ喚起ニ努ム

6、印刷物配付

揭示板ニ登載スヘキ材料中特ニ必要ナルモノニ對シテハ印刷物(多クハ謄寫)トシテ各戸ニ配付ス村報又ハ校報等ノ定期刊行ヲナセルモノモ少カラズ以上ノ施設ハ殆ント各學校ヲ通ジテ行ヘルモノナルガ左ニ一部分ニ留アルモ特異ナル施設ト見ルヘキモノヲ舉グベシ

1、民衆娛樂ノ改善普及

活動寫真機ヲ學校ニ備ヘ又ハ縣教育會、同郡支會備付ノモノヲ借入レ修整並娛樂ニ資スルモノアリ

2、民衆体育ノ獎勵

取調簿ヲ設ケ滿二十歳ニ至ル迄ノ狀況ヲ調査シ且ツ常ニ其ノ職業選擇指導ニツキ相當ノ注意ヲ拂ヘリ管内有田郡ニ於テハ此ノ目的ヲ以テ有田郡女子教育相談所ヲ設ク

二、中等學校ヲ中心トスル

社會教育施設

一般ニ中學校高等女學校師範學校及程度高キ實業學校ト郡立以上ノ低度ノ實業學校ト比較スレバ前者ハ從來社會教化ニ對シテ特別ノ施設ヲナセルモノ少ク後者ハ此ノ点ニ就キ多大ノ考慮ヲ拂ヒ適切ナル施設ヲナセルモノ少カラズ、コレ學校ノ性質及周圍ノ狀況等ニヨリテ支配セラルル所ナリト雖又從來前者ガ學校内部ノ施設ニノミ没頭シテ他ヲ顧ミルノ暇ナカリシ爲ニハアラザルカ然レトモ前者モ亦最近著シク此ノ方面ニ活動セントスルノ勢ヲ示スニ至レリ

(二)設備ノ利用

1、校舍校地ヲ公益及教育ノ爲ニ開放シ特ニ青年會、婦人會、體育團體ノ會合ニ貸與シ種々ノ便宜ヲ與フ

ルモノ多シ女學校ニ於テハ特ニ兒童ノ爲ニ放課後及休日ニ於テ運動場ヲ利用セシム、サレド未ダ社畫的ナリト云フベカラズ

2、校具及圖書ノ利用

特定ノ團體ニ對シテ校具及圖書ノ利用ヲ許可スルニ過ギザレドモ實業學校ニ在リテハ學校ヨリ進ンデ一般民衆ノ爲ニ其ノ利用ヲ企畫スルモノ多キヲ認ム

(二) 教員ノ上ヨリ

1、學校長及職員ハ公務ノ餘暇ヲ以テ青年會、處女會婦人會、戸主會等ニ於ケル會合ニハ講師トシテ出講セリ、特ニ近時女性團體ノ講習會ニ對シテ中等學校女教師ノ招聘セラルル多キヲ加フ

2、教員ハ縣教育會同郡支會町村青年會、處女會等ノ役員トナルモノ多シ

3、教員ハ各種ノ研究會、修養會、學會等ノ主腦トナルモノアリ其ノ會團ノ主ナルモノハ和歌山縣博物學會、南葵史談會、英語研究會(田邊)音樂會(田邊)報德會、體育獎勵會、農業教育研究會、商業教育研究會、民力涵養同志會(串本町)等ヲ主ナルモノトス

(三) 社會教育的施設

委託シテ實習セシムル委託實習、各種印刷物ノ配付農具試用會、肥料配合實習會等枚舉ニ遑ラズ又農業學校ニ在リテハ依託實習地ヲ實地家ニ依託シ之ガ指導ヲナシ範ヲ示セルモノ多シ

5、民衆体育ノ指導

特ニ武術練習ニ際シ一般地方民ノ參加ヲ歡迎セル學校多シ

6、其ノ他部落改善、女中招待會、女工教育等ニ對シテ獻身的ニ努力セル所アリ

(三) 從來行ヒ來レル學校ノ社會教育施設ハ民力涵養ニ關スル施設ニ對シ如何ナル方法ニ依リ聯絡ヲ執リツツアリヤ

學校ニ於ケル社會教育的施設ハ民力涵養ノ五大綱目ニ合教セルモノ多ク而シテ學校ガ此全國的民力涵養運動ニ協力シ之ヲ高潮スルハ乃チソノ社會教化上探ルベキ當然ノ施設ナルヲ以テ管下學校ニ於テハ何レモ此方面ニ相當ノ努力ヲ拂ヘルヲ認ム左ニ重要ナル事項ヲ列舉スヘシ

1、民力涵養講演會、同協議會等ハ多ク學校ニ於テ開催シ其ノ際學校職員ハ之ガ準備進行ニ參與シ又之ガ

1、通俗講演會

講演會ヲ公開セルモノ多ク某中學校ニ於テハ教師及生徒協力シテ理化學智識ノ普及並ニ其ノ他ノ目的ヲ以テ講演隊ヲ組織シ附近町村ヲ巡回講演セリ大正十一年五月市及市附近中等學校職員ハ縣ト連擔シテ文化講座學會ヲ創設毎月當番學校ヲ定メテ同七月以來文化講座ヲ開催シツ、アリ

2、校外教場及講習會

講習會ヲ一般ノ爲ニ開ケルハ實業學校及高等女學校ニ多ク中學校ニ於テハ一二校ニ過ギズ、某實業學校ニ在リテハ二三年前ヨリ校外教授部ヲ設ケ校下七八ヶ所ニ臨時教場ヲ設ケ一箇所一週間乃至十日間概夜間ヲ利用シ、農事、公民、家事等ノ教授及實習ヲ行ヒツツアリ

3、揭示板

小學校ニ於ケルガ如シ

4、當業者ノ指導

實業學校ニ於テハ計畫的ニ當業者ニ對シ指導ヲ試ムルモノ多ク商事相談、工場規程、店則等ノ編成、農作物栽培設計書作製、技術練習會、當業者ニ生徒ヲ

座長トナリシモノ尠カラズ

2、學校主催ノ講習會、講話會、父兄母姊會、展覽會揭示板印刷物等ノ施設ニ於テモ努メテ民力涵養ニ關スル趣旨ヲ宣傳實行ヲ期スル様計畫セルモノ多シ、管下海草郡ニ於テハ民力涵養ニ關シ學校トシテ採ルベキ具體方案ヲ決議シ着々其ノ實行ニ努ム

3、兒童及生徒ヲ介シ各種ノ社會改善ニ關スル宣傳ヲ行ヘルモノ多シ大正十年ヨリ毎年二月十一日紀元節ヲトシ縣下一齊ニ社會奉仕ノ實行ヲ宣傳シタルニ所在之ガ永久的ノ計畫ヲ立ツルモノ尠カラズ特ニ兒童及生徒ヲ介シテノ宣傳ノ効果少カラザリキ

4、職員及生徒ハ民力涵養ノ趣旨ヲ体シ之ガ實行ヲ期スル爲規約ヲ作り着々其ノ遂行ニ努ム

5、補習學校ニ於ケル施設ハ民力涵養ノ趣旨ニヨリ其內容形式ノ共ニ色彩ヲ鮮明ナラシメタルモノアリ國家觀念ノ養成、自治思想ノ陶冶及日新ノ修養施設等ノ如キコレナリ

縣下青年團體狀況調

大正十一年三月三十一日現在

團體數	團長種類別 市町小學名望家長 村長校長家員	團員及年齡範圍	經費豫算		資		產			
			歲出	歲入	現金	有價証券	土地	建物	植樹	其他
二四二	三三	正團員二二、一二二人 客員三、九〇三人 二十才以上三十才以下	二四、七三四七	四、四五五	二九、〇七五	一、七四九	三、八四〇	三、三五五	三、二二四	八七
三	四一	正團員二、一二人 客員一、三三人 二十才以上三十才以下	三、四七〇	五、〇二九	一、五五九	一、七四七	〇	〇	〇	〇
四一	四〇	正團員一、二二人 客員一、一一人 二十才以上三十才以下	四、七三〇	四、五五〇	二、一八〇	〇	〇	〇	〇	〇
一五	一三	正團員一、二二人 客員一、一一人 二十才以上三十才以下	一、五三〇	一、五三〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

郡市別青年團體狀況調

大正十一年三月三十一日現在

團體數	團長種類別 市町小學名望家長 村長校長家員	團員及年齡範圍	經費豫算		資		產			
			歲出	歲入	現金	有價証券	土地	建物	植樹	其他
一	一	正團員一、六二八人 客員二、一七一人 二十才以上三十才以下	一、一五三	一、一五三	一、四九七	〇	〇	〇	〇	〇
三	一	正團員一、二七五人 客員二、一七一人 二十才以上三十才以下	五、三九四	五、三六七	一、九二二	〇	〇	〇	〇	〇
四	二	正團員三、六七五人 客員三、六七五人 二十才以上三十才以下	三、六八二	四、四〇三	一、九〇一	〇	〇	〇	〇	〇
六	二	正團員六、九三人 客員六、九三人 二十才以上三十才以下	一、八一三	二、〇六八	一、四六四	〇	〇	〇	〇	〇
三	六	正團員四、二八八人 客員四、二八八人 二十才以上三十才以下	一、八二一	二、〇六八	一、四六四	〇	〇	〇	〇	〇

東	西	日	有
三六	四六	三七	二二
五	一一	五	二
五	六	一四	四
二〇	六三	一六	一一
二	四	二	二
四	二	一	二
正團員全上 客員全上 年齡全上	正團員全上 客員全上 年齡全上	正團員全上 客員全上 年齡全上	正團員全上 客員全上 年齡全上
二、五一八人	三、六一一人	五、〇二一人	五、八〇一人
一、八三九	一、八四一	二、七五八	二、七五八
一、〇〇〇	一、八四一	二、九一五	二、九一五
一、八四一	六、七九七	七、三二五	七、三二五
二、八二五	二、八二五	二、五〇〇	二、五〇〇
五、〇五〇	五、〇五〇	六、六二四	六、六二四
五、三〇〇	五、三〇〇	三、八四五	三、八四五
二、六〇〇	二、六〇〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇

施設ノ事項

一、智徳ノ修養
幹部講習會、補習教育獎勵、新聞雜誌ノ購讀回覽、各種講演會ノ開催聽聞、文庫ノ設置、壯丁教育、討論會、三大節奉賀式參列、神社佛閣參拜ノ獎勵、辯論會、優良町村、工場、學校其他ノ視察、軍隊見學、文藝會、讀書會、法令研究會、雜誌ノ編纂發行、養氣會、日誌ノ作製、修養袋ノ制定、競賽會、月夜會、誠懇會

一、體育及衛生
相撲、擊劍、徒步競走、運動會、遠足、庭球、衛生組合ノ助力、自強術、水泳、船漕、身體檢查、傳染病豫防注意、野球、衛生講話會ノ開催聽聞

一、自治公民ノ訓練
自治講習會、道路修繕、水難救助、神社掃除、道路掃除、祭典幫助、村會傍聽、諸屆願書式ノ配布及右ノ代筆

學校基本金造成ノ應援、就學出席督勵、夜警軍隊慰問、納稅督勵ノ補助、擬村會ノ開催、優良會員ノ表彰、農作物品評會ノ開設、義務警察班ノ組織、社寺勞力寄進、消防班ノ組織、團員ノ慶吊、入退營者ノ送迎、簡閣点呼ノ見學、道路標ノ設置、戰死者遺族ノ補助、植林、教育後援會補助、稚穰共同飼育、神社獻燈奉仕ノ補助、町村統計ノ補助、左側通行ノ宣傳

一、美風貞俗ノ助長

民力涵養實行規約勵行、貯金獎勵、綿服、五分刈勵行、禁酒禁煙ノ獎勵、敬老會ノ開催、副業獎勵、早起獎勵時間勵行、共同貯金

彰 青 年 會

年 月 日	金 額	郡 市	團 體 名	備 考
四四、三、三一	一〇〇	伊	大谷村青年會柏木支會	(當時大谷村柏木青年會)
四五、二、一一	一〇〇	那	小倉村青年會	
同	一〇〇	有	鳥屋城村小川青年會	
同	一〇〇	日	切目川樽樽川青年會	
同	一〇〇	那	西貴志村西山青年會	
同	一〇〇	伊	河根村青年會東郷支部	
同	一〇〇	有	糸我村青年會	
三、二、一一	一〇〇	那	龍門村青年會	
同	一〇〇	東	色川村青年會	
同	一〇〇	有	三田同窓青年會	
同	一〇〇	那	額淵青年會	

同 四、一一、一〇
同 一、二、一一
同 四四、五、二七
同 八、三、二五

一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五 一五

日 伊 日 海 那 有 日 那

丹生村山野青年會
高野村青年會西細川支會
稻原村山口青年會
加茂村小松原青年會
池田村青年會北勢田支部
城山青年會
野口村青年會
東貴志自彊青年會

以上縣表彰
文部省表彰
文部省表彰

縣 下 處 女 會 狀 況 調

大正十一年三月三十一日現在

會 數	會 長 種 別		會 員 及 年 齡 範 圍	經 費 豫 算		資 金		產 物		
	市 町 小 學 名 望 村 長 校 長 家	名 望 村 長 校 長 家		出 入	現 金	有 價 証 券	土 地 建 物	植 樹	備 考	
二五七	三三	三二七	正會員二〇、五四八人 客員三、二〇四人 二十才以上廿五才以下	九、三四九〇	九、八六六九〇	六、六一九八〇	四三〇	三〇〇	—	—

郡 市 別 處 女 會 狀 況 調

大正十一年三月三十一日現在

和	會 長 種 別		會 員 及 年 齡 範 圍	經 費 豫 算		資 金		產 物	
	市 町 小 學 名 望 村 長 校 長 家	名 望 村 長 校 長 家		出 入	現 金	有 價 証 券	土 地 建 物	植 樹	備 考
三	—	—	正會員一、二七八人 客員一、四九人 二十才以上廿五才以下	二六〇六五〇	四二二五〇	三二五〇〇	—	—	—

東	西	日	有	伊	那	海
三	六	四	二	三	三	三
四	一	五	一	一	一	一
一	一	七	三	九	一	一
九	三	二	五	二	三	三
五	八	二	一	一	二	一
六	五	一	二	一	一	二
年客 齡全 上						
正會 員全 上						
二、 三、 九、 三、 二、 二、 二、 二、	五、 七、 四、 一、 一、 一、 一、 一、	五、 七、 四、 一、 一、 一、 一、 一、	二、 九、 四、 一、 一、 一、 一、 一、	五、 八、 〇、 二、 五、 六、 六、 六、	六、 三、 五、 八、 三、 八、 五、 八、	五、 七、 五、 六、 五、 三、 七、 八、
九〇六 九六五	一、四 二〇八五	八五七 九〇〇	一、一〇 二七〇	八七二 三〇〇	一、〇五 三二〇〇	二、七 八一九〇
一、二 四九〇〇	一、六 六五七五	八五 四六〇〇	一、三 二八〇〇	九 九四三五	一、三 八八二〇	二、一 四七三五〇
一、三 七七一〇	一、二 四九九五〇	二 九三三七五	三 七四二六〇	五 六六〇〇〇	一、二 〇〇一〇〇	八 七三六五五
	〇		〇	三〇	五〇	三〇
				三〇		

一、智徳ノ修養
 補習教育、講演會、講習會、社會見學、文庫設置、通信教授、幹部講習會、日誌ノ作製、會誌ノ編纂發行、新聞雜誌ノ購讀同覽、展覽會、家事實習會、神社佛閣ノ參拜、三大節儀式參列

施設ノ事項

一、體育及衛生
 遠足、旅行、身體檢查、運動會、衛生講話會開催聴聞、傳染病豫防宣傳、庭球、海水浴、自彊術
 一、自治公民ノ訓練
 敬老會、優良會員ノ表彰、會員ノ慶吊、就學出席獎勵、軍隊慰問、納稅督勵幫助、青少年少女會ノ指導、公衆用封筒張り、墓地ノ掃除、罹災者ノ慰問、教育後援會幫助
 一、美風良俗ノ助長
 粗服獎勵、貯金獎勵、副業獎勵、共同貯金、廢物利用、慈善事業寄附、早起獎勵

視察參考優良青年會等調

優 良 場 所	順	路	停 車 場 ヨ	所 要 時 間	乘 物 及	旅 館 ノ 有 無	特 色
那賀郡 東貴志自彊青年會	省線舟戶驛ニ降り陸路	陸路	二里弱二時間	乗物アリ	補習教育及協同的訓練等実績 舉リ文部省ノ表彰ヲ受ク		
有田郡 城山村青年會	和歌浦湯淺間汽船 夫ヨリ輕鐵ト陸路	海路 輕鐵	五、三哩八時間	乗物ハ一部アリ 旅館有	補習教育及協同的訓練等実績 舉リ最近縣ハ表彰ス		
日高郡 切目村青年會	和歌浦印南間汽船 夫ヨリ陸路十八丁	海路 陸路	三四哩六時間	有	補習教育ノ実績舉レリ		
處 女 會							

那賀郡 東貴志村處女會	前記同村青年會ト同シ	全	上全	上全	上	補習教育ノ成績舉レリ
有田郡 城山村處女會	前記同村青年會ト同シ	全	上全	上全	上	會員ハ修養ニカメ指導者モ其人ヲ得テ成績舉レリ
伊都郡山田村 山田農業補習學校	省線橋本驛又ハ高野口驛ヨリ北へ陸路	一里	強	一時間	乘物アリ	御大典記念事業トシテ學村力ヲ注ギ近ク文部省ノ表彰ヲ受ク
東牟婁郡色川村 色川農業補習學校	和歌浦勝浦間汽船 夫ヨリ那智ヲ經テ陸路	海路 陸路	八九哩 四里	十五時間	坂路ニ乗物ナシ 旅舍アリ	通信教授ニ特色アリ
特殊教育事業	縣立盲啞學校和歌山市一番丁(城内)					職員熱心成績優良近ク市内眞砂町ニ校舍新築移轉ノ筈
社會施設	和歌山市公設市場 同 托兒所市 內					縣内ニ於テハ此種優良ノ施設ナリ
	有田郡藤並村土生 和歌浦湯淺間汽船 有田 學 園湯淺明王寺間輕鐵	海路 輕鐵	一五哩 二、一哩	三時間	乘物アリ 旅舍ナシ	經常費私費ヲ投テ育兒養老等ノ事ニ當テ成績顯ハレテ宮内内務兩省ノ下賜金ヲ受ク
	和歌山市佛教各宗 協同會附設 養老院孤兒院 內					成績舉リ宮内内務兩省ノ下賜金アリ

優良實業補習學校

伊都郡山田農業補習學校

(大正十一年十一月二十八日 文部大臣ノ選奨ヲ受ク)
(備考)

文部省ニ於テハ全國一万五千ノ實業補習學校中ニ付設置ノ沿革、職員ノ組織、就學出席ノ狀況、經費及設備、地方教化ノ實績等各般ノ事項ニ亘リ精細ナル調査ヲ遂ケ其ノ最モ優良ナルモノ六十八校ヲ選拔シ全國實業補習學校長會議ノ開催ヲ機トシテ之ヲ獎勵セリ

縣下ノ實業補習學校數	農	商	商工	農商	水産	其他	計
郷土的 教科書	二六七	九	二	一七	六	一四	三一五
縣立實業補習學校教員養成所	修業期間一ケ年、定員四十名、大正八年十二月一日開設 大正十一年度 經費豫算 一、二、二八三圓						
	(和歌山縣教育會編纂)						

和歌山縣下男女少年團體狀況調

大正十一年度

女男	團體數	團 長 種 別	正團員總數	正團員以外ノ團員總數	年 齡 範 圍	資 産	當該年度經費豫算
女	一三	小學校長五、團員四僧侶二、有志一	三、二三	一	六歲—十四歲	一六、五〇	二五、五〇
男	三	團員二、有志一	二八	一	六歲—十六歲	六、五〇	一六、〇〇〇

計	八九 小學校長二五、僧侶一〇、團員五一 神職二、欠員一	九、二七
男	一〇五 小學校長三〇、僧侶一二、團員五七 有志二、神職三、欠員一	一三、六〇八

三六	六歳—十五歳	二八、五〇	三六
三五	六歳—十六歳	一四一、五〇	三六
三六	六歳—十六歳	六四、五〇	三六

沿革大要

明治四十三年頃既ニ設立セラレタルモノアルモ多クハ最近十年間ノ設立ニ繫ク而シテ増加セシトスルノ傾向アリ、但昨年ニ比シテハ組織整理ノ結果其數ヲ減マタリ(昨年ノ總數一〇六)

施設要目 學藝練習、自治ノ訓練、實行事項ノ申合、體育的催物、神社參拜出席獎勵等其一部又ハ數部ヲ時々ノ會合ニ依テ行ヒツ、アリ

青年團體其他ノ團體トノ連絡狀況 團體ニヨリ多少ノ疎密ノ差ハアレドモ何レモ掲題ノ連絡ノ形成セルヲ認ム

優良團體

日高郡切目村少年團 大正四年十一月ノ創設ニシテ團員二四六名ヲ有ス會員ノ最低年齡九歳、最高年齡十四歳、團長ハ小學校長ヲ戴ク兒童ノ自治的精神ヲ涵養スルコト、學校訓育ノ徹底ヲ計ルコト、既習ノ知

識、技能ノ發表、能力ヲ鍊リ進メテ學習ニ興味ヲ持タシムルコトヲ以テ目的トナシ、團ヲ分テ二トナス即チ尋常三學年以上ノ全兒童ヲ各學級別ニ組織シテ校外自治團ヲ作り更ニ全兒童ヲ各部落別ニ組織シテ校外自治團ノ名稱ヲ附ス校内學級自治團ノ事業ハ每週一回各級會ヲ開キテ實行事項ノ協定ヲナシ既習智能ノ發表ヲナシテ質疑批評ヲナシ又ハ感想ヲ述ブ校外部落自治團ノ事業ハ會合シテ勸善互省ヲナシ又ハ學業練習ヲナシ又毎月二回早朝神社參拜ヲナス毎月一回少年會報ヲ發行シ諸種社會奉仕事業等ヲナス、カクテ自治協同心ノ養成訓練ニ力メ其成績他ニ超出セリ

西牟婁郡西ノ谷村梅檀小供會 大正五年七月ノ創設ニシテ爾來今日ニ至ル迄毎日曜日午前中西ノ谷村西方寺及同龍泉寺同淨恩寺ノ内一ケ年交代ニ會場トシ三

男女少年團狀況報告書提出ノ件 (例規)

(大正十年十一月十日社第一二八五號一)
郡市長宛 內務部長

調査上必要有之候ニ付貴管下ニ於テ年齡七、八歳ヨリ十二、三歳迄ヲ以テ組織セラレタル男女少年團體有之候ハ、毎年三月末日現在ヲ以テ左記要項ニ據リ御調査ノ上四月末日迄ニ報告相成度

何郡市男(女)少年團體狀況調

町村	團體名稱	團長種別	正團員	正團員外ノ年齡	資産	當該年度經費豫算
氏名	氏名	氏名	數	數	範圍	經費豫算

- 一、團長種別欄ニハ學校長、町村長、團員、有志、其他身分ヲ氏名ノ上ニ記入ノコト
- 二、資産欄ニハ基金、建物、器具、圖書、其他ヲ記入シ大略見積金額ヲ記入ノコト
- 三、當該年度經費豫算欄ニハ主ナル支出額面ヲ併記スルコト
- 四、男女少年團員中年齡ニ於テ男女青年團員ト重寫ノモノハ其數記入ノコト

寺ノ住職交互ニ會員ヲ指導シ外ニお伽談ニ巧妙ナル田邊中學校教師那須晴次及畫家原保吉ノ両氏モ特志指導補助ヲナシ主トシテ兒童ノ學校以外ニ於ケル修養娛樂指導ヲ目的トシ教訓的武勇談お伽話又ハ精神の訓話ヲナス此ノ外春秋二季大會ヲ開キ其際ハ歌劇對話等ノ餘興ヲ添フ本會開設以來會員逐次増加シ目下正會員二百六十五名ヲ算シ毎日曜日集會者平均一〇〇名ヲ數フ、施設要目ハ毎日曜日午前八(九)時ヨリ十一時迄兒童ノ爲ニ訓話お伽話唱歌等ヲ教ヘ兒童文庫ヲ設ケお伽噺新本其他兒童ニ適セル雜誌ヲ貸與ス又運動具トシテ庭球用具、ピンポン具ヲ設備ス會ノ收入ハ九十七圓アリ西ノ谷村ノ補助、有志父兄ノ特志寄附並ニ淨恩寺龍泉寺西方寺三住職ノ支出ニ出ツ

因ニ梅檀同窓會ハ梅檀小供會員ニシテ小學校ヲ卒業シ中等學校以上ノ在學生及ヒ現在父兄ノ膝下ニ在ルモノヲ以テ組織シ男子ハ毎月一回第二土曜午後七時ヨリ女子ハ毎月一回第三日曜午後一時ヨリ例會ヲ開ク

不良兒童數調

(大正十一年十二月一日現在)
(感化院收容中ノ者ヲ含ム)

年 齡	和 歌 山 縣		刑罰ニ處セラレタル者	起訴猶豫	其ノ他	計	墮 兒 童	警察ヨリ 説諭ヲ受 ケタル者	其ノ他	計	合 計
	男	女									
八才未滿	三	三									五
十才未滿	五	一									六
十二才未滿	一九	五									二四
十四才未滿	四八	一三									六一
十六才未滿	六	七									一三
十八才未滿	一	五									六
合 計	一一三	三六									一四九

備考 一、本調査ハ年齡滿十八歳未滿ノモノニシテ警察官署、學校、其他ニ於テ不良少年トシテ現ニ注意中ノモノ並ニ曾テ注意者タリシモノニシテ現ニ刑ノ執行中ノモノ及感化院收容中ノモノニ付調査ス
二、犯罪兒童トハ刑罰法令ニ觸ル、行爲ヲナシタルモノ、墮落兒童トハ刑罰法令ニ觸ル、行爲ヲナスノ虞アル者、浮浪兒童トハ一定ノ住所ナク常ニ浮浪セル者ヲ示ス

縣立仙溪學園

救護人員

男 一三

女 一

計 二四

(十二年二月十一日現在)

薄資秀才兒童調

(一) 大正八年度卒業

科 性	卒業生		優秀生		有資進學者		有資不進學者		薄資進學者		薄資不進學者	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
尋常科	五、九一八	五、〇九六	八六三	六三三	五五一	四二一	六六	六六	五四	二〇	一九二	一二六
高等科	一、〇一四	一、九五一	三六九	一七〇	九七二	一三二	一一四	一七〇	七四	七	三一八	一五七
合計	一三、八五六	二、八四二	一一、〇三五	一、〇三九	一、一一一	一三九	三〇二	一七〇	八一	八一	二一八	一六三

職業	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	大正一年
大工	14	1	3	1	18	3	4	1	1
左官	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鍛冶	2	1	1	1	1	1	1	1	1
人力車及車力	2	1	1	1	1	1	1	1	1
炭(燒)	5	3	2	2	2	2	2	2	2
炭(枕)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
船乘(筏乘)	4	2	2	2	2	2	2	2	2
坑夫	1	1	1	1	1	1	1	1	1
職工	2	1	1	1	1	1	1	1	1
仕立	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石工	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神官僧侶	1	1	1	1	1	1	1	1	1
官公吏(教員)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
代書	1	1	1	1	1	1	1	1	1
會社	1	1	1	1	1	1	1	1	1
孤兒	1	1	1	1	1	1	1	1	1
遊藝	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無職	1	1	1	1	1	1	1	1	1
按摩	4	3	2	1	1	1	1	1	1

四一

職業	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	大正一年
農	83	46	85	34	248	98	67	94	27
商	20	15	16	11	62	29	22	29	1
工	7	4	1	5	17	5	3	10	1
日稼	25	21	19	13	68	32	20	21	1
漁	2	1	1	1	1	1	1	1	1
計	117	88	121	64	466	176	113	158	31

(三) 薄資不進學者ノ父兄職業別表

科	尋常科		高等科		合計
	男	女	男	女	
卒業生	6,306	5,461	1,767	2,359	15,220
優秀生	910	660	1,570	442	2,196
有資進學者	550	423	973	423	1,225
有秀不進學者	89	67	156	129	347
薄資進學者	58	28	86	19	108
薄資不進學者	213	142	355	198	616
優秀生ニ對シ	28.0%	26.1%	19.8%	16.3%	21.6%

四〇

不使	明	二	二	一	一	二
結	丁	二	二	一	一	二
計		一九二	一二六	一五七	六一	五三六
考	備					
1、	薄資不進學者ハ都市ヨリモ山村僻邑ニ多ク優秀生モ亦後者ニアリテハ薄資生中ニモ優秀生多キガ如シ					
2、	高等小學校卒業ニ於テハ殊ニ薄資不進學者多キヲ占ム					
3、	近時教育後援會等ノ施設ニヨリ育英事業ノ遂行ニ資スルモノ漸ク多キヲ加ヘツツアリ					

社會奉仕日に關する調

本縣に於ては縣下公衆の社會奉仕精神の發揚涵養のため、大正十一年度に於て、始めて、二月十一日紀元節の佳辰を卜し之を縣下の社會奉仕日と定め、爾後年々、同佳辰に際し、全縣共勵一致して、全日一齊に社會奉仕の誠を致すに努めつゝあり大正十年二月十一日最初の奉仕日の成績、別表の如し。

大正十年第一回社會奉仕實行成績一覽表

實行事項	市町村青年團	軍人會學	校	諸營業團體	官衙	計
道路橋梁ノ修繕又ハ掃除	九二	一四〇	六二	五	七	三七二
社寺學校境內ノ修繕植樹掃除	三九	三五	二〇	五	二〇	一五三
右以外公共物ノ修繕又ハ掃除	九	一四	六	四	一	三四

入港船員外來死亡者ノ墓地掃除	六	一	二	三	一	一三
揭示板及案内地圖又ハ指導標建設	一	一	二	一	一	六
警察班ノ開墾	一	一	二	一	一	六
出征軍人及戰死者救護ノ目的ヲ以テ博愛團組織	二	一	二	一	一	七
社會奉仕交通衛生時其ノ他ノ宣傳	二	一	二	一	一	七
禁酒、禁煙又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ慈善團體、公共團體、學校、寄附	三	二	四	五	二	一五
繩ヲ綯ヒテ建築用トシテ小學校ヘ寄附	三	二	四	五	二	一五
傘ヲ購入シ小學校其他ヘ寄附	六	一	二	一	一	一三
裁縫ノ實習ヲ利用シ小供用衣類ヲ縫ヒ貧民ニ施與	六	一	二	一	一	一三
職員、生徒全部繩ヲ綯ヒ之ヲ賣却シ白木綿ヲ買ヒ納	九	一	二	一	一	一六
生徒ノ拔毛ヲ集メ又ハ雜巾、下駄ノ鼻緒、草履等ヲ製作シ之ヲ賣リ養老院ヘ寄附	九	一	二	一	一	一六
會員一人一荷宛ノ薪ヲ刈リテ極貧ノ老婆ニ施與ス	一	一	二	一	一	六
禁酒、禁煙シテ各員出金登山杖一萬本購入登山者ニ無料配	一	一	二	一	一	六
禁酒、禁煙シ又ハ其ノ他ノ費用ヲ節約シ貧民ニ施與	一	一	二	一	一	六
警察署又ハ巡查駐在所前或ハ街頭ニ大時計設置	一	一	二	一	一	六
街路ニ電燈設置	一	一	二	一	一	六
海岸ニ二十燭光ノ電燈四個架設	一	一	二	一	一	六

其 合	ノ	計 他	一五 二五	八五 二	二 三	四 一	一五 四	五 三	六 二
--------	---	--------	----------	---------	--------	--------	---------	--------	--------

次表は内務部宛報告を郡市別に調査したるものにして、第一表は各郡市に於て各自奉仕せる總數を團體別に統計したるものなり

大正十一年 社會奉仕日 (奉仕類別)

市郡名	町	村	官	衙	戸主會	軍人會	青年會	婦人會	中學校	小學校	社會工場	諸營業團體	其他	計
和歌山市														六八
海草郡														二四
那賀郡														一八
伊都郡														八七
有田郡														二二
日高郡														八八
西牟婁郡														一三
東牟婁郡														二七
計	一〇〇	三五	九	一	一五	二五	二六	九〇	五	二九	六	五	一八	一、〇〇三

更に奉仕類別に就て概計を擧ぐれば

一、神社、寺院、學校、其他公共の場所の修繕清淨に奉仕

總計九七團體にして内小學校兒童團の五四團體最も多く、次で青年團の一九、軍人會の八とす。郡市別に見れば海草郡の二九、那賀郡の一九、東牟婁郡の一七、等最も多數なり

二、揭示板、門札其他公共施設の奉仕

總計三三、青年會の一三、小學校の六の順序を示し、郡市別に見るに海草の八、東牟婁の八、日高六等最も多數を示す

三、一日一善奉仕

總計八を示し小學校の七、最も多數にして、日高郡の四、那賀、東牟婁の各二の順序を示す

四、作業により物品製作及賃金を所得奉仕し、或は作業の奉仕

總計二九を示し、婦人團體の八、青年團、軍人團の各六、小學校の四の順を示し、郡市別によれば海草郡の九、西牟婁の八、伊都の四、那賀、日高の各三等多數を示す

五、樂書消し奉仕

總計一九を示し小學校の一六、最も多數にして郡市別に見れば海草の六、西牟婁の四多數を示す

六、老幼保護、慰安及び一般の助力等の奉仕

は總計一四にして軍人會の六、小學校の三、婦人會、青年會の各二を示し、郡市別に見れば、海草、伊都の各四、和歌山市の二等多數とす

七、廢物を利用し作業によりて物品製作奉仕

は計三一にして婦人會の一九、中等學校(主として女子)の四等多數にして、郡市別によれば西牟婁の九、海草の八、那賀の七、和歌山市の四、日高の三等多數とす

八、記念の會を組織せるもの

八を示し、青年の二を最とし有田郡の四、那賀郡の三を多しとす

九、忠魂碑、戦病死者の靈墓、其他墓地の清掃禮拜の奉仕

總計四六を示し小學校の一九、軍人會の一〇、青年會の九、婦人會の六等の順にして、郡市別に見れば有田

の一五、海草の一、日高の九、那賀の六等多し

一〇、物品の寄贈奉仕

一四を示し、婦人會の四、軍人會の三等多數にして、郡市別に依れば東牟婁四、海草、那賀、西牟婁の各三等多數なり

一一、道路、橋梁、水溝等の修繕

掃蕩等の奉仕

は最も多數にして三三三を示し、青年會の一四、小學校の七二、軍人會の六二、町村の五四等最も多數にして郡市別に見るに、那賀六七、海草六二、東牟婁の四七、西牟婁の四〇、有田、伊都の各三四、日高の三三、和歌山市一五を示す

一二、學校庭、運動場等の修繕掃除

作業奉仕

五二を示し、小學校の二六、青年會の一二、軍人會の七等多數にして郡市別によれば海草の二二、那賀の一、西牟婁の七、東牟婁の六等多し

一三、共有林野、路樹、雜地等の作業奉仕

一七を示し青年團の五、軍人會の三多く、郡市別に見れば、西牟婁八、伊都三、和歌山一を示す

一四、植樹、植林造成の奉仕

總計三七を示し小學校の一、青年會の八、町村官衙の各五、婦人會の三等多く、郡市別に見れば那賀の一、日高の八、西牟婁の七、伊都の四等多し

一五、道路、航路の指標、火標、其他

交通安全のための施設奉仕

六〇を示し、青年會の三八、小學校、軍人會の各七、婦人會、町村の各三等にして、郡市別に見れば西牟婁の一三、海草の一、那賀の一〇、有田、日高の各七等多數を示す

一六、廉賣、節約、積立等の金員奉仕

八五を示し、小學校の二〇、官衙の一七、中等學校の一、青年會の九、婦人會の八、町村の七、會社工場の一、軍人會、諸營業團體の各五等多きを示す、郡市別に見れば、海草の二七、和歌山市、有田郡の各一七西牟婁の九、伊都の八、那賀の五等多し

一七、社會奉仕の宣傳

は總計六四を示し小學校の三〇、青年會の一、等多數にして、那賀の二一、海草の一三、有田、日高、東牟婁の各六最も多し

其他記念貯金三、奉仕實行申合五、記念文庫設置三、奉仕會合二四等にして、物品の貸與奉仕四のうち婦人會の二多數なり、及び各自の職務に共勵せし例一を示す其他防火施設一とす
其他、和歌山市の例に於て小學校兒童の路傍樹愛護手入、日高郡の例に於ては、良種子の各戸配は小箱を路傍二ヶ所に備へ、糸紐を入れて通行者の履物鼻緒の修理に供へたる如き、更に伊都郡の例に於て大正十年最

初の奉仕日より毎月十一日を村の奉仕日と定めて奉仕精神の發揚と涵養に常に努めつゝある如き、海草郡の例に於て各戸の煙突掃除、學校其他の井戸深へ、東牟婁の例としては村内居住の貧困老婆のため個人所有の地所を無料にて借入れ住宅を建造して贈りし如き、那賀郡の例として奉仕日に於て奉仕事業の團體を設立したる如き、有田郡の記念文庫設置等は今回の特例と見るべきか。

教育後援團體

(大正十年七月末現在)

郡市	團體數	經費	一會ノ經費ノ最少ト最多	備考
和歌山市	一一	一一、九〇三、四五〇	一、七五三、一〇一—八四九、八三	
海草郡	三三	二、〇一〇、〇〇〇	〇—一四〇〇、〇〇	
那賀郡	九	一、三九一、〇〇〇	一五、〇〇一—二、〇〇、〇〇	
伊都郡	六	一、六〇四、六二〇	四八、〇〇一—七六九、〇〇	
有田郡	六	一、四二一、八四五	一〇、〇〇一—二六八、八〇	
日高郡	一一	七六九、六二〇	二〇、〇〇一—二四〇〇、〇〇	
西牟婁郡	二四	二、〇一〇、七六〇	〇—一、九一、〇八	
東牟婁郡	二九	二、五〇〇、八二〇	〇—一、三五三、〇〇	
計	一〇七	二三、四二二、一〇五	〇—一、七五三、一〇	一會平均經費 二八、八〇五

未設置町村數 百四十九 縣下町村ニ對スル未設置町村歩合 六四、五%
目的 町村ニ於ケル國民義務教育ノ普及發達ニ貢獻スルヲ以テ目的トスルアリ

小學教育、農業補習教育ヲ後援シ青年團、處女會、自治團ノ指導及統一ヲ計ルヲ以テ目的トスト標榜スルアリ、其他何レモ校外ヨリ援助シテ兒童ノ環境ヲ善良ニシ其教育ヲ助成シ以テ學校教育ノ充實ヲ期スルモノニ非ルハナシ

事業 各會ニ屬クルモノヲ列舉セバ概ネ左ノ如シ

- A、兒童教育ニ關スル後援
 - 一、小學校及補習學校ノ就學及出席ノ獎勵
 - 二、優良兒童模範青年婦女表彰
 - 三、通學路ノ修繕及通學途上ノ保護及校外保護取締
 - 四、學用品給與及賞與ヲナスコト(有田廣村ハ食費ノ救助ヲナス)
 - 五、病兒教育、低能教育ナドノ補助
- B、社會教育上ノ施設 但シ小學校ヲ中心トセルモノ又ハ單ニ民衆ノ教化事業ヲ助成スルモノアリ

- 一、少年會少女會婦人會青年會其他學校ニ於ケル各種社會的施設ノ後援
 - 二、通俗講演會講習會品評會等ヲ開クコト
 - 三、記念文庫設立
 - 四、育英事業ノ補助
 - 五、子守教育
 - 六、壯丁教育及在隊兵ノ慰問入退營兵ノ送迎等
 - 七、尙齒會ノ補助
 - 八、村風改善及助長ノ善行者表彰——社會教育功勞者表彰
 - 九、娛樂改善及助長
 - 一〇、民力涵養事項實行獎勵
- C、其他教育上必要ト認ムル事業
- 一、父兄母姊會等ヲ開催シテ學校家庭ノ連絡ヲ密ニスルコト
 - 二、師恩感謝ノ精神ヲ養成スルコト 教育者ノ慰安優遇
 - 三、學校授業參觀ノ獎勵、學藝會、運動會、遠足旅行、登山會、夏期水泳、兒童成績展覽會等ノ援助、海濱學校ノ開設

- 四、兒童生徒ノ追悼祭
 - 五、教育事業ノ調査研究
 - 六、教育視察旅行費補助
 - 七、學校設備改善上ノ補助
 - 八、學校基本財産ノ造成
- 名稱 教育後援會、教育會、子弟後援會、學齡兒童保護會、獎學會、更風會等區々ナルモ地名又ハ校名ヲ冠スルヲ普通トス

- A、會員釀出 月額ヲ定ムルニ金額ヲ以テスルモノ 月額一錢—廿錢 株(口)ヲ以テスルモノ 一株一錢—五錢
 - B、篤志寄附 必要ニ應シ募ルコトアリ、豫メ其機會ヲ協定スルモノアリ
 - 寄附ノ機會(一例)出生、還曆、新築、卒業等慶事アル時、本會チ一ノ親族ト見做シ若干ノ寄附ヲ受クルモノトス
 - C、村費補助
 - D、基金ノ利子
- 右ノ内Aヲ普通トシBハAト併セ充當シ又ハAナク

シテBノミニ依ルモノアリCハ稀ニアリD亦實現セルモノ僅少ノ會ニ屬ス

役員

主トシテ選舉ニ依レルモ時々會長ニ村長ヲ副會長ニ小學校長ヲ推シ支會長ニ各大字區長ヲ推セルモノアリ

海外發展的地方色ヲ發揮セル後援會
在米田原人郷土教育後援會、在米東牟婁郡田原村民ヲ以テ大正九年四月一日米國ローザンセルスニ設立シ遙ニ郷土ノ教育ヲ後援シツ、アリ
南洋貿易記念文庫ハ小學校教育ノ後援ヲ目的トシテ大正七年四月廿七日西牟婁郡日置村ニ設置セラレ基金七圓ノ利子ヲ以テ兒童ノ爲ニ文庫圖書購入並ニ學用品給與等ノ施設ニ依テ同村教育ヲ後援シツ、アリ

設置ノ趨勢

本縣ニ於ケル教育後援會ハ明治九年四月十日和歌山市湊南小學校區域ニ設置セラレタルヲ嚆矢トシ全廿二年二月同市大新校區域ニ設ケラレタルモノ之ニ次ギ其後明治廿四年、全廿五年、全三十年ニ各一會ツ

、ノ創立ヲ見明治四十年ニ至テ始メテ二會設ケラレ
爾來大正二年ヲ除ク外毎年一會又ハ二會新設セラレ
タリ、大典アリシ兩年即大正元年ハ一躍シテ四會、
全四年ハ十一會ノ設立ヲ見、次デ大正五年ニハ七、
全六年ニハ七、全七年ニハ六ノ設置アリ更ニ全八年
ニハ十、全九年ニハ十六、全十年ニハ既ニソノ七月
迄ニ三十一ノ設置ヲ見ルニ至リテ既設總計一〇七ヲ
算スルニ至レリ斯ク最近三ヶ年間ニ總計ノ半以上大
正十年ノ殆半季ニ總數ノ三分ノ一ヲ凌駕セル事實ハ
本縣教育ノ爲尙ニ意ヲ強クセシムルモノアリ斯機運
促進ハ一面當路從來ノ努力ニ因ルベキモ他面民衆ノ
覺醒ニ依ラズンバアラズ以テ世界戰亂以來教育ノ必
要ニ對シテ民衆ノ頓ニ覺醒シ來レル現象ノ一斑トナ
スベキカ

今後ノ努力

- 一、未設地ニ對スル設置勸奨
- 二、施設ヲ地方ノ狀勢ニ適切ナラシムベキコト
- 三、實業補習教育ニ一層力ヲ盡サシムベキコト
- 四、教育實績ノ學否ハ教權尊重ノ厚薄ニアルコトヲ
諒得セシメ教育干渉ノ弊ナカラシムベキコト

優良教育後援會

大正十一年二月十一日表彰和歌山市吹上教育會
明治三十年七月三浦權五郎、岡本兵四郎兩氏發起ノ下
ニ通俗教育談話會ヲ組織シタルハ即チ本會ノ前身ニシ
テ爾後吹上尋常小學校兒童ノ訓育ニ體育ニ區内住民ノ
通俗教育ニ相當力ヲ傾ケツ、アリシガ大正二年十二月
男爵三浦英太郎、後備陸軍々醫監前田政四郎外十名ノ
發議ニ依リ會則ヲ改メ同時ニ名稱ヲ今ノ吹上教育會ニ
變更シ吹上部教育ノ普及改善ヲ圖リ部内ト學校トノ連
絡ヲ密ニシ其ノ他教育上必要ナル施設ヲ爲シ吹上尋常
小學校教育ノ後援ヲランコトヲ以テ目的ト定メ會長前
田政四郎(現會長須藤丑彦)以下相衷協同銳意目的達成
ニ努力シ年ト共ニ着々其ノ實績ヲ擧ゲツ、アリ、今事
績ノ概要ヲ列舉セバ學校運動會卒業生修學旅行成績品
展覽會善行兒童優良教員ノ表彰轉退職教員ノ謝恩教員
ノ縣外派遣通俗講演會等ノ施設投資ヲ主ナル年中行事
ト爲シ更ニ貧困兒童ノ學資補給校内文庫ノ設置ニ最近
亦原動力トナリテ一万四千圓ヲ釀集鐵筋コンクリート
九十六坪ノ雨天体操場兼講堂ヲ建築寄附シタルガ如キ

企劃スル所悉ク善良ナル目的ノ活動ニ努メツ、アリ前
途深ク望ミヲ囑スルニ値スルモノト認メラル

現今同會積立金 約千四百圓 會員 八百名
會員離出 會費一株 月額五錢
大正十一年度歲出豫算 千九百十六圓八十二錢
此費目ヲ列舉スレバ左ノ如シ
秋季運動會遠足費其他體育獎勵ニ充ツル費用
學校創立記念日兒童ニ與フル菓子代其他式日費

學事視察員派遣及研究費

第六學年兒童百五十名修學旅行費
一人ニ付、貳圓八拾錢 雜費 貳拾圓
講演會開催費善行表彰及勤績轉退職其他慶吊慰勞
費及追吊法會費
兒童貸餘理科實驗用具文庫ダンス代課外讀物雜誌
代
兒童學用品補給展覽會學藝會費等

圖書館ニ關スル調査 公立圖書館ニ關スル調査

名	稱	所在地	設立年月	大正十一年度 經常費豫算 總額	大正十一年度 圖書 購入費	藏書冊數	閱覽人員 大正十年一日平均 度延人員閱覽人員	館長
和歌山縣	立和歌山市	大正四十一	年二月	九、五四	五、〇〇〇	二〇、九三三	三、二一〇	事務取扱 中館 松生
那賀郡	立那賀郡岩出町	大正八年	四月	五、四	一〇〇	三、四七二	八、〇〇〇	司書事務取扱 庄田 五一郎
伊都郡	立伊都郡橋本町	大正元年	十一月	四、二〇	三〇〇	二、三五五	五、七六五	全 堀内 彌平治

名	稱	所在地	設立年月	大正十年度 經常費豫算 總額	購圖書 購入費	藏書冊數	大正十年一日平均 度延人員閱覽人員	閱覽人員	館長	設立者
有田郡	立有田郡湯淺町	湯淺町	大正二年	九七	三〇〇	四、五九	三、八八三	一五、九	事務取扱 前田 甚之助	
日高郡	立日高郡御坊町	御坊町	大正二年	九〇	二〇〇	六、四四	八、一三	三六、二	司書事務取扱 岩本 隆美	
西牟婁郡	立西牟婁郡邊	邊町	大正四年	六八五	一〇〇	二、四九三	一〇、三七	四三、六	全	北山正市郎
和歌山縣	立東牟婁郡新宮	新宮町	明治四十四年	五二	一	六、七六	二、八九三	二二、二		
計				一三、五二	六、〇〇〇	四七、〇二	七〇、二〇一			

五四

私立圖書館ニ關スル調査

名	稱	所在地	設立年月	大正十年度 經常費豫算 總額	購圖書 購入費	藏書冊數	大正十年一日平均 度延人員閱覽人員	閱覽人員	館長	設立者
善友會	海草郡日方町	日方町	明治四十三年十一月	一五二	三〇	一、四三	三六〇	三、〇	辻井 恭全	海草郡日方町 松居 善助
西貴志村	西貴志村	西貴志村	大正五年	二〇〇	一五〇	一、三六	五、七六	一九、三		高田 豊次郎
私立御坊	日高郡御坊町	御坊町	明治四十二年五月	一	一	一、三六	一、二六	七、九		御坊小學校 男子同志會
岩田小學校	西牟婁郡岩田村	岩田村	明治四十二年六月	一	一	八二	二七〇	七		安藤 治太郎

縣	總計	縣下文庫等調	明修文庫	伊都郡立圖書館	私立光風文庫	有田郡立圖書館	糸我文庫	御靈圖書館	鳥屋城小學校兒童文庫	上六川小學校記念文庫	宮原小學校兒童文庫	保田文庫	日高郡立圖書館	西牟婁郡立圖書館	新宮中學校附屬圖書館	東牟婁郡教育會巡回文庫	下里小學校附屬圖書館
和歌山縣	吹上 文庫	和歌山市吹上小學校	三〇	三五九	二、五二	九、七	三、〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
海草郡	加茂村青年文庫	湯淺 湯淺	四〇	二四二	五四〇	三、〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
那賀郡	川永村青年會記念圖書文庫	湯淺 湯淺	四三	四、八五〇	一〇、七三六	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
那賀郡	那賀郡通俗圖書館	湯淺 湯淺	一四、〇二二	五、八七一	八〇、九三七	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
西貴志村	西貴志村甘露寺記念圖書館	湯淺 湯淺	六、二四五	五、八七一	八〇、九三七	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
東貴志村	東貴志村文庫	湯淺 湯淺	三〇	三五九	二、五二	九、七	三、〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
麻生津	麻生津文庫	湯淺 湯淺	三〇	三五九	二、五二	九、七	三、〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
中村	中村文庫	湯淺 湯淺	三〇	三五九	二、五二	九、七	三、〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
東野	東野上文庫	湯淺 湯淺	三〇	三五九	二、五二	九、七	三、〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
龍門村	龍門村圖書館	湯淺 湯淺	三〇	三五九	二、五二	九、七	三、〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

圖書館協會加入

縣下文庫等調

五五

五十圓又は百圓位で出来る
青年團及び處女會の文庫

(大正十二年一月文部省調査)

五拾圓位で出来る青年團文庫(順序不同)

書名	著者	發行者	所	價格
社會奉仕の仕方	西川光次郎	丁未出版	社	二、〇〇
思想善導の基準	増田義一	實業之日本	社	一、五〇
懺悔の生活	西田天香	春秋	社	二、五〇
陸上競技の研究	寺田	英日本評論	社	一、八〇
口語文明例集	文部省	大日本圖書會	社	六〇
進化と遺傳	山内繁雄	文	館	二、〇〇
アンソロジーカギ	自叙傳	小畑久五郎	富	四、〇〇
日本詩集	九三三版	詩話會新	潮	一、六〇
星座の親しみ	山本一清	警醒社	書店	一、〇〇
山の科學	原田三夫	新	光	二、〇〇
海の科學	原田三夫	新	光	二、〇〇
兵營の三百六十五日	荒城猛	那禮部	甲陽堂	九〇
現代の商業及商人	福田德三	大	鐵	一、九〇
無盡藏	忽滑谷快天	至	文	一、七〇
名人物	歌川飛鳥	丙午出版	社	一、五〇
國民西洋歴史	柴田親雄	富	山	三、三〇

日本全國地圖(東海道)

書名	著者	發行者	所	價格
平易なる皇室論	永田秀次郎	敬	文	一、五〇
現代人の生活	寺田一景	文	館	二、八〇
生活の改善	善天岡直	嘉丁未出版	社	二、五〇
最新水上競技法	熊田加藤	報知新聞社	出版部	七五
私の西洋見物	眞田幸憲	日	黒	一、五〇
大正新立志傳	爲藤五郎	大日本雄辯會	書店	一、五〇
詳解淡和大辭典	服部小柳富	山	房	三、五〇
毎日年鑑	大正十二年度	毎日新聞社	毎日新聞社	一、〇〇

百圓位で出来る青年團文庫(順序不同)

(五拾圓位で出来るものに更に左のものを加へる)

書名	著者	發行者	所	價格
明治勤王、近世偉人百話	田中萬逸	國民	書院	一、八〇
都に憧れて	天野藤男	親	豐	一、三〇
歴史と自然と人	大類伸右	文	社	一、四〇
歐米名士の印象	鶴見祐輔	實業之日本	社	三、五〇
世界を煙で捲いて	齋藤松濤	日	本	一、六〇
敗殘の國々を辿りて	久留義郷	日	本	二、五〇
三都見物	生方敏郎	日	本	三、〇〇
新しい修養心の掃除	前田加藤	先	進	一、七〇

報徳修養訓話

書名	著者	發行者	所	價格
天に口なし	中村進	午弘	學	一、五〇
潮の發見	華川村庄	助	星	一、九〇
新しい發見	伊藤忠	太	實	一、三〇
余の漫畫帖	伊藤忠	太	實	二、〇〇
體育運動誌上展覽會	育資	料	調	二、五〇
新知識の庫	三上於克吉	實業之日本	社	一、五〇
聖貧禮	讀宮崎安右衛門	禮部	甲陽堂	一、五〇
わたり鳥の記	原敬	二	新	二、〇〇
地に跡を印した人々	別所梅之助	警醒社	書店	三、〇〇
戯曲、新しき村を造るまで	石田傳吉	帝國地方行政學會	會	一、〇〇
口語文範	帝國教育會	資	文	一、〇〇
恩讐の彼方へ	菊池寛	春	陽	一、五〇
猿の舌内	田魯庵	春	秋	二、五〇
明治神宮、意義ある参拜	木場貞長	博	文	一、二〇
國文學歴代選(現代篇)	芳賀矢一	文	會	三、五〇
辭	林金澤	庄三郎	三	三、二〇

五拾圓位で出来る處女會文庫(順序不同)

處女より主婦となるまで

書名	著者	發行者	所	價格
女心と世の中	高島平三郎	磯	部	二、三〇
家庭生活の改造	嘉悦孝子	日	新	一、三〇
遊味の實益の室	廣瀬夏樹	昇	文	一、二〇
心の人の爲に	武者小路實篤	曠	野	一、八〇
女の學校の時	沼田天香	春	陽	一、七〇
儼悔の生	西田三	香	秋	二、五〇
静人の生	思倉田百三	曠	野	一、二〇
名物	川飛鳥	丙午出版	社	一、五〇
日本全國地圖(東海道)	清水吉康	金	尾	一、五〇
西洋見物、お土産話	眞田幸憲	日	本	一、五〇
大正婦人立志傳	澤田幸憲	日	本	一、一〇
静なる旅を行きつゝ	若山牧水	ア	ル	二、五〇
海の科學	原田三夫	新	光	二、〇〇
山の科學	原田三夫	新	光	二、〇〇
都に憧れて	大野藤男	親	豐	一、三〇
和歌の使	佐々木信綱	東	盛	一、五〇
婦人の使命	田次郎	實業之日本	社	一、八〇
學校家庭女子の衛生	岡田道一	實業之日本	社	二、〇〇
家庭科學日常飲食物の知識	島田慶一	大	同	二、〇〇
家事覺書、主婦より	三宅や	實業之日本	社	一、二〇
日用品の使ひ方	家事改良會	家事經濟	社	一、〇〇

これからの處女の爲に(上)處女會中央部
若き婦人の思想生活 沼田藤次郎 比書院 二、三〇

上は國母より秋山專三興國社 三、五〇
 日本文學讀本與謝野晶子文化學院 一、五〇
 愛及女性を中心として石井 菊三 田書房 一、九〇
 辭 林金澤庄三郎三省堂 三、二〇

百圓位で出来る處女會文庫(順序不同)

(五拾圓位で出来るものに更に左のものを加へる)

圖書名	著者名	發行所	價格
これからの處女の爲に(中)處女會中央部	日比	比書院	一、三〇
愛、理、姓、及、勇、氣、與、謝、野、晶、子	ア	ル	二、五〇
私の西洋見物	眞田幸憲	目黒書店	一、五〇
星の科	學原田三夫	新光社	二、〇〇
婦人生活の創造(三角錫)	小野秀雄	雄實業之日本社	一、七〇
恩讐の彼方へ	菊池 寛春	陽 陽社	一、五〇
地性と	人早坂一	大日本圖書會社	一、〇〇
女性醫學	大塚新三	朝香屋書店	一、〇〇
聖賢禮	讚宮崎安右衛門	磯部 甲陽堂	一、五〇
口語文	範帝國教育會	寶 文館	一、〇〇
地に跡を印した人々	別所梅之助	警醒社書店	三、〇〇
社會奉仕の仕方	西川光次	耶丁 未出版	二、〇〇
名人物	語歌川飛鳥丙午	出版社	一、五〇
生活の改善	天岡直嘉	丁未出版	二、五〇

五八

家庭音樂講話	田邊尚雄	啓文社	一、八〇
現代小説選集	島崎藤村	新潮社	三、八〇
フロレンス、ナイチンゲール	村 田 勤	警醒社書店	二、三〇
面白くて爲になる家庭遊戯	石橋 寺 園	廣文堂	一、二〇
現代婦人詩歌選集	茅野 雅子	女子界社	二、五〇
新しい修養、心の掃除	前田 加藤	先 進 堂	一、七〇
國文學歴代選(現代篇)	芳賀 矢一	文 堂	三、五〇
婦人の爲に	高島平三	至 誠 堂	一、三〇
家庭夜話女として母として	高峰 博文	教 書 院	二、〇〇
親愛なる處女へ	天野 藤 男	天 眞 閣	一、八〇
詳解漢和大辭典	服部 小柳	富 山 房	三、五〇
毎日年鑑	大正十二年度	毎日新聞社	一、〇〇

注意二つ三つ

文庫の經費(云つても、主たるものは圖書費だが)は少くとも創設費百圓以上、經常費年額五拾圓以上といふことであり度い。然しそれだけのものを一度に支出することなく適宜幾回にも分割して使用するが良し一時に購入する冊数を少くするも購入備付の回数も成る可く多くすることが必要である。

要するに青年團處女會の文庫もそれが年々歳々生長して行くやうな組織になつて居なければいけない、でないといふと殆んど意味をなさぬもの

なる愧れがあると思ふ。圖書館とか文庫とか云ふものは之を譬へて見れば丁度樹木のやうなもので毎年新芽を吹き出さなければ枯木も同然である。圖書館といひ文庫と云ふ山では枯木は一向眠ひとはならない。否、却つて邪魔物になるので、さうしても芽も吹き葉も繁り花も咲き實も結ぶのでなくては頼母教くない。

文庫の主要なる財産は圖書であつて藏書は貯金に似て居るが、此の貯

金は据置ばかりではいかぬ「年掛」にも「月掛」にもして鋭意増殖すべきである。そして其の貯金——財産をば絶えず運轉利用しなければならぬこの貯金を死蔵せず寝かせて置かず、大いに活動させると云ふ點が、圖書館の單なる守銭奴貯蓄家と違ふところである。寧ろ頗る活動的な銀行家に似て居る所以である。

被備者ニ對スル修養施設等ニ關スル調

(大正十年三月末日調)

會社名	被備者ノ修養施設	被備者ニ對スル娛樂及慰安施設	廿五才以下	廿五才以上	計	合計
若林元之助	ナ	目下考慮中	男 一	女 一	二	三
加輕便鐵道株式會社	ナ	ナ	男 二	女 二	四	六
北島七兵衛	目下考案中	ナ	男 一	女 一	二	三
紀陽染工株式會社	ナ	毎年春季一回運動會ヲ催ス ス工友會ヨリ時々慰安又ハ茶話會ヲ催ス(工友會ハ工場主並工場關係者一同ノ基本財産ノ寄附ニテ創立)	男 一	女 一	二	三
長岡織布工場	ナ	毎年一回運動會ヲ催ス	男 一	女 一	二	三
			男 五	女 五	十	十五

玉置綿布株式會社	葵會ヲ組織シ精神修養ニツトム	春秋二季運動會ヲ開ク場 合ニヨリ金圓ヲ與ヘ娛樂 セシム	七	二	四	七	六	二	九
鐘淵紡績株式會社	(1)鐘紡婦人會(2)鐘紡青年會(3)精 神講話及説教(月一回)(4)讀書會 (5)藝教會、補習教會、裁縫、生花	(1)春秋二季運動會(2)活動 寫眞、演劇、浪花節、花 毬等(3)テニス、玉突、機 械体操	七	三	七	四	一	三	五
方正織布工場	ナ	毎年春秋二回運動會	一	三	五	一	八	四	五
岩橋織布工場	ナ	年二回運動會及觀劇會ヲ 催ス	一	三	七	一	八	五	五
宮下木材株式會社	毎月一回講演會ヲ催ス 勞力新聞ヲ閲讀セシム	娛樂室ヲ設ケ將棊、ビン ボン、尺八等、相撲、機 械体操、三大節ニ酒肴ヲ 與フ、稻荷祭ニ投餅、共 濟會ヲ設ケ吉凶ヲ慰安ス	三	一	三	三	三	三	六
和歌山驛	月二回精神修養會 研究會(事務上)二回開催	慰安會年一回、六ヶ月以 上皆勤者三日、一ケ年以 上四日休暇與	三	二	三	三	四	五	九
日本織物株式會社	目下考案中	春秋二回運動會ヲ開ク	四	一	三	三	七	三	二
松太綿布株式會社	(1)毎日十五分間各科ニ付講演 役付者ニハ一時間ノ特別講演(3) 圖書閱覽(4)家庭主婦ニ必要ナル 事項實習(5)尼僧ヲ招シテ祖崇 念ヲ養フ(6)敬神思想ヲ養フタメ 隔月一回神詣ヲナス(7)公正會ハ 勞働ニ關スル研究及体育獎勵 (8)補習學校	(1)娛樂室ヲ設ケ、オルガ ン、ビンボン、關球盤、 カルタ、家族合等ヲ行フ 2)時ニ應ジ教育的活動寫 眞會ヲ催ス、(3)春秋二回 運動會ヲ催ス、(4)時々名 士ノ講演ヲナス	七	四	八	一	二	八	七

四十三銀行	書籍ヲ購入備付	圖書雜誌ノ購讀、棊、將 棊、野球、庭球等春秋二 季近縣旅行又ハ運動會ヲ 行フ	七	三	一	九	二	七	二
酒井合名會社	(1)寄宿工ニ對シ毎月一回僧侶ヲ 聘シテ説教又ハ講話ヲ聽セシム (2)夜間裁縫ヲ修業スルモノハ出 門ヲ許シ修業セシム	(一)毎年春稻荷祭ヲ行ヒ 全部歡樂ヲ共ニス (二)毎年春季一回運動會 又ハ觀劇會ヲ開ク	八	八	七	九	二	七	一
和歌山鐵工株式會社	ナ	毎年春秋二回運動會ヲ開 ク	二	一	五	一	八	五	八
和歌山紡績株式會社	修徳會ヲ組織シ精神修養ニ努力 シツ、アリ	春秋二回運動會ヲ開ク又 ハ觀劇會ヲ開催ス	四	二	五	七	八	九	三
内海紡績株式會社	學習ノ部 工手學校、補習科男女部 訓育ノ部 工友會、向上會、講話會、茶話 會 役付者講演會職員役付晚餐會	(一)蓄音機、ビンボン、 カルタ等ヲ使用セシム (二)春季運動會又ハ觀劇 年功者ニハ高野參詣、阪 神地方ノ觀光ヲサシム (三)小動物ノ飼育 (目下見合セ中)	四	二	五	七	八	九	三

民衆娛樂ニ關スル調

一、本縣ニ於テ最モ廣ク行ハレツ、アル娛樂ノ名稱
大正十年二月末日調
1、土地ニ依リテ分テルモノ
都會地 活動寫眞、芝居、浪花節

地方 角力、浪花節、盆踊、義太夫
2、時期ニ依リテ分テルモノ
四季ヲ通ジテ見タルモノ 活動寫眞、浪花節、圍
碁將棊
季節ニ依リテ行ハルモノ 盆踊、角力、村芝居
祭典催物

3、社會階級ヨリ見タルモノ

智識階級(俸給生活者) 謠曲、圍碁、琵琶

勞働者 ▲工、浪花節、浪花節芝居、將棊、角力

▲農、浪花節、角力、村芝居、將棊▲漁、角力

浪花節、芝居、獅子舞

店員小僧 活動寫真、曲藝

兒童 活動寫真、運動會

1、職業種類ヨリ見タルモノ

農業者階級 浪花節、村芝居、角力

漁業者階級 角力、芝居、浪花節

工業者階級 活動寫真、浪花節、將棊、尺八

商業者階級 芝居、活動寫真、將棊

交通業者階級 活動寫真、浪花節、將棊

自由業者階級 謠曲、圍碁、琵琶、旅行

二、本縣ニ於テ特ニ喜ハルル團體的娛樂ノ名稱

都會地

1、活動寫真 四季ヲ通シ、凡テノ社會階級及職業種類ニ通シテ

2、遠足 春秋二回、店員、青年團員、商工業者階級ニ

3、海水浴 夏季、凡テノ社會階級及職業種類ニ通シテ

地方

1、角力 冬季、青年團員、軍人會員ニ

2、村芝居 秋季、農林業者漁業者勞働階級者

3、觀櫻 春季、凡テノ社會階級及職業種類ニ通シテ

4、浪花節夏季、農林業者、漁業者、勞働階級者

5、山上詣(大峰山)夏季、青年團員ニ

三、娛樂ニ關スル調査研究

1、農村ノ娛樂ニ關スル調査(縣教育會)

2、活動寫真ノ利用ニ關スル調査(同)

四、民衆娛樂ニ對スル學校、教育團體其ノ他ノ團體ノ探レル取締方法及施設等

1、中等學校及小學校ニ於テハ多ク活動寫真、演劇等ニ對シテ觀覽ヲ禁止スルノ態度ニ出ツルモ有益ナルモノニ對シテハ教師引卒ノ許ニ觀覽セシムルノ風アリ

2、青年會等ニ於テ角力、村芝居、活動寫真、盆踊等ノ舉行ニ對シテ之カ改善ヲ爲サントスル機運アリ

以テ和歌山市並市附近興行關係者懇談會ヲ開會スル者九興行座所屬關係者三十名並縣都市主務省等ニシテ小原知事訓話及文部省囑託權田文學士ノ適切ナル講話アリ左記二題ヲ協定セリ

協議題 興行關係者懇談會設置ノ件 可決

役員選舉ノ結果左記ノモノ當選就任

主任幹事 金 岩 善 吉

幹事 馬 淵 松 太郎

幹事 中 島 春 吉

協議題 從事員講習會開催ノ件(時期ハ明春) 可決

興行關係者懇談會規約

一、本會ハ和歌山興行關係者懇談會ト稱シ和歌山市並市附近興行關係者ヲ以テ組織ス

一、本會ハ會員相互ノ懇親ト業務ノ向上發達トナ期スルヲ以テ目的トス

一、本會事務所ハ當分和歌山市元寺町一丁目辨天座ニ置ク

一、本會ニ幹事三名ヲ置キ一名ハ主任幹事トス

幹事ハ會ノ互選トシ主任幹事ハ協議ニヨリ幹事中心ヨ

3、管内小學校ニ於テハ賭博ニ類スルモノ危險ナルモノ等ニ就キテ禁止セリ

4、學校ニ於テハ運動場ノ開放ヲ試ムルモノ多ク特ニ小學校ニ在リテハ運動會、學藝會等ヲ開催スルニ當リ青年會員、處女會員等ト其ノ歡ヲ共ニスルモノ多シ又特ニ民衆娛樂普及ノ一端トシテ活動寫真會、お伽劇、音樂會、運動會等ヲ開催スルモノ漸ク多カラントス

5、和歌山縣教育會ニ於テハ活動寫真ノフキルム及映寫機ヲ備付シ縣下巡回講演會ヲ開催ス又各郡支會之ニ準シテ年數回郡内ヲ巡講ス、蓋シ農村ニ在リテハ民衆娛樂トシテ此ノ活動寫真ヲ歡迎スルコト切實ナルモノアリ

6、青年團體ニ在テハ近時武道角力等ニ關シテ或種ノ設備ヲナシ又獎勵規定ヲ設クルモノ多シ

7、体育遊戯ニ關スル俱樂部ヲ設クルモノ多シ

興行關係者懇談會

大正十一年八月二十六日民衆娛樂改善ニ資スル目的ヲ

六三

- リ之ヲ定メ任期ヲ各一ケ年トス
- 一、本會ニ顧問ヲ置キ和歌山縣社會課長、全保安課長、全學務課長、全社會教育主事、全民力涵養事務屬託及和歌山警察署長、黑江警察署長ヲ之ニ推ス
 - 一、本會ハ毎年二回例会ヲ開ク
 - 但シ臨時會ヲ開クコトアルベシ
 - 一、本會經費ハ會員獻金並寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

和歌山市及市附近所在興行場

(大正十一年八月末現在)

名稱	種別	定員	所在
辨天座	演劇並各種興行	一、二七三人和歌山市	在
遊樂座	寄席	四九一人全	
戎盤座	演劇並各種興行	六四二人全	
常盤座	全	六三四人全	
紀國座	活動寫眞興行	一、〇八一一人全	
電氣館	全	一、〇三〇人全	
明治座	演劇並各種興行	六七四人海草郡和歌浦町	
朝日座	全	九一七人海草郡黑江町	
末廣座	活動寫眞興行	七九三人海草郡日方町	

外ニ臨時 大正十年中ハ十七

大正十年中ニ於ケル各種興行物調 (和歌山市並市附近)

開場日	計	觀客數
常設	二六	一、六八七
臨時	一、六六一	三一六、四六二
計	一、八三	四八、二三七
計	一、七四四	一、七七〇
計	一、七四四	三六四、六九九

文化講座

設置協議

大正十一年五月三十日縣廳會議室ニ於テ協議會ヲ開キ關係學校長(師範學校長ハ代理)及縣ヨリ中館學務課長、挾間社會課長、關谷社會教育主事、北谷屬兼視學、玉置視學出席、中館課長座長トナリ左ノ設置要領及文化講座學會規約決定、幹事トシテ本縣社會教育主事以外、菅場今朝治氏ヲ選任ス

文化講座設置要領

- 一、公衆文化ノ向上ヲ期スル爲メ文化講座ヲ設ク
- 一、本講座ハ和歌山市内並ニ市附近中等學校職員ニ依テ行ハル、モノトス

但右以外ノモノヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

- 一、毎月一回和歌山市(中等學校講堂)ニ於テ開催シ每當番學校ハ一定ノ順ニ依ル
 - 師範、和中、商業、工業、和高女、和實女、海中、日方實高女、海南中
 - 但大正十一年度ハ七月師範、九月和中、十月商業、十一月工業、十二月和高女、十二年一月和實女、全二月海中、全三月(日方實高女、海南中)
 - 一、定期以外黑江日方地方ニ臨機開催スルコトアルベシ
 - 一、本講座開設ニ關シテハ關係學校間ニ於テ文化講座學會ヲ組織シ諸般細則ヲ定ムルモノトス
- 文化講座學會規約
- 目的
- 一、本會ハ公衆文化ノ向上ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 組織
- 二、本會ハ左ノ學校職員ヲ以テ組織ス
 - 和歌山縣師範學校、和歌山中學校、和歌山商業學校、和歌山工業學校、和歌山高等女學校、和歌山實科高

等女學校、海草中學校、日方實科高等女學校、海南中學校

事業

- 三、本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲毎月一回和歌山市ニ於テ文化講座ヲ開設ス
- 但シ必要ニヨリ和歌山市以外ノ地ニ於テ開催スルコトアルベシ
- 四、講座並之ニ關スル事務ハ本會設立ノ際定メタル順序ニ依リ當番學校ニ於テ之レヲ擔當スルモノトス

會費

- 五、本會ニ要スル費用ハ寄附金又ハ補助金ヲ以テ之レニ充ツ

役員

- 六、本會ニ幹事二名ヲ置キ會務ヲ處理ス
- 幹事ノ一名ハ本縣社會教育主事之レニ當リ一名ハ會員ノ互選ニヨル前項會員ノ互選ニヨル幹事ノ任期ハ一ケ年トス

事務所

- 七、本會ノ事務所ハ當分ノ内本縣學務課内ニ之レヲ置ク

文化學會第一回講座 (當番學校師範學校)

七月一日 師範學校附屬小學校ニ於テ

開會 午後七時

入場 約六〇〇名

開會辭 萱場師範學校長

挨拶 中館學務課長

講話

文化生活ハ兒童愛護ヨリ

梅津師範教諭

音樂

ピアノ獨奏ソナチネ(ベトーベン作)

女聲三部絃腔

師範男四年 寺田
師範女四年 有志

講話及實驗

電氣ト日常生活

岩本師範教諭

音樂

男聲コーラス ゆかしの光(シュートベルト作)

女聲コーラス 花

師範男 有志
(瀧廉太郎作)

師範女 三年

閉會辭 萱場師範校長

閉會 午後九時五十二分

第二回講座 (當番學校和歌山中學校)

九月二十八日 市公會堂ニ於テ

開會 午後七時

入場 約八〇〇名

開會辭 奥和歌山中學校長

講話

露國ノ赤化ト長春會議

木下和中教諭

青島ヨリ還リテ

山口和中教諭

運動ノ民衆化 和歌山中學校囑託

東口眞平

航空機ノ話(實物幻燈使用)

十河和中教諭

閉會辭 奥和中校長

閉會 午後十時

第三回講座 (當番學校縣立和歌山商業學校)

十月十四日 市公會堂ニ於テ

開會 午後六時

入場 約一、二〇〇名

開會辭 澤商業學校長

講話

文化生活ヲ論ジテ國際主義ニ及ブ

文藝ノ起原

同志社大學總長 海老名彈正氏

文化生活ノ基調タル經濟的生活

酒井商業校教諭

商業學校講演部 喜多村理事

音樂

小夜樂 白衣ノ婦人序曲

絃洋會同人

ローレライ セレナーデ

商業學校生徒

活動寫眞 神の恵(教訓劇) 北米風景と土人物語

閉會 午後十時半

尚本講特別施設トシテ廣ク名士ヨリ「文化生活」ノ意義ヲ徴シ之ニ澤校長ノ本計畫ニ對スル趣意書ヲ附シ印刷物トシテ同志ニ頒チタリ

第四回講座 (當番學校縣立工業學校)

十一月十七日 工業學校講堂

開會 午後六時

入場 約一、〇〇〇名

開會辭 竹森工業學校長

講話

講話

閉會 午後九時五十二分

第二回講座 (當番學校和歌山中學校)

九月二十八日 市公會堂ニ於テ

開會 午後七時

入場 約八〇〇名

開會辭 奥和歌山中學校長

講話

露國ノ赤化ト長春會議

木下和中教諭

青島ヨリ還リテ

山口和中教諭

運動ノ民衆化 和歌山中學校囑託

東口眞平

航空機ノ話(實物幻燈使用)

十河和中教諭

閉會辭 奥和中校長

閉會 午後十時

第三回講座 (當番學校縣立和歌山商業學校)

十月十四日 市公會堂ニ於テ

開會 午後六時

入場 約一、二〇〇名

開會辭 澤商業學校長

講話

家庭ト化學

工業校教諭 下元工學士

住宅改善ノ話

同校 小川教諭

文化人ノ歷程

文學博士 椎尾辨匡氏

實驗

工業學校職員生徒

化學應用奇術

餘興 新講談 巴家圓昇

閉會 午後十一時廿分

第五回講座 (當番學校和歌山高等女學校)

十二月二十二日 和歌山高等女學校ニ於テ

開會 午後六時廿分

入場者 男女一、〇〇〇名

順序

一、開會辭 園部和歌山高等女學校長

津山同校教諭

一、國民体力の將來を憂へて

同校 生徒

一、獨唱

廣田同校教諭

一、生の一端に就いて

同校 有志

一、聲樂四部合唱(オーケストラ伴奏) 同校 有志

一、活動寫眞

イ、体育と運動

ロ、一太郎やあーい
ハ、曾我兄弟 外數種
一、閉會 午後十時卅分

第六回講座 (當番學校)和歌山實科高等女學校
一月二十七日 和歌山實科高等女學校講堂ニ於テ

開會 午後六時
入場者 男女七〇〇名

順序

開會ノ辭 須藤和歌山實科高等女學校長
消費經濟ニ就テ
唱歌 家路
両性ノ起源
唱歌 鶯
星ノ世界
岡本同校教諭
同校生徒
茂田同校教諭
同校生徒
岡田同校教諭

筑前琵琶 勸進帳
閉會 午後十時

第七回講座 (當番學校海草中學校)
二月十七日 和歌山縣立海草中學校講堂ニ於テ

開會 午後六時
入場者 約一二〇〇名

順序

開會の辭 藤井海中校教諭
文化と教育
活動寫眞 (ありとさりぎりす)
無線電信電話
無線電信電話
(幻燈應用)
活動寫眞 (都にあこがれて)
閉會辭 齋藤海中校教諭
閉會 午後十一時
近藤海中校長
山口同校教諭
山田同校教諭

大正十二年度文化講座豫定
五月(師範) 六月(和中) 七月(商業) 九月(工業) 十月(和高女)
十一月(和實女) 一月(海中) 二月(日方) 二月(海南)
從來ノ經驗ニ依リ學校繁忙ノ季節ハ之ヲ休ムコト、セリ前掲ニ欠ケタル月ハ即チ是
文化講座ニ關スル縣費設定本年度豫算金貳百圓

常置教育的觀覽施設ニ關スル調査

和歌山縣

名稱	所在地	設立者	所管	設立年月	種類	点数	敷地坪數	建物坪數	構造	附設	大正十年來觀人及觀料	職員ノ種類及俸給手當	大正十年經費	觀覽時期及時間	備考
小島	縣立橋	學校內	全上	大正十年八月	教育	三六羽	二坪	二坪	一木	附	否	學校職員	二〇〇圓	一年中	生徒ノ觀覽ニ供シ自ラニ供シテ美ノ精神ヲ養ヒ一般ニシテモ開放
銅育場	女學校	紫雲會	全上	大正四年十一月	植物	三〇〇点	六〇〇坪	二附	附	附	否	手當ナシ	三〇圓	一年中	御大典記念
御大典記念	有田郡	耐縣立	耐縣立	大正四年十一月	植物	三〇〇点	拾五坪	拾五坪	一木造	平屋	否	手當ナシ	三〇圓	一年中	御大典記念
記念園	廣村	三會	三會	大正四年十一月	植物	三〇〇点	拾五坪	拾五坪	一木造	平屋	否	手當ナシ	三〇圓	一年中	御大典記念
海草中學校	海草中學校	友會	全上	大正四年十一月	地理歴史	四六組	拾五坪	拾五坪	一木造	平屋	否	手當ナシ	三〇圓	一年中	御大典記念
中學校	草立	草立	全上	大正四年十一月	地理歴史	四六組	拾五坪	拾五坪	一木造	平屋	否	手當ナシ	三〇圓	一年中	御大典記念
參考室	草立	草立	全上	大正四年十一月	地理歴史	四六組	拾五坪	拾五坪	一木造	平屋	否	手當ナシ	三〇圓	一年中	御大典記念
高野山	伊都郡	金剛	文部省	大正九年九月三十日	美術史	三〇〇点	五八九三坪	三〇坪	一木造	鐵骨漆喰	否	手當ナシ	六八圓	一年中	高野山開創
靈寶館	高野村	峯寺	文部省	大正九年九月三十日	美術史	三〇〇点	五八九三坪	三〇坪	一木造	鐵骨漆喰	否	手當ナシ	六八圓	一年中	高野山開創
計四	高野山	峯寺	文部省	大正九年九月三十日	美術史	三〇〇点	五八九三坪	三〇坪	一木造	鐵骨漆喰	否	手當ナシ	六八圓	一年中	高野山開創

縣下寺院教會ヲ社會教育ニ開放セルモノノ調査

(大正十一年四月)

種別	日曜學校		戸主會		婦人會		處女會		青年會		軍人會		幼年會		文庫施設		娛樂機關		講演		免因保護		計	百分比
	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比	數	比		
天台宗	6	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	3	0.9
淨土宗	6	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	3	0.9
眞言宗	26	4.3	25	4.2	2	3.3	2	3.3	2	3.3	2	3.3	2	3.3	2	3.3	2	3.3	2	3.3	2	3.3	14	4.2
眞言宗	1	0.1	1	0.1	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	0.3
禪宗	1	0.1	1	0.1	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	0.3
日蓮宗	1	0.1	1	0.1	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	0.3
天理教	1	0.1	1	0.1	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	0.3
基督教	1	0.1	1	0.1	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	0.3
救世軍	1	0.1	1	0.1	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	0.3
神道(德光教)	1	0.1	1	0.1	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1	0.3
計	130	100	117	90.0	95	73.1	84	64.6	73	56.2	61	46.9	50	38.5	38	29.2	26	20.0	15	11.5	10	7.7	100	100

一、經營ノ概況 日曜學校ハ宗教傳道ヲ主眼トシ概シテ施設主之ガ衝ニ當レリ又戸主會ヲ始メ諸會合ハ單ニ席ヲ提供スルニ止マルモノ多キヲ占メ稀ニ自ラ會ノ指導ヲナスモノアリ文庫及娛樂施設ハ未タ設備不

充分ナル狀態ニ在リ免因保護事業ハ精神的ノ教化ニ努ムルハ勿論時ニハ希望ニ應ジテ旅費及ヒ少額ノ營業資金ノ貸與等ヲモナス

和歌山縣社會教育一斑

社會教育事業要目

現在ノ狀況及施設

將來ノ計畫

甲、學校教育ノ社會化ニ關スル施設

一、校内ニ於ケル社會教育的施設

二、校外ニ於ケル社會教育的施設

イ、校外教育

ロ、校舍校地及校具ノ開放利用

ハ、學校擴張

揭示板、新聞雜誌閱覽、學校新聞文庫、自習施設、兒童博物館、學友會、同窓會、級友會、生徒ノ研究學會、學校學級自治、郷土資料研究會等
學校ヲ中心トスル社會教育(縣教育會調査)
校外教授、校外實習、見學旅行、通學班、少年會、自治團、家庭通信、觀覽施設ノ利用、家庭讀物ノ選定、校庭教場ヲ各種公共の會合ニ開放、運動場ノ開放、南洋館(西)ノ如キ博物館的施設
社會奉仕部、講習會、講話會、實習會、品評會、展覽會、音樂會、南葵史談會、巡回講演部
文化講座ノ開設(大正十一年七月一日第一回)

教授訓練ノ方法施設ヲ時代ニ順應セシム
學校ヲ中心トスル社會教育ノ獎勵、學校環境ノ改善、校地ノ擴張、教授訓練ノ社會化ヲ計ル
一般民衆ヲ對象トシテ組織的ニ施設セシム
文化講座ノ普及、夜間中學講演隊(中等學校ノ學校擴張)

乙、學校教育ノ助勢ニ關スル施設

一、教育後援會

教育後援會、町村教育會、教育獎勵會等ノ名稱ノ下ニ殆ト全縣下ニ普及セントス、會數一〇七、經費二三、四一二圓餘、一會平均經費二一八圓八〇五、大正十一年二月優良會ヲ表彰

教育後援會事業概目(縣通牒)

南葵育英會ノ活動、會員年釀金以外現在資金廿七萬圓設立後十二年、縣十一年度補助金五千圓、年經費三萬七千圓

薄資秀才兒中等學校ニ入學シ得サルモノ(大正九年度) 男四一二 計六一六人 女二〇五

同上會ノ設置獎勵及事業ノ擴張指導

二、育英事業

丙、兒童保護ニ關スル施設

一、兒童生徒ノ教育相談及職業指導

有田郡子女教育相談所、學校ニ於ケル教育相談及職業指導施設、警察官署ノ職業相談所、公設產婆設置(伊都郡岸上村大正十一年六月ヨリ實施)

二、保護兒童、低能兒及發育不良兒ノ教育及保護

縣立感化院仙溪學園(海草郡雜賀村)園兒二五名縣立盲啞學校生徒八一一名、卒業者二五名、不良少年ノ調査(警察部)

兒童相談所ノ設置、教育及職業指導ニ關スル調査

兒童保護智識ノ普及、父ノ會、母ノ會ノ設置、特殊兒童教化ノ智識ノ普及其ノ施設獎勵
兒童保護協會ノ設置(教育後援會ト連絡)

三、貧困兒童ノ就學獎勵保護

護

四、幼兒ノ保護施設及託兒所ニ關スル施設

兒童保護委員、青年會、自治會等ノ就學獎勵、教育後援會ノ就學獎勵
託兒所(和歌山市二)、子守教育、東牟婁郡三輪崎町經營、兒童保健相談所、愛國婦人會施設(縣下通年)全上和歌山日々新聞社(臨機)

臨海學校ノ設置漸ク多キヲ加フ
少年團數百〇五、團員一二、六〇八

市街地漁村ニ於ケル託兒所設置獎勵

林間學校ノ設置獎勵
組織内容ノ整理改善

丁、徳性ノ涵養及智能ノ啓發ニ關スル施設

一、思想ノ啓發及善導

二、矯風薰化ノ事業

三、生活改善ノ研究及遂行

講習會、講話會、神職會佛教各宗協同會ノ巡回講演

民力涵養口、民力涵養同志會、報德會、社會奉仕運動

文化展覽會(一二年一〇月)生活改善講習會(一一年八月)時ノ宣傳(巡回時計補正、ポスター配付、講演、劇場宣傳等)消費組合ノ設置、生活改善同盟會員募集

縣立實業補習學校教員養成所(海、西和佐村)、實業補習學校設置標準(大正一〇年三月縣訓令甲七)、學校費補助規程(大正九、一二、一〇縣令八六)、農業教育研究會(大正八年創立)、商業教育研究會(大正八年創立)

思想問題講演會

節酒禁煙運動、花柳病撲滅運動、生活改善講習會

(縣下各郡數ヶ所)中等學校ニ依ル生活改善事業ノ宣傳

遂行、サラリメン消費組合ノ設置、社交、體儀、衣食住ノ改善、意見ノ發表

補習學校義務的就學、補習教育後援會專任教員ノ設置

女子補習教育ノ普及、補習教育ノ内容改善指導

四、補習教育ノ助勢

縣立實業補習學校教員養成所(海、西和佐村)、實業補習學校設置標準(大正一〇年三月縣訓令甲七)、學校費補助規程(大正九、一二、一〇縣令八六)、農業教育研究會(大正八年創立)、商業教育研究會(大正八年創立)

女子補習教育ノ普及、補習教育ノ内容改善指導

補習學校調(大正一〇、四)

校數	生徒數	就學者	不就學者	就學率
農	二五八			
商	九			
水產	七	男 一三、〇〇二	一三、〇〇四	四、八五
其他	四一	女 四、〇五二	四、四四八	四、二八三
計	三一五		一七、〇五三	

就學情態

優良補習學校 伊都郡山田農業補習學校(大正一一、一、二、八文部省表彰)

縣立圖書館二、郡立圖書館五、私立圖書館七、計一五藏書五萬二千冊、圖書館協會、圖書館教育巡回文庫ト圖書館ノ連絡

六、自治會
七、青年會

地方改良事業トシテ取扱フ
縣訓令及通牒

- 1、青年會綱領(大正五、一、二七訓令二號)
- 2、青年ニ對スル訓諭(大正九、八、一告諭二)
- 3、自主自治ノ訓令(大正九、八、一〇訓三三)
- 4、令旨下賜ニ對スル訓令(大正九、一一、三訓四二)

文部省選定標準圖書目錄ヲ示シ町村小學校青年會處女會文庫ノ設置獎勵、圖書館巡回文庫ノ利用法指導(讀書會ノ設置獎勵)、優良巡回文庫ノ表彰
青年會修養事業ト連絡セシム
青年ノ學力檢定制
青年會館ノ設置利用
縣青年會組織ト其ノ大會

五、圖書館及巡回文庫

5、青年會處女會等一覽表(例規)(大正一〇、三通牒)
青年團指導者協議會(大正九、二月)

郡市青年會八(以下大正一一、三、三一日訓)
町村青年會二四一、市町村青年會々々員正團員三二、一二二、客員三、九〇三、最近文部省表彰青年會(那、東貴志自強青年會)、全縣表彰青年會(有、城山村青年會)青年會館ヲ設置スルモノ多キヲ加フ、郡青年會ノ自治講習會大會開催(每年一回宛)、四郡青年懇談會(大正一一、七、二六日)

民力涵養事業トシテ取扱フ

縣訓令處女會綱領(大正一〇、五、二四訓甲一六)
郡處女會五、町村處女會二五七、會員三三、七五二(婦人會モ含ム)

郡ニ於テ處女會ノ幹部講習會ヲ開クモノ多キヲ加フ
講演會縣費補助、講習會、講演會ノ講師派遣紹介、中等學校ノ各種講習會

警察展覽會(一〇年秋)文化展覽會(十一年秋)縣教育會通俗教育巡回展覽會(十一年春)

幹部講習會

會報發刊

優良青年會ノ表彰

處女會ト連絡

處女會ノ設置獎勵、處女會ノ修養事業指導、郡市處女會、縣處女會ノ設置、優良處女會ノ表彰

講習會講話會ノ連絡統一社會教育常任講師屬託

兒童衛生展覽會博物館的施設ノ獎勵

八、主婦會
九、處女會

一〇、講習會講演會

一一、教育的觀覽ノ施設

一一、セツトルメンツ

一三、通信教育

一四、揭示教育

一五、職業指導

一六、職工、徒弟、店員及
僕婢ノ修養

一七、神職會及宗教家團體
ノ活動獎勵

一八、部落改善

一九、文藝及美術獎勵

東、西兩郡ノ通信教育、各學校(特ニ補習學校)ノ通信教育

各學校青年會ノ揭示板

農業學校ノ實習會、農具試用會等、模範田、委託實習地等ノ設定

工場青年會、處女會ノ設置獎勵(鍾紡婦女會)

工場關係者協議會、工場補習學校ノ設置獎勵(松太綿布株式會社ノ補習學校、慰安會(年一回ヲ普通トス)、商業會議所(善行店員表彰)、和歌山菓子商組合獎勵部從業員表彰(一一、九))

宗教家懇談會

神職會總會ニ於ケル社會教化ニ關スル縣諮問

教育上ノ見地ヨリ視察講話

青年會館ヲ利用シテ篤志家ニヨリテ之ニ類スル施設ヲナサシム

縣及縣青年會ノ通信教育、

ホスターノ利用
揭示材料ノ提供

副業技術ノ指導

同上
同上

慰安會ノ内容改善

神社及寺院ヲ中心トスル社會教化ノ獎勵神職會主催講習會(社會施設及社會教化ニ關スル科目ヲ加フ)
教育的施設ノ改善
民衆文藝美術ノ獎勵

戊、体育及衛生ニ關スル施設

一、民衆体育

二、公衆衛生思想ノ啓發

三、小公園及運動場ノ設置

四、公休日ノ利用並指導

五、國民運動會

己、民衆娛樂ニ關スル施設

一、寄席、演劇、活動寫真
觀物興行ノ改善

二、諷誦趣味ノ善導

三、通俗音樂ノ普及改善

体育ヲ目的トスル團體運動會、廳内ニ庭球俱樂部設置(大正十一年)並ニコート新設、自強術ノ紹介及教授大正十年夏以來直接紹介約二万人斯術ノ教授約八千人、和歌山黒江等ニ道場常設
衛生講話會

社會事業協議會ノ協議

工場關係者協議會ノ協議

縣教育會ノ調査(活動寫真、農村娛樂)
縣ノ調査(民衆娛樂、公衆娛樂)

社會教育主事ノ視察、兒童ノ爲メ活動寫真開催、營利ヲ目的トセザル興行ノ助勢、興行關係者協議會(十一年八月第一回)

縣社會課ノ選定俗歌、青年會ノ認定俗歌
和歌山音樂協會、歌劇會等

體育團體ノ設置獎勵、體育設備ノ普及、自強術ノ普及
ト實行

衛生講話會、展覽會ノ開催
獎勵

學校運動場ノ開放、小公園
運動場ノ設置獎勵(都會地)

工場公休日ノ協定、一般公
休日調査、利用

町村單位ノ運動會獎勵

興行從業員講習會

民衆藝術家協會ノ設置

俗謡ノ調査、普及、音樂協
會ノ助勢、音樂會ノ開催

四、盆踊及祭典催シ物ノ改善

盆踊、祭典催シ物

五、室内娛樂ノ改善

盆踊ノ改善、祭典催シ物ノ改善

六、通俗娛樂會

室内娛樂ノ調査並改善實行
一町村又ハ一部落毎ニ開催
獎勵

庚、社會教育ノ振興ニ關スル施設

一、社會教育事業要目ノ制定

一、社會教育主事縣一郡七

二、一般社會事業及教育事業トノ連絡

二、社會事業協議會(一〇年二月)(一〇年十二月)(一一年八月)

三、各種教化團體トノ協力

三、社會教育講習會(一〇年八月)

四、內務省主催社會事業講習會(一〇年七月八月)

五、社會教育ノ調査並社會教育事業費補助(縣教育會)
六、社會教育事業費(大正十二年度)

青年會費四〇〇圓

文化講演會費二〇〇圓

民衆娛樂講習會一五〇圓

七、社會教育振興訓令(大正十年七月)

附

錄

皇太子殿下の御盛徳に就いて

(大正十二年十二月十六日於公會堂)

和歌山縣知事 小原新三謹話

關係者の勞を謝す 今日とは過般 東宮殿下本縣へ行啓に相なりましたに就いて、而して大体に於て諸事滞りなく、此千載一遇の光榮を完うすることを得ましたに就いて、關係者諸君に對し厚く其の勞を感謝し併せて此機會に於て 殿下御盛徳の一端に就いて謹話致すと云ふ事が最も適當と信じまして御來會を煩はした次第であります。

今回の 行啓たるや自分としては實に大任であるといふことを當初より覺悟致して居つたのである。万一準備の上に一の手違を生しても、此れがため計畫の上に齟齬を來たすは勿論場合によつては責任上甚だ重大なる結果を來すことは申す迄もないのである。然るに大体都合よく相運ぶことが出來て、誠に御同慶に堪へぬ。此れといふも全く諸君の御盡力と御苦心とによる賜で、之に對し私は衷心より感謝の意を表する次第であります。

殿下の御上陸に際し、加太の棧橋を御無事に御通過あらせられた時の感想に就いて、後で土木課長は自分に對し「御無事に御通過に相成つた事を拜して、何とも云へぬ感を以て胸を撫で下しました」と申されたが實に自分もその通りである。棧橋の御通過はホンの一瞬間に過ぎぬけれども、万一風波の爲に又は工事上の或る欠点のために、御上陸が不可能になつた時には、畏くも御日程の全部に齟齬を來たすことに相成るのである。又御列が北島橋を御通過に相成つた時にも、私は云ひ知れぬ感を以て胸を撫で降したのである……と申すのは加太から此處まで道程數里、万一此の狭い道路又は橋梁の間に於て一台の自動車にでも故障を生じた場合には甚だ恐懼に堪へない結果を生じたであらう此点に付て土木及車輛係等の心配は眞に察するに餘りあるのである。又御泊所に於ける御食料品、御用水の準備から、電燈の設備等に至るまで關係諸員の苦心は非常なるものであつた。電燈の如きに付て万一消燈して点火出來ないといふやうな事があつては、實に恐懼に堪へない。更に御警衛上については是は固よりいふまでもない所で、高等警察に關する事項に付ても關係

者の苦心は言語に絶して居るのである。私は第二日の夜に忝くも御陪食の光榮に浴しました。宮中の深い思召で御料理は御質素のやうに拜察致しましたが、之が原料たる野菜、肉類、魚類、雞卵、果物等の調達に於いても其一つ々々に對する個人又は組合の苦心と云ふものは實に容易ならぬものであつた。之がために或は數十日を費し、或は人知れず數十金又は數百金を費し或は金錢 以て代へ難い犠牲を拂ふて調達致したのである。其 接待等に付ても、特に多數の新聞記者を相手とする 係者の心勞と努力とは實に容易ならぬ次第で是等諸員に對しては、衷心より感謝に堪へないといふことを切に感じて居るのである。

有難き御言葉賜ふ 御承知の通り私は御召列車に陪乘して、縣外まで御奉送申上げたのであるが、御暇乞の爲に特に拜謁を賜つた時、殿下には長くも「盛大なる歓迎を受けて世話になつた。知事から縣民にヨク傳へてくれ」との難有い御言葉を賜はり、私は實に滿身の光榮を荷ひましたが、此れと申すも畢竟自分一人の努力による次第ではなく、全く一に關係者諸君の赤心を捧げての奉仕による賜である。

最初自分として最も大切に存じた事は、殿下の御身邊に就てゝあります、幸にして些の御滞りもなく、奉送迎を完ふすることを得ましたならば、之に優る事はない。その以上、奉迎方法の巧拙などと申す事は天候の關係や其他の關係や又は豫期せざる出来事と申す事もあり、此等は御身邊の御障りに比べては……勿論之に付ても出来得る限り細心の注意を拂ふたのであるが……比較にならないところであるが、供奉の方々其他の人々の御話を綜合するに、大体に於て好成績を挙げ得たと考へらるゝのである、此れ全く諸君の赤誠を捧げて、長い間御心勞を煩はした結果に外ならぬ次第であつて、重ねて茲に感謝の意を表する次第である。

御盛徳に就いて 尙本日此の席上に於て、今回の行啓中並に私が過般 行啓に付御禮言上のため上京しました際 思召に依り鴨獵に御召を蒙りまして、此の際にも 殿下に咫尺して、親しく御盛徳を拜し奉りましたるに付て畏い事ではありますが、前にも申した通り此機會に於て御盛徳の一端に付て申述べると云ふ事は適當の事であり、尙又國民教育の資料としても有意義

と存するので茲に申述たいと思ふのである。

總てが國の爲臣民の爲、一視同仁の思召 自分は此の間上京の上東宮御所と宮内省とに出頭致しまして、東宮大夫、侍從長、侍從武官長、宮内大臣、同次官等に御目に懸り、此度の 行啓に付て此の千載一遇の、光榮に浴したる縣民の感想は、各階級によつて多少の相違はあるが、何れも等しく 殿下の御盛徳に感泣せぬ者はないこと、塔列奉迎の婦人の中には 殿下を拜して感涙を双頬に流してゐる者も澤山あつたこと、又 行啓中縣民の總てが緊張し切つてゐたこと、従つて工場職工等に至るまで能率が著しく増してゐたこと、又某會社長の如きは、行啓の當日朝早く佛間に入つて祈願を籠め、工場へ 殿下が 行啓に相成り尙御還啓、後功勞者として御泊所に召されて後歸宅すると、佛間に入つて暫しは感激の餘り泣き倒れて居つたといふ事實、其他伊太祈曾神社から採取した樟の實の御播種を御願致した際 殿下の御靴跡が地拵へをしてあつた土地の上に印せられたるを拜しましたる村民は期せずして其場所集まり御靴跡の砂を押戴いて紙に包み持ち歸て神棚に上て拜んで居ると云ふこと、又或人は今回

の 行啓を拜し、恰も今まで遠方に參つて居られた御方が歸つて御出でになつたやうな親しみを感じて、皇室と人民との間を非常に密接ならしめた効果があつたと申したこと等を、夫れ／＼御話し申上た時、東宮大夫は「如何にも左様でありましたやう、昨年 殿下が歐洲を御訪問あらせられた際にも、各國民に非常な好感を御與へになりましたが、實に殿下には御天稟として一種人を引きつける魅力を御持ちになつてゐらせられる」と申された。又宮内大臣も「殿下には終始深く帝王としての御責任を御感じになつて居らせられ、御平素に於て、御心中「私」と云ふものは毫も之を見出す事が出来ぬ、即ち總てが臣民のため、國家のためにも思召すのみである。又 殿下の臣下に對し給ふ御態度は全く一視同仁の思召であると拜せられる、我々に對しても其他の官吏或は又小者に對しても、又老幼に對しても婦女に對しても、全く同様に思召さるゝ」と云ふ事を繰り返し／＼申されたのである、如何にも我々が 殿下に近侍して目のあたり見聞致した事實と照し合せて眞に其通りであると云ふ事は痛切に感じ益々御盛徳の彌高きに感泣致す次第である。

殿下の御精勵 本縣に 行啓遊されたのは僅に御二泊に過ぎぬけれども、殿下には實に御努めに相なりましたと申上なければなりません。御先導申上て御説明の任に當つた私の勞を彼此申して下さる御方も少くありません。殿下の御苦勞に對しては物の數でもありません。當時 殿下には少しく御風氣に涉らせられ、宮内大臣の御話にも長途の御旅行の爲に少くお寢れさへ遊ばしたやうに拜し上ると云ふ事でありました。加之學校生徒の体操や提燈行列等は、各行啓地に於て殆ど催さぬ所はないので、供奉の方々は定めて 殿下には御迷返の御事と拜察し奉る程であるとの事であるにも拘らず、殿下には些の厭はせ給ふ御氣色もなく、特に寒風の中を又提燈行列の如きは夜間にも拘はらず、台覽を賜はり且つ一々御會釋までも賜つたのである。殿下の御行動を一貫して、一視同仁に臣民を愛撫し給ひ、而も眞によく御努め遊ばさるゝと云ふ事は、我人ともに親しく拜し奉つて何とも恐懼感激に堪へない處である。本夏 行啓の榮を荷つた北海道長官が「實に 殿下は全國に於ける社會奉仕の第一人者である」と感嘆して居つたが、私も今度

と云ふ今度は實にその通りであると熟々思つたのである。御同情心 殿下の御盛徳に關して申上げて見度いことは數々ありますが、前に述べた事の外に、御態度の平民的に在はします事、そして所謂天眞を流露して一点の蟠りと云ふやうなものや「私」と云ふもの、在はしません事、又御態度の極めて御活潑に渡らせらるゝ事等は何人も周知の事であるが尙臣下に對して温情に富ませ給ふ事も、顯著なることであります。諸君の御承知の如く加太灣に於て水泳を 台覽に供しました。此の御集まりの諸君の中にも水泳を御覽に入れられた方がありません。私は水泳のことを深く知らない。殿下には小堀流を御鍊修に相成つて居る事、本縣では野島流が従来一般に行はれて居り只今では武徳會に於て尙岩倉流をも加へて居る事、是等諸流の相違、台覽に供すべき逆飛び、小拔手其他に付ても出来るだけは研究もしたが、逆も 殿下に御説明申上げる程の自信はない處から、唯前日用意させて置いた次第書を持從武官長に差し出し 殿下は之と見比べて御覽に相成つて居りましたが、自分は附け加へて尙少し御説明申上げ

ましたが此れ位では御説明が不十分ではあるまいかと誠に恐縮致して居つた次第である。然るにその夜御泊所に於て、侍従長を経て「今日の水泳は眞に結構であつたが、一同の者には寒氣の折柄別に障りはなかつたか」といふ御下問を賜はり只管感激致した次第である。此れは只 殿下の臣下に對する御温情の一端に過ぎません。又和歌祭を御覽あそばした際にも——私は 殿下の後の方から陪觀して居つて氣付かなかつたが——薙刀振の一人が薙刀を取落した時、殿下には御拍手を遊されたさうである。此れは折角晴れの場所で失策をしたのを氣の毒に思召して、耻をかゝさぬためにとの御優しい御心からだといふ人がある。又奠供山に御登臨の時にも、兼て宮内省の方で御椅子を御準備申し上げてありましたが、供奉の人々にはその用意がなかつた。私は此處で神武天皇御東征の御道筋、護良親王の熊野落ち其他熊野三山行幸の事績等を言上致しましたが、殿下には大におくつろぎに相成り、山上の共同ベンチに御腰をおかけになつたが、宮内省から持つて參つた御椅子は御用ひがなかつた。殿下の平民的な御態度は之に依つても明であるが、此れは供奉員に

は椅子がないからといふ、深い思召からではあるまいかと當時御供申した熊野理事官等は後で話して居る或はサウかも知れませぬ。此様の話は幾らでもあります。紀三井寺へ 行啓の際にも、私は兼て 殿下の御足の早いことを存じてゐるから、供奉の方が困ると思ひ、此の石段は二百三十階ありますが、靜に御案内を申上げますと申上げました處、殿下には御笑ひになりました、そして御後を振り返りながら御上りになりました。又奠供山に御登りの時も後をふり返り、御登りになりましたが、此れも亦臣下を御いたはりになる御心からである。尙自分が御禮のため上京して、東宮御所に伺候した際にも、私が未だ何とも言上致しませぬ先きに、殿下の方から「此の間は世話になつた」と仰せになりましたので私は恐懼致した程であります。尙又鴨獵の時、當夜歸縣致すについて御暇乞を申上げた際にも 殿下の方から「よくこそ来てくれた」と御鄭重なる御言葉を戴きました。殿下の如何に仁慈と温情とに富ませ給ふかは、此等數々の事例によつても容易に、窺ひ奉る事が出来ると思ふのであります。

生活改善の卒先者 又我々は今日生活改善の事を彼此といふが、殿下日常の御生活は實際に於て、生活改善の趣旨を率先御實行に相なつて居るのである。殿下には御起床御就眠の時間に至るまでチャンと御定めに相成つて居り、今回の行啓にも時間は殆ど一分とも違はぬ程御勵行に相成り加之平素に於かせられても嚴重に時間を御勵行遊ばされ、又酒や煙草は少しも召し上らず、二六時中洋服を御召しに相なつて居り所謂二重生活を遊ばさぬ。此等は實に生活改善實行の率先者と申上ぐべきである。又御儉徳を御守り遊ばすことも我々以上であつて、一本の鉛筆でも削つて／＼最早使はれぬ様になるまで、御用ひになると申す事を豫て承つて居つたが、現に此度の御泊所の御調度品等を拜見しても、その御質素なるには驚かざるを得ないが、御鴨獵の時に拜觀したのも亦同様である。御テーパーの如きも漆こそかけてはあがるが、その御粗末なことは普通以下と申してよい。御使用の御茶碗、御皿、御膳等に至るまで、實に御質素なもので、又御料理の如きも、その簡素なことは到底成金者流の夢にも想像出來ぬ所である。

御自身の事は御自身で 猶ほ自身として恐懼に堪へないと思つたことは、御自身の事は御自身で遊ばすといふことである。此も御鴨獵の際目撃致したことであるが、當時 殿下には長靴を御召しになり、之に拍車を御附けになつてゐましたが、某御用掛から之を御取りに相なるやうに申上げたる處、殿下御自身に無難作に御取り遊ばさうとなさるので、慌て、近侍の人々が走り寄り、御手傳申上げたやうな仕末であつた。又鴨場での御陪食の時にも、鍋をかけた御火鉢の火を御自身で御かき廣げになりながら、肉を御焼きになつて召しあがるといふ、……高貴の御身を以て萬事が此様いふ御態度にあらせられます。御研究心 又 殿下には非常に御研究心に富ませられ、且つ臣下をして驚嘆せしめらるゝ程博識に涉らせ給ふことは、豫て承つてゐる處であるが、今回の行啓に際しても縣廳に於て西牟婁郡から献上した「オータニワタリ」といふ熱帯植物に付て御説明申上げた時、葉の裏を返して御覽になり、何か御者がおはしますかの様に拜察されました。又和歌山中學校では粉河中學校生徒の採集した「アツプス」といふ世界で稀な動物を

御覽に入れた際にも、親しく御手に取つて御覽に相なりました。商品陳列所で古谷石を御覽遊ばされ「この石質は何か」と御下問に相なりましたが、私は之を承知しませぬので、恐懼して其の旨奉答致しましたが、恐らく古谷石の石質を知つてゐる人、又はそこまで注意する人は少からふと思ふのである。又妹脊山で元の下り松の下で岩を御撫でになつて「これは何といふ岩であらふ」と仰せに相成りました。私は豫て調査を致して置いたのであるが、當時ドウしても其の岩の名を思ひ出せなかつたので、唯原始統の岩石であることを申上げました。此等の事に關しては 殿下の方が餘程博識に涉らせられます。殿下の御下問 又 殿下には御下問に際し、追究すると云ふやうなことは決して遊ばさぬと承はつて居りましたが、實にその通りである。尙 殿下の御下問は滅多にはないが、併し一度御下問があれば、何れも剴切を極むるものであると、承はつて居つたが、實にその通りであつて、松太綿布株式会社へ行啓遊ばされた時、同社の社會施設に就いて、私から可なり詳しく言上致して置きましたが、殿下には工場御巡覽中、松

居社長に對し「知事に聞いたが當社では周到に職工の保護を致して居るさうだ、人事相談所の成績はどうか」と云ふ御下問があり、又捺染の作業を「台覽後「染めは大丈夫であるか」と御下問に相成つたるが如き、實に方今の勞資問題なり、又本縣産業上の急所を突いた御下問であります。これと申すも、畢竟天稟の御聰明に依る事とは申しながら、又一面平素御修養の程も拜察致されて、難有い事の極みであります。御體育 殿下には又豫て御體育上に御熱心の趣を承つて居りますが行啓第二日の如き僅の間を利用して、御泊所でゴルフを遊ばしました。御態度 殿下平素の堂々たる御態度については、歐洲御訪問の際に於ける御行動を承つても、判る譯であるが、實に御立派なものであります。各皇室御訪問の際、又は市長の宴會等に御臨席の際にも、あの麗しい御聲で、音吐朗々と御挨拶を遊ばされたことかと拜察すると、實にいひ知れぬ嬉しさの思が胸に迫り來るのであります。一視同仁の深き思召 殿下がすべての臣民に對し、全然一視同仁の御思召と御態度とに涉らせらるゝ事は

前に宮内大臣の御言葉を引いて述べた通りであるが、尙、行啓中に於ても、一人の路傍の老幼婦女子に對しても、或は又、團體堵列者等に對しても、等しく御答禮を賜はり其間に毫も分け隔てを遊されなかつたと云ふ事は眞に感激に堪へない所であります。尙又、御泊所に於て功勞者を召させられ、一人一人に御會釋を賜り、尙侍從長を経て御下問を賜つた際、同時に縣下優良部落の代表者、及び之が改善に従事した小學校教員、巡查、住職等をも特に御加へに相なつたといふ事は、全く此の一視同仁の思召の御實現に外ならぬと申し奉るべきであります。是れは一面には、改善せられたる部落に對する御嘉賞と及び其他に對しても御獎勵の思召に出でさせられた事は言ふまでもないが、一面に於ては、之と同時に、一般民に對しても特に反省の機會を御與へに相成つた事と恐察し奉るのである、等しく、陛下の赤子であり、等しく日本民族の一員でありながら、謂れなくして傳統的、差別的の眼を以て、又は觀念を以て遇せらるゝ一部可憐なる同胞ありとせば、是は斷じて社會の缺陷であり、又、殿下の思召でない。此点に就いて我々は篤と台慮の存する所を體し

一日も早く速に、根本から差別觀念の撤廢……差別待遇の撤廢と云ふが如きは抑も末であると思ふ……に付て努力せねばならぬ次第であります。よき教育資料 此様な御盛徳に關する御話は、數限りないに相違ないのであるが、私は本縣行啓中、及び今回上京中、僅の日子と時間との間に於てすら、此様に景仰すべき御盛徳の數々を拜した次第であるので、本日の御集りの機會に於て、諸君の御耳に入れ、國民教育資料の一端に供することは、極めて意義深き事であると存じ此れだけの事を申し述べた次第である。新聞紙上で拜承すると、目下、殿下には麻疹に御罹り遊ばして居らせらるゝやうであります。御經過は極めて御良好と承はつて、心強く感ずる次第であります。此上速に御平癒の程を祈り居るのであります。今日は最初申上げた通り、行啓事務の滞りなく終了しましたに付て私より諸君に對し御挨拶を申上ぐると共に、御盛徳の一端を申述べた次第であります。尙、御盛徳に關しては將來諸君と共に相傳へて出來得る限り地方民に周知せしむる爲の手段方法を盡し度いと存じて居ります。

東宮殿下御上陸より還啓まで

和歌山縣知事 小原新三謹話

御上陸 東宮殿下には十二月一日午前十一時四十分城ヶ崎御上陸の御豫定の處、約十五分遅れて御上陸に相成りました。ランチからは眞先に井戸川由良要塞司令官が上陸して御先導申し上げたのであります。實は自分が、殿下を御先導申し上げる事に、豫て宮内事務官と打合せを致して置いた關係から、井戸川中將が眞先に行き、而して自分は、殿下の左側約三步前に立つて御先導申上げました。御上陸の地点に於ける浮棧橋の事であるが、御通御は僅に一瞬間のことではあるが、殿下が御滞なく御通御に相なつたのを拜して、あとから土木課長は無限の感を以て胸を撫で降したと申します。萬一浮棧橋の構造が不適當なために、御上陸が出來ぬと云ふ事があつては萬事の奉迎計畫に齟齬を來す次第であるから土木課長の責任觀念からは左もあるべき筈であります。此くて、殿下には初めて本縣の土を御踏みに相成り豫ねて御列を正して準備してあつた宮廷自動車に御召遊

ばされ、自分と中將とは、殿下に御一禮申し上ぐると共に、走つて用意の自動車に同乗し、かくて御先導申し上げて、深山聯隊に向ひました。聯隊に着御に相成るや將校集會所に於て、自分は特に拜謁を賜はつたのであります。聯隊から次に加太砲臺に向はせられたのであるが、其の御途上 水泳台覽 の御豫定に相なつて居つたので、先に御上陸の地点に於て自分は下車して、殿下を御先導申し上げ、而して岡村本縣水産試験場長、並に武徳會の水泳教師五人の水泳を、台覽に供したのであります。此の水泳の事に付て自分は豫め一通り岡村場長から、各派游泳術の相違、殿下が小堀流の水泳を御練習になつておらせらるゝこと、並に台覽に供する各種の水泳につき、大体は會得して居つたけれども、殿下には餘程水泳に御堪能で在らせらるゝと云ふ事を拜聞してゐる處から、御説明申上げること、就いて稍々躊躇する点もありましたので、唯簡單に第一に逆跳び及バタ足小拔きを台覽に供すること、及び岡村場長は日本に於ても有数の水泳の達人で、現に水府流の選手として先年東京芝浦に於ける東洋オリムピック大會に出場し

支那人及び比利賓人とのリレー、レースに優勝を得たこと、及他の人々も武徳會の水泳教師であることを、御説明申上ぐるに止めた次第でありました。此の際非常に役立ったものは前日自分の注意で作らせて置いた水泳次第書であります。熊野理事官の稍々遅れて差出した次第書を、殿下には侍従長から御受取になり、之と見比べつゝ、御台覽遊ばしたのであります。

此の際には、殿下からは別段の御下問もありませんでしたが、自分は或は御説明に不十分な点がありはせぬかと、氣遣つてゐましたが、當日御泊所に御着になつて後、侍従長を經て自分に御尋ねがありました、それは今日の水泳は誠に結構であつたが、寒氣の折柄皆の者には別段障りがなかつたか、といふ難有い御下問でありました。自分は、殿下の御仁慈に感泣すると共に別段何等障りのない事を申上げて、御禮の言上を乞ふた次第であります。その後岡村場長に傳へた處、場長は「自分は滿身の光榮を荷つたのであるから、當時寒いといふやうな感じは、勿論起す遑もなかつた」といつて、同じく、殿下の御仁徳に感泣してゐました。尙此等水泳を御覽に入れた人々に對し、畏くも御菓子

賜はつたのは、何處までも下を憐み給ふ難有い思召であります。

加太砲臺 に於ては自分と徳川侯爵と警察部長との三人丈が、特に、殿下に扈從することを差許されました。此處を御出ましになり、加太街道を經て、日前宮に御成り遊ばしたのであるが、其の御途上で特に目を惹いたのは、青年團がユニホームを着て、拜觀者堵列整理の任に當つて居つたことであり、堵列のよく出来てゐたことは、その後、に於て宮内大臣その他扈從の人々からも屢々賞讃の辭を受けましたが、單に堵列の整然たりしのみならず、例へば田舎等に於ても奉迎者を、各所に一團として、集合させて置いたことを、宮内大臣は特に賞讃して居られました。大臣の意中では、殿下が途上に於て仮令一人の者が奉迎して居ても、之に對し一々御答禮遊ばすことに就き、殿下の御苦勞を御察し申上げて、斯くは好い方法だといはれた事と察するのであるが、兎に角多數の群衆が敬虔な態度を以て、靜肅に、秩序整然として御迎へ申し上て居たことは、少くとも一般に本縣の奉迎振が、好評を博した一原因であつたやうに、思ふのであります。そ

れから自分は

北島橋 を渡ると同時に、一大責任を果したやうな感じを以て、ホット息を吐いたのであります。と云ふのは萬一加太街道或は北島橋、殊に二百七十間もある北島橋の上で、自動車の一臺でもパンクするか、又は車輛に故障でも生じた場合には、忽ち、行啓の御豫定に一大支障を來たす事となるのであるから……尤も万一の此の場合に備ふる爲イザと云ふ場合には橋の欄干を壊して支障を生じた自動車を片寄せ、かくして後車を通すべく橋の両の袂に飛口を持たせて工夫を伏せて置きましたが……車輛の選擇に關しての保安課長の苦心は、實に容易でないことを知つて居たからで之れが爲に保安課長は數次大阪に出張し、選擇に選擇を重ねて自動車の選定を了したのであります。

日前宮に於て 殿下には、殊に敬虔の御態度を以て御參拜を了せられました。此に自分が深く感じたことは、畏くも、殿下が神社崇敬の範を、縣民に御示しに相なつたといふ事であり、次で、殿下には、尤縣廳に御成り遊ばしたのであります。自分は直に玄關から御先導申上げ、殿下には御休所に充て參ら

せた正廳に入御あらせられ、而して引續き單獨拜謁及び列立拜謁を賜はり、續いて自分は管内の狀況につき之が一般を言上致しました處、畏くも、殿下には始終御起立に相なり、言上を聞き召したのであります。

而して自分は此の言上中に於て、管内の青年團に言及し、唯今も御途上に於て台覽を賜りました如く、縣下の青年は交通整理其他各般の社會奉仕について、卒先、努力しつゝあることを、一言附加へて言上致したのであります。右終つて市長の市勢一班の奉呈及び縣會議長の奉迎文奉呈があり、而して直に自分が御先導申上げて、別室に陳列して置いた、献上品の台覽を仰いだのであります。縣の献上品五點、知事の献上品たる蜜柑、縣高等官一同より献上した蔬菜、徳川侯爵の献上に係る三點、以上については一々御説明申上げ、次で高齢者の献上品に關し、最高齢者の年齢、並に其他献上品中の目ばしいものに就いて、夫々御説明申上げました。此の内、西牟婁郡の献上に係る

オータニワタリ といふ植物につき、御説明を申上げた際、殿下には親しく御手を觸れて、御覽に相なりました。猶その他の献上品中で、黒鳥社の献上に係

る書畫帖に關し、その夜自分は御泊所に於て、侍從長に御目に懸つた際「此の帖の中に知事の筆が漏れて居るのは残念である」と申されました。實は自分は思ふ仔細あつて、自分の筆を此の書帖に加へることを御遠慮申上げたのであるが、黒鳥社としては非常な光榮に浴した次第であります。

夫れから 殿下には六十一聯隊へ行啓に相成り、將校其他に拜謁を賜はつた後、練兵場御通過の際、山路長四郎 と云ふ特務曹長の前で、御足を止めさせられ、畏くも特に御會釋を賜はつたのであります。

此の特務曹長は日露戰役に於ける殊勳者であるが、感激の餘り兩眼に感涙を湛へて居るのを見受けました。聯隊に於て御手植を終へさせられた後次で

練兵場 に於て、聯隊區司令官の御先導で、在郷軍人團を、而して更に自分の御先導で、小學校兒童及び高等女學校生徒の各聯合体操を御覽になりました。侍從の人々の言に依ると、此の類の催又は提燈行列等は各地方に於て殆ど皆台覽に供しない處はない趣で、恐らく 殿下としては餘程御務めに相成つて居らせらるゝ事と拜察されると申す事でありませう。此の際練兵場

に於て宮内大臣は自分に注意して、殿下は香川縣行啓以來少しく御風氣に渡らせられ、その上連日長途の御旅行なるがため稍々御寒れの様にも御見受け申上げから、今夜の提燈行列は何かとして、出來得る限り時間を短縮する方法はあるまいかと云ふ、相談を受けました。さりながら殿下の奉迎に赤誠を捧げんとしてゐる多數の生徒や青年に、最も満足を得るものは此の提燈行列であるから、自分もその御答に甚だ當惑したが、結局御泊所の門前で、行進を停止して萬歳を唱へるといふ計畫を止めて、歩きながら萬歳を奉唱することに改めると共に、各團体間に成るべく距離を置かないやうにする外、他に適當の方法はあるまいといふことを申上り、其の意を學校當局に傳へました。

殿下には聯合体操台覽後、更に縣下青年團を御親閱遊ばされて後、自動車に御召しになり、御泊所たる雙青寮へ、御歸りになつた次第であります。翌夜御陪食の際、宮内大臣は今回の如く多數の在郷軍人が集合して奉迎したのは他府縣に於ても見た事がないと云ふて居られました。自分は本縣在郷軍人の全國中に於ても恐らく優秀なる成績を示して居るものであらうと云ふ事

を申し上りて置きました。

御泊所に於て自分は或る向から「本縣の堵列者は殿下御列の通過が未だ終らない内に、早や列を亂して騒ぐ者があつたが、あれは不体裁である」といふ注意を受けたのである。それで自分は「當時薄暮に近づき、殊に風寒の烈しい折柄で、自然さういふ事になつたものであらふ」と辯解しては置いたが、果して事實此の事があつたとすれば、將來注意を求めねばならぬ点である、と考へるのであります。自分は御泊所に於て、此の日午後四時に軍艦伊勢から御上陸になり、同じく雙青寮に御泊りの上、翌日 殿下に扈從せられて、各所を御巡覽の御豫定に相なつて居る、久邇宮若宮殿下に拜謁し、それ／＼献上品を捧呈致しました。當夜提燈行列の催に對し約四十分間 殿下には寒風に曝され一々御答禮に相成つた事は何とも申上やうのない恐懼の次第に存じました。

御泊所の警戒に就ては、警察部長と共に人知れず種々苦心しました。固より間違等のなかるべきことは、万々承知してゐたのであるが、併し万一を慮つて、自分も御泊所内に宿泊する考であつたが、警察部長其他か

ら強いての希望もあり、他の人々の迷惑と、一面には明日各處で御説明の重任を有する職責上、睡眠の不足といふことも亦考へねばならぬ關係から、新和歌に宿を取つて、不時の場合に備へることにしたのであります。第二日は午前八時御出門に相なり、五十分といふ長い時間を費して……當日は非常に寒い朝で、御風氣の折柄自分は恐懼して居りました…… 殿下には西和佐村の

實業補習學校教員養成所 へ御成り遊ばされました。同所に御着の後、自分は當所へ台臨を仰ぎ奉つた趣旨につき、目下青年思想の變遷に伴ひ、地方廳が如何なる苦心と施設經營とをなしつゝあるかといふ事を親しく台覽に供し、殊に小學校を卒業して、更に上級の學校に進む者は別とし、其の然らざる者は徴兵適齡に達するまで、無教育の状態に放任することは、青年指導上憂慮に堪へざるが故、此に實業補習教育の必要があり、而して補習教育の實を擧ぐるには、之に當る教員の養成を先決問題とすること、又此の補習學校教員は他の一面に於て、地方の青年處女少年等を指導すべき、重大なる責任を有するものなるが故に、此の点

に於て本所は男女青年善導の機關としても有意義であること、並に本所は他の府縣に率先して設けたるものなる事は他の府縣に於ける此種の機關とその趣を異にして、本所は單に農業に關する知識技能を授くるに止らず、主として青年思想の善導をその目的とするものであること杯を、詳細に言上し、猶附加へて本所に於て御播種を奏請致したる趣旨につき、その由來、並に之に依つて一面産業御獎勵の聖旨を徹底すると同時に、種子が發芽生育の曉には、管内に於ける各學校及び神社に分配して、永く 殿下の行啓を記念し奉りたいといふことを、詳細に言上致しましたる處、之に對して畏くも一々御首肯あらせられ、篤と御聽きを賜はるの光榮を荷つたのであります。續いて所長より本所一覽を捧呈し、所長の御先導で、土壤成分の分析に關する、生徒の實驗を御覽に入れ、次に別室に於て同村に於ける岩橋千塚の由來、並に本所に陳列して置いた千塚の發掘物につき、御説明を申し上げ、更に本所卒業生の論文、生徒の栽培に係る蔬菜、並に縣下實業補習學校生徒の成績品につき、御説明を申し上げましたが、殿下には卒業生の研究論文に御手を觸れさせ給ひ、

御閱覽に相なつたことは誠に光榮の至りと申さねばなりません。猶引續き他の別室に於て本所七十九名の卒業生中、特に所長に於て選抜したる、目下補習學校に奉職しつゝある山本某、鹽崎某兩名の、研究發表 を台聞に達しましたが、殿下には一々仔細に御聽取りになり、而かも幾度か御肯きになるのを、御見受け申しました。此の研究發表は各種方面の批評を綜合するに、頗る好成績であつた様に思はれる。之に依つて最近地方に於ける青年思想の變遷、並に之に對して地方の補習教員が、如何に努力奮闘しつゝあるかといふことに關し、御參考の一端に供し奉る事が出來たやうに思はれ、又此れあるがため、殿下の台臨を比の僻陬の地に仰ぎ奉つた事が大なる意義をなし、而して本所の價値も之に依つて、大に明にせられたと信するのであります。次に 殿下の御手播 並に御手植を奏請しましたが、殿下には御手播の際に、侍從長及び自分から恐懼の餘り「もうそれで十分でございます」と申し上げたるにも係らず、幾度も「……凡そ五六回程……種子を親しく御播種遊ばされたことは、誠に恐懼の至りで、御盛徳の

一端は此の一事でも、窺ひ奉ることが出來ると、一層感激の念を高めた次第であります。思ふに 殿下には播種の趣旨をきこしめされて、其の結果は如何なるものであるかといふ事に、深く思を寄せさせ給ひ、斯くは御熱心に御播種遊ばされた事かと、心私かに拜察し奉つたので、今後此の難有い思召を、擴充する爲更に大に慎重に考慮を廻さねばならぬといふ、決心を致した譯であります。養成所に續いて 和歌山紡績工場 を御覽あらせられました。當日御先導御説明の大任に當つた南社長の光榮は申すまでもなく、會社重役模範職工其他の従業員も、之がため大なる面目を施した事と思はれます。此の工場に於ては開綿から綿糸になるまでの工程、及び織布並に荷造りに至るまでの作業を、御熱心に御台覽相成り、時としては社長の御先導をも待たせ給はず、御親ら進んで機械の側に御立寄りせられて、台覽になるといふ程の御熱心に對しては、一同恐懼措く能はざる所でありました。續いて市長の御先導で和歌山公園の一部を御覽遊ばされ次で

天主閣 に御登りになつたのであります。公園内に奉迎しました市會議員について、自分から此度の行啓に際し、市の營造物では他に台覽を仰ぐべき機會がなかつた爲めに、此の場所に市會議員をして奉迎せしめた次第を、言上致しましたる處、殿下には特に帽を御取りになつて、御會釋を賜はつたことは、市會議員の大なる光榮と申すべきであります。天主閣上に於ては、市長及び自分から交々御説明申し上げましたが「此の城は徳川の造つたものか」といふ御下問がありましたが、之に對して自分は「羽柴秀長の築造に係り、淺野幸長を経て、徳川藩祖の領に歸したものであります」と奉答致しました。尙此際自分は龜山神社及伊太新曾神社の所在其他に就て御説明申し上げ次で天主閣を御降りになり、裏阪を経て商品陳列所に御成りに相成りました。其途上陳列所門内に於て奉迎したる高齢者、並に盲啞學校生徒につき、言上致しましたる處、一々帽を御取りになつて、御會釋を賜はつた後、陳列所 に入らせられました。陳列所の御台覽は約十五分間の御豫定でありましたが、時間の許す限り、夫々出來る丈け御説明申し上げました。その中經節を陳

列した前で「本縣でも鯉節が出来るか」といふ御下問がありましたので「由來土佐節なるものは、昔本縣の教師が土佐に行つて、製造法を教へたものであります。今は却つて土佐より傳習を受けつゝある事は眞に遺憾の次第でございます」と奉答致しました。猶養殖眞珠につき御説明申上げました處「大崎の養殖場は何人の經營か」と御下問があり、重ねて「御木本も本縣で養殖を遣つて居るか」と御下問がありましたから、一々奉答致しました。又古谷石につき申上げた時「石質は何か」と御尋がありました。研究してゐなかつたのでこれには大に恐懼した次第であります。殿下は實に寛容の御徳に富ませられ、如何なる場合でも故らに追究遊ばすことはないといふ事を、豫々承つて居りましたが、此の場合に於てもその通りである事を、知つて益々感激の念を高めました。次に

松太綿布會社 へ行啓に相成り、御休所に於て自分は同社の社會施設に關し、一言勞資協調問題に言及して、此の點に關する同社の施設を言上致しましたが、宮内大臣よりそれは誠に結構であるといふ御話のあつたことは、同社の光榮と謂ふべきであります。本工場一層深くし、此の點に關して松居社長を初め他の同業者にも、盛旨について深く希望する所があつた次第であります。聞けば松居社長は此の日朝早く佛間に入つて祈願を籠め、而して 殿下御還啓の後、功勞者の一人として御泊所に召され、非常なる光榮を荷つたのであるが、歸宅するや否や佛間に入つて、暫くは感激の涙に泣き倒れたさうであるが、如何にもさうであらふと思はれるのであります。次に

九四

に於ては綿布よりネルとして之を仕上げ、又捺染の工程を終るまでの作業を順序を追つて御覽に相なりました。松居社長の説明を一々御聴取りになり、而して御巡覽中社長に對し「知事から聞いたが、此の會社では職工の保護を、周到にして居るさうだネ」といふ優渥なる御言葉があり、更に「社内にある人事相談所の成績はどうか」との御下問を賜はりました。猶捺染の作業を御覽の後「染めは褪けることはないか、大丈夫だらふネ」といふ御下問を拜し、之に對して自分は「社長は此の點につき最も苦心致しまして、粗製濫造の弊を防止するため、同業者の指導上にも、大に努力を致して居ります」と申上げたのであります。殿下は數多くの御下問はあそばされぬけれども、一度御下問があれば、何れも剴切を極めたものであるといふことは、供奉の方々から承はつて居りましたが、此の工場に於ける御下問に就ても、自分は 殿下御着眼の非凡にあらせられるのは御聰明に依る事は申すまでもありません。一には平素に於ける御修養の然らしむる所と驚嘆し且つ此の深遠なる思召に對して、將來社會問題並に産業の獎勵に關し、益々奮勵努力せねばならぬとの感

新聞記事の材料を提供し、此れが終つた時、殿下には野球台覽 のため、自分の居つた室の前面を御通過になりましたから、直に馳せて 殿下に扈從し、野球の台覽を仰いだのであります。……尤も校長が御先導申上げたのであるが……話は前後するが、之より先き御休所に於て、自分は今度新に出來た同校のスタンドの事を申上げ、尙本日野球に付ては、父兄にも陪觀を差許されたき旨言上致しました處、直に宜しいとの御言葉がありました。出場選手の光榮は申までもなく、父兄に於ても亦同じく非常の光榮に浴した次第であるが、此等も 殿下が一人でも多く臣下に満足を得させたいといふ、蒼生を愛撫し給ふ御仁慈の發露であつて、實に難有いことの極みであります。當夜御泊所に於て御陪食を賜はつた際 殿下には晝間自分より言上した事を御記憶に相成つて居つたもの、如く「和歌山中學の野球は中等學校としては珍らしいが外の運動も盛であるか」といふ御下問があり、又宮内大臣が「本縣の教育は中々進んで居るやうに見へる」と申されたので、自分は大に面目を施しま

した。之と同時に教育者は勿論、その局に當る者は更に責任の重大なることを感じなければならぬ次第であります。猶宮内大臣から其際「スタンプを有する學校は、全國でも中等學校は勿論大學にも無からう」と申されました。次に野球台覽後講堂に於て、

縣下中等學校生徒小學校兒童成績品 の台覽を仰ぎました。その際自分からよく畫家などが紀州は雲の色から空氣の色などまで所謂南國の情調を帯び、其他風光の明媚であつた關係から、一般生徒の圖畫作文等藝術に關しても他に勝れてゐるといふ評を致すものもある。此の点を申し上げ、更に本成績品は一般の生徒兒童が 殿下奉迎の爲描いたもの、中から特に優秀なものを選んで、台覽に供した次第でありますと言上致しましたが、殿下は仔細に御覽に相なりました。尙高山植物に付ても御注目相成り又粉河中學校生徒の採取に係るアツプスは世界にも数少動物であると云ふことを申し上げました。殿下には御手に取つて御覽になりました。

紀三井寺 では石段の数が二百三十階ありますから靜に御先導申し上げますと申し上げたる處、殿下に

は御笑ひに相成りました。御同伴の久邇宮殿下には「琴平神社の方は之よりも長いが、併し所々に休み場があるから」と申されました。尙自分から 殿下御健脚の御程に付て申上たる所、皇太子殿下には「我々は若いから」と仰せられて御笑ひになりました。石段を登る際に山門から始まつて紀三井寺の名稱の由来や御泊所の御用水は紀三井寺の瀧の水を一部御用ひに相なる豫定に相なつて居る事などを御説明申上げて成るべく暇取るやうに力めました。

妹脊山 では三斷橋、石硯、下り松、觀海閣並に多寶塔について御説明申上げました。殿下には多寶塔の側の井戸を御覽になつて、水がないので御笑ひになり、供奉の方々が續いて何事かと中を見られるので、殿下には更に御笑ひに相なりました。御途次妹脊山の斷岩……元の下り松のあつた邊……に御手を御觸れ遊ばされ、この岩は何といふ岩かと御尋ねになりましたので、地質學上古いものであると申上げました。殿下には古世層の片麻岩ではないかと宣たまはせられました。殿下には輕微の御風氣に渡らせらるゝに拘はらず、中々の御元氣で、此の時少しの降雨があつ

たにも係らず、玉津島神社と鹽竈神社との間に御手植を遊ばされました……此の時は雨はもう止んで居りました……玉津島神社の由緒を申し上げ、古は歴代の天皇から御歌を賜はる例になつて居つた事を言上致しましたる處、社前に御會釋あらせられました……還啓の際にも同様御會釋になりました……奠供山に御登臨の際、聖武天皇、稱徳天皇、桓武天皇行幸の事を申し上げましたる處、殿下には

奠供山とはどういふ字を書か と御下問になり此處は大層御氣に召させられたやうで、殿下の爲に特に宮内省の方で御椅子を御準備申上げて置いたに拘はらず、それを御用ひにならず、公衆のベンチに御掛けになつて、久邇宮殿下と共に四顧の景色を飽かず賞でさせられました。是所自分からは神武天皇御東征の御順路、護国親王熊野落の御事、熊野歴代行啓の御事蹟などを言上致しました。

御泊所に御還啓の上教育、産業及社會事業の功勞者を御召しになり、一人々々に御會釋を賜はり、入江侍従長を経て御下問がありましたので、何れも難有さに感泣した次第であります。特に此際優良部落代表者及之

に關する功勞者十一名を御泊所に御召に相成りました事は一視同仁なる深遠なる思召に依るものと此点に付ては一層責任を感じる次第であります。

次に徳川侯爵から御慰みとして御覽に供せられた和歌祭には、非常に興味を以て台覽あらせられ、又雙青寮の庭園で久邇宮殿下とオルフの御競技があり、尙同夜御陪食を賜はつた際、游入丁は大層景色のよい處であると聞いてゐるとの仰せがありましたには、殿下の御博識に驚きました。

第三日 には午前六時御泊所御出門の上奈良線を経て御還啓に相成つたのでありますが、其際宮廷列車内で行啓の御禮を申上げました處、殿下には畏くも「縣民には盛なる歓迎を受けて、世話になつたことは感謝に堪へない。知事から宜しく縣民に傳へてくれ」との優渥なる御言葉賜はつて自分は、實に感極まつて措く所を知らなかつた次第であります。自分が今回の行啓に際して見聞した、殿下の御盛徳に關しては別に御話を致す機會があると存じますが、茲には單に御巡路に従つて行啓の顛末を申し述べたに過ぎませぬ。



大正十二年三月二十日印刷
大正十二年三月廿五日發行

和歌山縣社會課

印刷者 和歌山市元寺町三丁目一番地
塩谷 徳藏

印刷所 和歌山市元寺町三丁目一番地
塩谷商店印刷部

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

終

